

府中市地域防災計画

風水害編

令和6年修正



府中市防災会議

目 次

府中市地域防災計画は、震災編、風水害編、大規模事故災害編、資料編から構成される。

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的	1
1 計画の目的	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の前提	1
第 2 節 計画の構成	2
1 計画の構成	2
第 3 節 計画の位置付け	2
1 計画の位置付け	2
第 4 節 計画の習熟	3
1 計画の習熟	3
第 5 節 計画の修正	3
1 計画の修正	3
第 6 節 地区防災計画	3
1 地区防災計画	3

第 2 章 府中市の現状と被害想定

第 1 節 府中市の現状	4
1 位置及び地勢	4
2 人口	5
2-1 人口	5
2-2 昼夜間人口	6
3 交通	6
3-1 道路	6
3-2 鉄道	6
4 大規模集客施設	7
4-1 東京競馬場・ボートレース多摩川	7
4-2 大國魂神社	8
第 2 節 浸水想定区域と設定条件	8
1 設定条件	8

2 浸水想定区域	8
第3節 内水氾濫	9
1 内水氾濫	9
第4節 地下空間への浸水	10
1 地下空間への浸水	10
第5節 土砂災害	10
1 土砂災害	10

第3章 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標）

第1節 目標の位置付け	11
1 目標の位置付け	11
第2節 減災目標	11
1 減災目標	11
第3節 市の行動計画	13
1 市の行動計画	13

第4章 基本的責務と役割

第1節 市、市民及び事業者の基本的責務	14
1 基本理念	14
2 基本的責務	14
2-1 市の責務	14
2-2 市民の責務	15
2-3 事業所の責務	15
第2節 市及び防災関係機関等が行うべき業務大綱	16
1 市と市民の役割	16
2 指定地方行政機関の役割	17
3 自衛隊の役割	20
4 東京都の役割	20
5 指定公共機関の役割	24
6 指定地方公共機関の役割	27
7 協力機関の役割	28

第5章 複合災害への対応

第1節 基本方針	29
----------------	----

1 基本方針	29
第2節 予防、応急・復旧対策	30
1 予防対策	30
1-1 防災施設の整備等	30
1-2 非常時情報通信の整備	30
1-3 避難対策	30
1-4 災害医療体制の整備	30
1-5 緊急輸送体制の整備	30
1-6 複合災害に関する啓発	30
2 応急・復旧対策	31
2-1 人命救助	31
2-2 情報の収集・伝達	31
2-3 交通規制	31
2-4 避難所の再配置	31
2-5 二次災害の防止	31
2-6 ライフラインの復旧	31
第3節 複合災害に備え留意すべき事項	31
1 複合災害に備え留意すべき事項	31

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 水害対策の基本方針	35
1 基本方針	35
第2節 豪雨対策	35
1 東京都豪雨対策基本方針	35
1-1 基本的な考え方	36
1-2 豪雨対策の強化	36
2 河川の整備〔関東地方整備局、東京都建設局〕	36
2-1 大河川の整備	36
2-2 中小河川の整備	37
3 雨水流出抑制施設の整備	37
〔都市整備部、関東地方整備局、東京都都市整備局、東京都建設局〕	
4 下水道の整備〔総務管理部、都市整備部、関東地方整備局、東京都下水道局〕	39
4-1 下水道の整備計画	39

4-2 多摩川の出水に伴う北多摩一号水再生センター排水ひ門の閉鎖による内水氾濫の防止	39
4-3 下水道におけるリスクコミュニケーション	39
5 ハザードマップの作成〔総務管理部〕	40
5-1 水害ハザードマップ等の作成	40
5-2 住民への普及啓発	41
5-3 本計画等への活用	41
第3節 崖（はけ）及び擁壁等の安全化	41
1 崖（はけ）及び擁壁等の安全化〔都市整備部〕	41
第4節 土砂災害予防対策	42
1 土砂災害予防対策〔総務管理部〕	42
1-1 土砂災害防止法	42
1-2 平常時からの情報共有	42
第5節 都市施設対策	42
1 基本方針	42
2 ライフライン施設	43
〔都市整備部、東京都水道局、通信事業者、電気事業者、ガス事業者〕	
2-1 電気施設	43
2-2 ガス施設	43
2-3 上水道施設及び下水道施設	43
2-4 通信施設	44
3 道路及び交通施設等	45
〔都市整備部、府中警察署、中日本高速道路㈱、鉄道事業者、バス事業者〕	
3-1 道路施設	45
3-2 鉄道施設	45
3-3 バス施設	45
4 建築物対策〔都市整備部、府中消防署〕	46
4-1 一般建築物防災計画の方針	46
4-2 一般建築物防災計画の予防計画	46
第6節 農業施設対策	47
1 農業施設対策〔総務管理部、生活環境部〕	47

第2章 災害予測（警戒）区域

第1節 浸水想定区域の指定と対策	48
------------------------	----

1 浸水想定区域の指定と対策.....	48
[総務管理部、施設所管部、関東地方整備局、東京都建設局]	
1-1 浸水想定区域の指定及び水深の公表.....	48
1-2 浸水想定区域における避難体制確保.....	48
第2節 土砂災害警戒区域の指定と対策.....	49
1 土砂災害警戒区域の指定.....	49
2 土砂災害警戒情報等 [総務管理部、関東地方整備局、東京管区气象台、東京都建設局] ...	49
2-1 土砂災害警戒情報.....	49
2-2 緊急調査及び土砂災害緊急情報.....	49
2-3 土砂災害緊急情報の提供.....	50
3 土砂災害警戒区域等における避難体制等の整備・確立 [総務管理部] ...	50
第3節 地下空間への浸水対策.....	51
1 地下空間への浸水対策 [総務管理部].....	51
1-1 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策 ...	51
1-2 施設管理者等への情報提供.....	51
1-3 地下空間管理者による情報判断.....	51
第4節 市民等への周知.....	52
1 市民等への周知 [総務管理部].....	52
1-1 広報・啓発.....	52
1-2 雨量・気象情報等の活用.....	52
1-3 東京都水防災総合情報システムの活用.....	52

第3章 情報収集・伝達

第1節 情報収集・伝達体制等の整備.....	53
1 防災情報通信基盤網の整備 [政策経営部、総務管理部].....	53
2 災害用伝言サービスの周知 [総務管理部].....	53
3 防災行政無線の整備 [総務管理部].....	54
第2節 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備.....	54
1 市と他機関等との情報通信手段の確保 [総務管理部、通信事業者]	54
2 通信連絡体制の整備 [政策経営部、総務管理部、府中市消防団]	56
2-1 市災害対策本部設置前の連絡窓口.....	56
2-2 市災害対策本部設置後の連絡窓口.....	56
2-3 地域における情報連絡.....	56
2-4 災害情報.....	56
第3節 市民等への情報提供体制の整備.....	57

1 市民等への情報提供体制の整備	57
[政策経営部、総務管理部、東京都水道局、東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者、放送事業者]	
1-1 市の役割	57
1-2 ライフライン事業者の役割	58
1-3 通信事業者3社の役割	58
(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	
1-4 通信事業者の役割	59
第4節 市民相互の情報連絡等の環境整備	59
1 市の役割 [政策経営部、総務管理部]	59
2 通信事業者の役割	59

第4章 災害に強い人づくり

第1節 防災意識の啓発	60
1 防災意識の啓発	60
[総務管理部、教育部、府中警察署、府中消防署、電気事業者、ガス事業者]	
1-1 防災広報の充実	60
1-2 防災教育の充実	61
第2節 防災訓練の実施	63
1 防災訓練の充実 [総務管理部、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者、放送事業者]	63
1-1 市の防災訓練	63
1-2 水防訓練	64
1-3 警備訓練	65
1-4 指定公共機関等の訓練	65
第3節 ボランティアとの協力体制の確立	66
1 一般ボランティア [市民協働推進部、福祉保健部]	66
2 登録ボランティア	66
[東京都生活文化スポーツ局、警視庁、府中消防署、日本赤十字社]	
2-1 東京都防災ボランティア等	66
2-2 交通規制支援ボランティア	67
2-3 東京消防庁災害時支援ボランティア	67
2-4 赤十字ボランティア	67

第5章 地域の防災力向上

第1節 市民の防災力向上	68
--------------------	----

1 市民の防災力向上	68
第2節 自主防災組織の強化	68
1 自主防災組織の強化〔総務管理部〕	68
第3節 要配慮者対策	69
1 要配慮者対策〔総務管理部、市民協働推進部〕	69
第4節 社会福祉施設等における対策	70
1 社会福祉施設内の安全対策の推進〔総務管理部、施設所管部〕	70
2 迅速な応急活動体制の確立〔総務管理部、施設所管部〕	70
3 地域との連携強化〔総務管理部、施設所管部〕	70
第5節 事業所等の防災活動の促進	71
1 事業者等の役割	71
1-1 企業の果たす役割	71
1-2 自衛消防訓練等	71
2 市の役割〔総務管理部〕	72
第6節 市民・行政・事業所等の連携	72
1 市民・行政・事業所等の連携〔総務管理部、市民協働推進部、福祉保健部〕 ..	72

第6章 帰宅困難者の安全確保

第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	73
1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	73
〔総務管理部、子ども家庭部、教育部、東京都総務局〕	
1-1 東京都帰宅困難者対策条例の概要	74
1-2 東京都帰宅困難者対策条例の周知方法	74
1-3 市民の備え	74
1-4 事業所における帰宅困難者対策	74
1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保	75
1-6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置	75
第2節 主要駅周辺等における混乱防止	75
1 平常時からの連携強化	75
2 関係者の役割〔鉄道事業者〕	76
2-1 鉄道事業者の役割	76
2-2 駅周辺事業者の役割	77
第3節 帰宅困難者への支援体制の整備	77
1 帰宅困難者への支援体制の整備〔総務管理部、東京都総務局、通信事業者〕 ..	77
1-1 情報提供体制の整備	77

1－2 一時滞在施設に係る取組	77
第4節 徒歩帰宅者への支援	78
1 徒歩帰宅者への支援〔総務管理部、東京都総務局、通信事業者〕	78
第5節 意識啓発	79
1 意識啓発〔総務管理部〕	79

第7章 避難者対策の整備

第1節 避難体制の整備	80
1 避難体制の整備〔総務管理部、施設所管部〕	80
1－1 避難体制等の整備・確立	80
1－2 避難指示、避難誘導	80
1－3 広域連携	81
2 情報伝達手段の確保と避難体制の周知・習熟〔総務管理部〕	82
2－1 情報伝達手段の確保	82
2－2 避難体制の周知・習熟	82
3 要配慮者対策への支援〔総務管理部、福祉保健部〕	83
3－1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成	83
3－2 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の活用	83
3－3 地域との連携	83
第2節 避難場所及び避難所の指定	84
1 避難場所及び避難所の指定〔総務管理部〕	84
1－1 避難場所	85
1－2 避難所	86
1－3 避難場所及び避難所の周知	87
第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備	88
1 避難所の管理運営体制の整備〔関係部〕	88
1－1 管理運営の基本方針	88
1－2 管理運営の留意点	88
1－3 管理運営における連携体制	88
2 施設環境の整備〔総務管理部〕	89
第4節 多様な避難者ニーズへの配慮	89
1 多様な避難者ニーズへの配慮	89
〔総務管理部、市民協働推進部、福祉保健部、子ども家庭部〕	
1－1 避難行動要支援者のニーズ	89
1－2 外国人のニーズ	90

1－3 女性や子育てのニーズ	90
1－4 その他のニーズ	90

第8章 風水害対策用資機（器）材の整備

第1節 応急対策用資機（器）材の備蓄及び点検	92
1 応急対策用資機（器）材の備蓄及び点検〔総務管理部〕	92
第2節 備蓄場所の整備と輸送体制の確保	92
1 備蓄場所の整備〔総務管理部〕	92
2 防災備蓄計画	93
〔総務管理部、生活環境部、都市整備部、東京都財務局、東京都福祉局、 東京都水道局、府中警察署〕	
2－1 食料、生活必需品等の確保	93
2－2 飲料水及び生活用水の確保	94
2－3 資機（器）材の確保	95
2－4 輸送拠点の整備	95
2－5 輸送車両等の確保	95

第9章 府中市事業継続計画

第1節 事業継続計画（BCP）の概要	97
1 事業継続計画（BCP）の概要	97
第2節 事業継続計画（BCP）の基本方針	98
1 事業継続計画（BCP）の基本方針	98

第3部 災害応急・復旧計画

第1章 応急活動の基本方針

第1節 応急活動の基本方針	101
1 初動体制の確立	101
2 災害の規模・状況に応じた段階的配備態勢の確立	101
3 応急活動体制の確立	101
4 情報受伝達体制の確立	101
5 応援体制の確保	101
6 財政的支援の確保	101

第2章 初動体制の整備

第1節 初動体制の確立	102
1 市の責務	102
2 初動体制の確立と職員態勢	102
第2節 水防応急対策室の設置	104
1 水防応急対策室の設置	104
第3節 非常招集命令	104
1 非常招集命令	104
第4節 消防団の活動	104
1 消防団の活動〔総務管理部、府中市消防団〕	104
第5節 水防応急対策室の廃止	105
1 水防応急対策室の廃止	105

第3章 災害対策本部の設置・運営

第1節 市災害対策本部の組織・運営	106
1 市災害対策本部の組織・運営〔政策経営部、総務管理部〕	106
1－1 市災害対策本部の設置	106
1－2 活動体制	107
1－3 市災害対策本部の水防非常配備態勢	107
1－4 市災害対策本部の組織及び所掌事務	110
1－5 市災害対策本部設置の通知等	111
1－6 市災害対策本部の標示の掲出	111
第2節 市災害対策本部の運営	112
1 市災害対策本部の運営〔政策経営部、総務管理部〕	112
1－1 本部長室の運営	112
1－2 現地対策本部の運営	112
1－3 東京都の現地災害対策本部との連携	113
2 市災害対策本部の廃止・縮小	114

第4章 国・防災機関との相互連携

第1節 自衛隊等に対する災害派遣要請	115
1 自衛隊等に対する災害派遣要請〔総務管理部〕	115
1－1 自衛隊への災害派遣要請	115
第2節 防災関係機関との協力	117

1 防災関係機関との協力〔総務管理部〕	117
第3節 自治体等との相互応援	117
1 自治体等との相互応援〔政策経営部、総務管理部、ボートレース企業局〕	117

第5章 情報の収集・伝達

第1節 情報受送信の連絡体制	119
1 情報受送信の連絡体制〔政策経営部、総務管理部〕	119
1-1 市の取組内容	119
1-2 市、東京都及び各放送機関の取組内容	120
第2節 災害予防警報等の伝達	121
1 災害予防警報等の伝達	121
〔政策経営部、総務管理部、府中警察署、府中消防署、東京都建設局〕	
1-1 情報収集・伝達体制	121
1-2 市における情報連絡	122
1-3 収集・伝達情報の種類	122
1-4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	123
1-5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有	123
1-6 特別警報が発表されたときの情報の共有	124
第3節 災害情報の収集、報告及び記録	125
1 災害情報の収集、報告及び記録	125
〔政策経営部、総務管理部、都市整備部、東京都総務局、府中警察署、府中消防署、道路管理者〕	
1-1 機関別の役割	125
1-2 被害状況の報告・伝達系統	126
1-3 被害状況の調査報告体制	126
1-4 被害状況等の報告	127
1-5 府中警察署における通信連絡体制	128
1-6 府中消防署における通信連絡体制	128
1-7 防災関係機関の通信連絡体制	129
1-8 災害の記録（写真、ビデオ等）	129
第4節 災害時の広報・報道	130
1 災害時の広報・報道	130
〔政策経営部、総務管理部、市民協働推進部、生活環境部、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者、中日本高速道路㈱〕	

1－1 機関別の広報活動	130
1－2 災害広報情報の収集	133
1－3 報道機関への発表	134
1－4 災害時の広報	134
第5節 安否情報の提供	135
1 照会の受付〔政策経営部〕	135
2 回答	135
3 注意事項	136
第6節 公聴活動	136
1 公聴体制〔市民協働推進部、府中警察署、府中消防署〕	136
2 市民相互の情報連絡等〔政策経営部〕	136
第7節 被害情報の受伝達	137
1 被害情報の受伝達	137
1－1 市の被災地調査班の編成	137
1－2 市の被災地調査班の任務	137
1－3 市の被災地調査事項	137
1－4 市の被災地調査要領	137

第6章 水防活動

第1節 水防情報	138
1 気象情報	138
1－1 東京都災害情報システム（DIS）	138
1－2 防災情報提供システム	138
2 洪水予報河川（国管理河川）	139
2－1 洪水予報を行う河川及びその範囲	139
2－2 洪水予報の種類と発表基準	139
2－3 洪水予報河川発表基準水位	140
2－4 洪水予報伝達	141
3 洪水予報河川（都管理河川）	142
3－1 洪水予報を行う河川及びその範囲	142
3－2 洪水予報の種類と発表基準	142
3－3 洪水予報河川発表基準水位	143
3－4 洪水予報伝達	143
4 水防警報河川	144
4－1 水防警報の種類と発表基準（国管理河川）	144

4-2 河川、区間、基準地点、担当事務所（国管理河川）	145
4-3 発表基準水位（国管理河川）	146
4-4 水防警報伝達系統図（国管理河川）	146
第2節 水防機関の活動	147
1 水防機関の活動〔総務管理部、府中消防署、府中市消防団〕	147
1-1 市（水防管理団体）	147
1-2 消防機関	148
2 決壊時の措置〔総務管理部、府中警察署、府中消防署〕	149
2-1 決壊の通報及びその後の措置	149
2-2 立ち退き	149
第3節 費用及び公用負担	150
1 費用及び公用負担	150
1-1 費用負担	150
1-2 公用負担	150

第7章 土砂災害応急対策

第1節 早期の避難対策	151
1 早期の避難対策〔総務管理部〕	151
2 前兆現象等の早期把握〔都市整備部〕	151
3 事前の避難〔総務管理部〕	152
4 住民等への情報伝達〔政策経営部、総務管理部〕	152
第2節 救出・救護対策	153
1 応援の要請〔都市整備部〕	153
2 救護体制〔福祉保健部〕	154
第3節 二次災害防止対策	154
1 崖の監視〔都市整備部〕	154
2 被災宅地の調査〔都市整備部〕	154
3 警戒区域の設定等〔総務管理部〕	154
4 再崩壊の防止〔都市整備部〕	155
5 応急対策事業等の実施〔都市整備部〕	155
6 防災体制の整備〔都市整備部〕	155
第4節 施設の緊急復旧	156
1 交通施設〔都市整備部、鉄道事業者、道路管理者〕	156
2 通信・ライフライン施設〔東京都水道局、電気事業者、ガス事業者、通信事業者〕	156

第8章 避難者対策

第1節 避難行動の基本方針	157
1 避難行動の基本方針	157
2 避難体制の整備〔総務管理部、市民協働推進部、生活環境部、福祉保健部〕	157
2-1 避難指示体制	157
2-2 避難対策の整備	158
2-3 避難行動要支援者名簿の作成	158
2-4 要配慮者の避難対策	159
2-5 その他対策	159
第2節 避難指示等の判断・伝達	159
1 避難指示等〔総務管理部〕	159
1-1 立ち退き避難が必要な災害の事象	159
1-2 避難指示等と取るべき行動	160
2 避難指示等の判断・伝達〔政策経営部、総務管理部、府中警察署、府中消防署〕	161
2-1 避難指示等の発令と警戒区域の設定	161
2-2 避難指示等の設定	162
2-3 避難指示等の伝達方法	162
2-4 避難指示等の判断基準等	163
3 避難誘導	164
〔総務管理部、生活環境部、福祉保健部〕	
3-1 市	164
3-2 府中警察署	165
3-3 府中消防署	165
第3節 避難所の開設	165
1 避難所の開設〔市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部〕	165
1-1 避難所の開設	166
第4節 被災者の受入れ	167
1 被災者の受入れ〔市民協働推進部、文化スポーツ部、福祉保健部、教育部〕	167
第5節 被災者の他地区への移送	168
1 被災者の他地区への移送〔総務管理部〕	168
第6節 広域避難	168
1 大規模水害時に使用可能な避難所の確保〔総務管理部〕	168
2 避難誘導〔総務管理部〕	169

第9章 帰宅困難者対策

第1節 基本的方針	171
1 基本的方針	171
第2節 事業所等における帰宅困難者対策	171
1 事業所等における帰宅困難者対策〔総務管理部、子ども家庭部、教育部〕 ..	171
1-1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	171
1-2 事業所による従業員等の施設内待機	172
1-3 施設内に待機できない場合の対応	172
1-4 防災活動への参加	173
1-5 情報提供体制の確保	173
1-6 学校等における対策	173
第3節 大規模集客施設や駅等における利用者の保護	173
1 初動対応〔政策経営部、総務管理部〕	173
2 集客施設及び駅等における利用者の保護〔政策経営部、鉄道事業者〕 ..	174
2-1 施設の安全性の確認	174
2-2 一時滞在施設への誘導等	174
2-3 駅利用者に対する情報提供	175

第10章 警備と交通規制

第1節 警備対策	176
1 警備対策〔生活環境部、府中警察署〕	176
1-1 警備体制	176
1-2 警備活動	176
1-3 その他	177
第2節 交通規制	177
1 交通規制〔生活環境部、府中警察署〕	177
1-1 交通情報の収集	177
1-2 交通規制	177
1-3 車両検問	178
1-4 その他	178

第11章 輸送の確保

第1節 輸送体制の確保	179
1 輸送車両等の確保〔総務管理部、府中警察署〕	179

1-1 広域応援の車両	179
1-2 規制除外車両	179
2 燃料の確保〔総務管理部、府中警察署、府中消防署〕	179
3 緊急通行車両等の確認〔警視庁〕	180
3-1 緊急車両等の種類	180
3-2 確認機関	181
3-3 確認手続等	181

第12章 救援・救護・市民生活の安定

第1節 応急給水	182
1 応急給水〔生活環境部、都市整備部、東京都水道局〕	182
1-1 応急給水活動	182
1-2 避難所及び医療救護所等への応急給水	185
1-3 災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都と市の役割 分担	185
第2節 物資の供給	185
1 備蓄物資の供給〔政策経営部、総務管理部、福祉保健部〕	185
1-1 配布基準	185
1-2 食料等の給（貸）与体制	186
1-3 生活必需品等の給（貸）与体制	187
2 物資の輸送〔総務管理部、生活環境部、福祉保健部〕	188
3 多様なニーズへの対応〔総務管理部、生活環境部、福祉保健部〕	188
第3節 救援物資の受入れ・配分	189
1 救援物資の募集〔政策経営部、総務管理部〕	189
2 救援物資の受入れ〔政策経営部、総務管理部〕	189
3 物資集積場所・地域内輸送拠点〔総務管理部〕	190
第4節 災害医療と保健衛生	190
1 初動医療体制	190
〔総務管理部、福祉保健部、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師 会、府中市助産師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部〕	
1-1 初動期の医療救護活動	190
1-2 医療情報の収集伝達体制	192
1-3 医療救護体制	192
2 医療施設の確保〔総務管理部、福祉保健部、地方独立行政法人東京都立病院機構〕	195
2-1 市の役割	195

2-2 医療機関の役割	195
3 負傷者等の搬送体制	196
[総務管理部、福祉保健部、府中消防署、府中市医師会、府中市歯科医師会]	
3-1 負傷者の搬送	196
3-2 医療スタッフの搬送	196
4 医薬品・医療資機（器）材の確保 [総務管理部、福祉保健部、府中市薬剤師会] ...	197
4-1 使用する医薬品等の調達	197
4-2 災害薬事センターの設置	199
4-3 災害薬事コーディネーターの業務	199
4-4 医薬品等の搬送	200
5 保健衛生体制 [福祉保健部、多摩府中保健所]	200
5-1 保健活動	200
5-2 精神保健医療の確保	200
5-3 在宅難病患者への支援	200
5-4 在宅人工呼吸器使用者への支援	201
5-5 透析患者等への支援	201
第5節 生活衛生	202
1 防疫体制の確立 [福祉保健部]	202
2 食料等の安全確保 [福祉保健部、多摩府中保健所]	203
2-1 食品衛生指導班の活動内容	203
2-2 避難所の食品衛生指導	203
3 水の安全確保 [多摩府中保健所]	203
4 被災動物に係る対応 [生活環境部、東京都保健医療局]	204
5 感染症対策 [総務管理部、福祉保健部、多摩府中保健所]	204
第6節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	205
1 行方不明者の捜索 [政策経営部、生活環境部、文化スポーツ部、府中警察署]	205
1-1 行方不明情報の収集	205
1-2 遺体の捜索	205
1-3 遺体の捜索期間等	205
1-4 必要帳票等の整備	206
2 遺体の搬送・収容 [生活環境部、文化スポーツ部]	207
2-1 遺体の搬送	207
2-2 遺体収容所の設置	207
3 検視・検案・身元確認等	208
[政策経営部、市民部、生活環境部、文化スポーツ部、福祉保健部、府中警察署、府中市医師会、府中市歯科医師会]	

3-1 検視・検案	208
3-2 身元確認	209
3-3 身元不明遺体等の広報	209
3-4 遺体の引渡し	209
3-5 死亡届の受理、火葬許可証の発行等	209
4 火葬〔市民部、生活環境部、府中警察署〕	210
4-1 火葬特例の適用・許可証の発行	210
4-2 広域火葬の実施	210
4-3 火葬場への遺体の搬送	211
4-4 必要帳票等の整備	211
第7節 障害物の除去	212
1 住居関係障害物の除去〔総務管理部〕	212
2 道路関係障害物の除去〔都市整備部〕	212
3 河川関係障害物の除去〔関東地方整備局、東京都建設局〕	212

第13章 災害廃棄物等の処理

第1節 基本的な考え方	213
1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）	213
2 ごみ処理の在り方〔生活環境部〕	213
第2節 トイレ・し尿対策〔総務管理部、生活環境部、都市整備部〕	214
1 トイレ・し尿対策	214
1-1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入	214
1-2 避難所等における対応	215
1-3 し尿の収集・搬入	216
第3節 家庭ごみ・災害廃棄物の対策	216
1 家庭ごみの処理〔生活環境部〕	216
2 災害廃棄物の処理〔生活環境部〕	217
2-1 受付事務	217
2-2 民間業者との契約事務	217
2-3 適正処理の指導事務	217
第4節 仮置場の設置の確保と分配	218
1 仮置場の設置の確保と分配〔東京都環境局〕	218

第14章 災害ボランティア活動

第1節 一般ボランティアの活動	219
-----------------------	-----

1 一般ボランティアの活動〔市民協働推進部、福祉保健部、府中市社会福祉協議会〕	219
第2節 専門ボランティアの活動	219
1 専門ボランティアの活動〔市民協働推進部、福祉保健部、府中警察署、府中消防署〕	219

第15章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気施設の対応	220
1 活動体制〔電気事業者〕	220
1-1 非常災害対策本部の設置	220
1-2 要員の確保	220
1-3 情報連絡活動	220
2 応急対策〔電気事業者〕	221
2-1 資材の調達・輸送	221
2-2 災害時における危険予防措置	221
2-3 災害時における応援の組織・運営	221
2-4 応急工事	221
2-5 災害時における電力の融通	221
2-6 その他	222
3 復旧対策〔電気事業者〕	222
第2節 ガス施設の対応	222
1 活動体制〔ガス事業者〕	222
2 応急対策〔ガス事業者〕	223
2-1 災害時の初動措置	223
2-2 応急措置	223
2-3 資機（器）材等の調達	223
2-4 車両の確保	223
3 復旧対策〔ガス事業者〕	223
第3節 通信施設の対応	224
1 活動体制〔通信事業者〕	224
2 応急対策〔通信事業者〕	224
3 復旧対策〔通信事業者〕	224
第4節 公共施設等の対応	225
1 道路・橋りょう〔生活環境部、都市整備部、府中警察署、道路管理者〕	225
1-1 災害時の応急措置	225
1-2 応急・復旧対策	225
2 河川及び内水排除施設〔総務管理部、都市整備部、関東地方整備局、東京都建設局〕	226

2-1 災害時の応急措置	226
2-2 復旧対策	226
3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設〔都市整備部〕	227
4 住家、事業所等の建築物の風水害応急対策	227
4-1 風害	227
4-2 水害	227
4-3 風水害全般	227
5 借地借家法に係る特別措置の適用に関する計画	228
第5節 鉄道機関の対応	228
1 応急対策〔鉄道事業者〕	228
1-1 運行基準	228
1-2 災害時の応急措置	228
1-3 事故発生時の救護活動	228
1-4 浸水時等の対応	228
2 復旧対策〔鉄道事業者〕	229
第6節 バス機関の対応	229
1 バス機関の対応〔バス事業者〕	229
第7節 放送機関の対応	230
1 放送機関の対応〔放送事業者〕	230
第8節 社会公共施設等の対応	230
1 各医療機関の対応	230
2 社会福祉施設等の対応	230
3 学校施設の対応〔教育部〕	231
3-1 応急対策	231
3-2 応急・復旧対策	231
4 文化財施設の対応〔文化スポーツ部、教育部〕	231
4-1 応急対策	231
4-2 復旧対策	232
5 市立文化施設・社会教育施設の対応〔施設所管部〕	232
5-1 避難誘導	232
5-2 復旧計画	232

第16章 保育・学校の対応

第1節 応急教育	233
1 学校危機管理マニュアルの活用〔教育部〕	233

2 応急教育の実施〔教育部〕	233
2-1 事前の準備	233
2-2 災害時の学校長等の役割	234
2-3 災害復旧時の対応	234
3 学用品の調達及び給与（支給）〔教育部〕	235
3-1 給与の対象	235
3-2 給与の時期	235
3-3 給与の方法	235
3-4 費用の限度	236
第2節 応急保育	236
1 事前の準備〔子ども家庭部〕	236
2 災害時の体制〔子ども家庭部〕	236
3 応急保育の体制〔子ども家庭部〕	237

第17章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用	238
1 基本方針	238
2 災害救助法の適用基準	238
2-1 災害が発生した段階の適用	238
2-2 災害が発生するおそれのある段階での適用	239
2-3 滅失世帯の算定基準	240
2-4 救助の種類	241
3 災害救助法等の適用手続〔政策経営部、総務管理部〕	241
3-1 救助の実施機関	241
3-2 適用手続	241

第18章 激甚災害法の適用

第1節 激甚災害の指定	244
1 激甚災害の指定	244
第2節 激甚災害法に関する調査・報告	245
1 激甚災害法に関する調査・報告〔総務管理部〕	245
第3節 特別財政援助交付に係る手続	245
1 特別財政援助交付に係る手続〔政策経営部〕	245
第4節 激甚災害に係る財政援助等	246
1 激甚災害に係る財政援助等〔政策経営部〕	246

第4部 災害復興計画

第1章 市民生活の安定と復旧

第1節 被災者への生活支援	251
1 被災者への生活相談等の支援〔市民協働推進部〕	251
2 義援金の募集・受付・配分・支給〔福祉保健部〕	251
2-1 義援金の募集・受付	251
2-2 義援金の配分・支給	251
2-3 義援金の支給	251
3 被災者への生活再建資金の援助等〔総務管理部、福祉保健部〕	252
3-1 災害弔慰金等の支給	252
3-2 被災者生活再建支援制度	253
4 職業のあっせん〔生活環境部〕	255
5 中小企業への融資あっせん〔生活環境部〕	255
6 租税等の徴収猶予及び減免等〔市民部、子ども家庭部〕	255
6-1 市税の納税緩和措置	256
6-2 国民健康保険税の減免	257
6-3 その他	257
7 災害復興住宅融資〔総務管理部、市民部〕	257
第2節 被災者の住宅の確保・応急修理等	258
1 住宅の応急修理〔都市整備部、東京都住宅政策本部〕	258
1-1 住宅の応急修理	258
1-2 応急修理の方法	258
1-3 応急修理後の事務	259
1-4 市営住宅の応急修理	259
2 応急仮設住宅の供給〔総務管理部、福祉保健部、都市整備部〕	260
2-1 供給の目的	260
2-2 応急仮設住宅等の供給	260
2-3 入居資格	262
2-4 入居者の募集・選定	262
2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間	262
2-6 帳票の整理	262
2-7 仮設住宅地域等での見守り活動	262
3 応急仮設住宅資材等の調達〔総務管理部〕	263

第3節 災害廃棄物の処理	263
1 災害廃棄物の処理〔生活環境部〕	263
1-1 災害廃棄物処理の基本方針	264

第2章 住家被害認定調査とり災証明書

第1節 住家被害認定調査	265
1 住家被害認定調査〔市民部〕	265
第2節 り災証明書の交付	265
1 り災証明書の交付〔市民部〕	265
第3節 被災者台帳の整備と運用	266
1 被災者台帳の整備と運用〔市民部〕	266

第3章 応急復旧・復興に関する財源確保

第1節 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保	267
1 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保〔政策経営部〕	267

第4章 復興対策

第1節 復旧・復興の基本方針	269
1 復興の基本的考え方	269
2 復興の全体像	269
3 復旧・復興期の区分	269
第2節 府中市災害復興本部の体制	270
1 災害復興本部の設置	270
2 災害復興本部の廃止	270
3 市災害対策本部との関係	271
4 組織と事務分掌	271
第3節 府中市災害復興計画の策定	271
1 基本方針の策定	271
2 災害復興計画の策定	272
3 特定分野計画の策定	272
3-1 都市復興	272
3-2 住宅復興	273
3-3 産業復興	273
3-4 暮らしの復興	273

4 策定スケジュール	274
------------------	-----

第5部 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称・所在地を定める施設

第1章 水防法に基づき名称及び所在地を定める施設

第1節 要配慮者利用施設の範囲	277
1 要配慮者利用施設の範囲	277

第2章 土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設

第1節 要配慮者利用施設の範囲	278
1 要配慮者利用施設の範囲	278

第 1 部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

1 計画の目的

1-1 計画の目的

府中市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき府中市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画である。

本計画では、市、防災関係機関、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる力を発揮して、主体間で連携を図ることにより、自助・共助・公助を実現し、風水害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実現するため、必要な体制や役割分担などを明確にし、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、風水害が発生した際には、市民の生命、身体、財産などを保護するとともに、市内の被害を最小限にし、都市機能の維持及び防災力の向上を図ることを目的としている。

1-2 計画の前提

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき策定した府中市国土強靱化地域計画（以下「市強靱化地域計画」という。）との整合を図りつつ、過去の風水害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化などを可能な限り反映してきた。

国は、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保や災害対策の実施体制の強化を図るため、令和5年5月に災害対策基本法等を改正した。

東京都においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生じる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。

想定し得る最大規模の降雨があった場合は、多摩川・野川が氾濫し、広範囲の浸水被害が発生させることも考えられる。

被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮が必要である。

風水害対策の実効性を向上させる観点から、市は、災害対策基本法、水防法等の改正等を踏まえつつ、男女共同参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針の決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を推進する。

第2節

計画の構成

1

計画の構成

本計画では、市、防災関係機関、事業所及び市民が行うべき防災対策を対応段階に分けて、次のとおり、計画の内容を構成している。

【構成と主な内容】

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念
第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置
第3部 災害応急・復旧計画	風水害発生後に市及び防災関係機関等が取るべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第4部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第5部 水防法及び土砂災害防止法に基づき名称・所在地を定める施設	水防法及び土砂災害防止法に基づき名称・所在地を定める事業所等に関する事項等

第3節

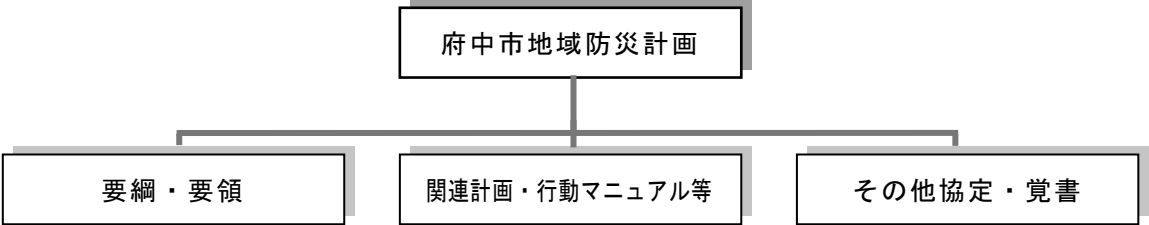
計画の位置付け

1

計画の位置付け

本計画は、市強靱化地域計画と整合を図り、市の防災における予防対策から応急・復旧対策、復興対策までを網羅する防災対策の中枢を担っている計画である。

本計画に基づき、市は、具体的に防災対策を実施するため各種関連計画やマニュアル等を策定する。



【本計画の位置付け】

第4節 計画の習熟

1 計画の習熟

市及び各防災関係機関は、平常時から危機管理の一環として、風水害防災対策を推進する必要がある。

このため、市は、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて、見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、職員の防災対策の習熟を図り、風水害への対応能力を高める。

第5節 計画の修正

1 計画の修正

市は、社会情勢の変化や自然災害・事故災害の発生等を鑑み、本計画の修正の必要性について毎年検討し、必要があると認めるときは修正を行う。

修正に当たっては、各防災関係機関は、関係のある事項について、計画の修正案を市防災会議に提出する。

第6節 地区防災計画

1 地区防災計画

災害対策基本法第42条及び第42条の2において規定されているとおり、一定の地区内において、その地区の居住者及び事業所は、自助・共助の精神に基づき行う防災活動について地区防災計画を作り、市防災会議に提案することができる。

市防災会議はその提案が必要であると認めるときには、本計画の中に提案内容を位置付ける。

第2章 府中市の現状と被害想定

第1節 府中市の現状

1 位置及び地勢

市は、新宿から西方約22キロメートルに位置し、東は調布市、西は国立市、南は日野市、多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。

市の南端を流れる多摩川から北へ1.7キロメートルにわたって海拔約40メートルの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7メートルの崖線から北へ約2.5キロメートルにわたって立川段丘が広がっている。

市内で最も高い土地は武蔵台3丁目の海拔82メートルである。

地質は、10万年以上前の基盤層の上に、古多摩川や多摩川の侵食、氾濫により形成された礫層から成る段丘面が形成されている。その上に、関東ローム層と呼ばれる、宅地などには良好な支持力を持つ地層が堆積している。多摩川沿いの低地は宅地化により盛土等の造成が進んでおり、このような地域は、地盤の液状化が想定されている。

【府中市の位置及び地勢】

面 積	29.43平方キロメートル
緯度経度	東経139度28分40秒
	北緯 35度40分 8秒
標 高	40メートル～82メートル
広 が り	東西8.75キロメートル
	南北6.70キロメートル
地 形	段丘及び平坦地
地 質	ローム質（火山灰質）土壌及び砂礫質土壌

資料編「2-1、2-2」



【東京都内位置図】

2 人口

2-1 人口

市の人口は、260,078人（令和6年1月1日現在、住民基本台帳）である。人口は増加傾向にあるが、第7次府中市総合計画（以下「市総合計画」という。）では、将来人口について、令和12年度の262,000人をピークに、それ以降は減少に転じるとしている。

【府中市の人口と世帯】

（令和6年1月1日現在）

区 分	人 口		
	総数	男	女
日本人	254,091人	127,295人	126,796人
外国人	5,987人	2,735人	3,252人
合 計	260,078人	130,030人	130,048人

世 帯 数			
総世帯数	日本人のみの世帯数	外国人のみの世帯数	日本人と外国人の 複数国籍世帯数
129,835世帯	125,149世帯	3,383世帯	1,303世帯

2-2 昼夜間人口

令和2年度国勢調査によれば、市内には、大手企業の工場や府中駅近辺の商業施設などの店舗、大東京総合卸売センター(市場)、日鋼町の府中インテリジェントパーク、東京競馬場、ボートレース多摩川など就業施設や集客施設も多く、市外から市内への流入人口は61,968人であり、近隣市と比較すると多い。

東京都区部や郊外拠点への交通の利便性から、通勤・通学による市内から市外への流出人口が74,867人となっている。

昼夜間人口比率は95.1パーセントであり、昼間と夜間の人口の差は少ない。昼間と夜間で防災計画上の想定人数を大きく変える必要はなく、本計画では住民基本台帳を基本とした人口に対しての防災対策を講ずる。

【府中市の昼間・夜間人口】

(令和2年10月現在)

流入人口	流出人口	昼夜間人口比率 (夜間人口=100パーセント)
61,968人	74,867人	95.1パーセント

3 交通

3-1 道路

中央自動車道、国道20号、東八道路が、東京都内の区部と立川、八王子等の郊外拠点を東西に結び、小金井街道、府中街道、鎌倉街道が南北方向を結んでいる。

市内の緊急輸送道路として、中央自動車道や国道20号等が指定されており、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路については、東京都の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例において、特定緊急輸送道路として指定され、市は、その沿道建築物について重点的に耐震化を進めている。

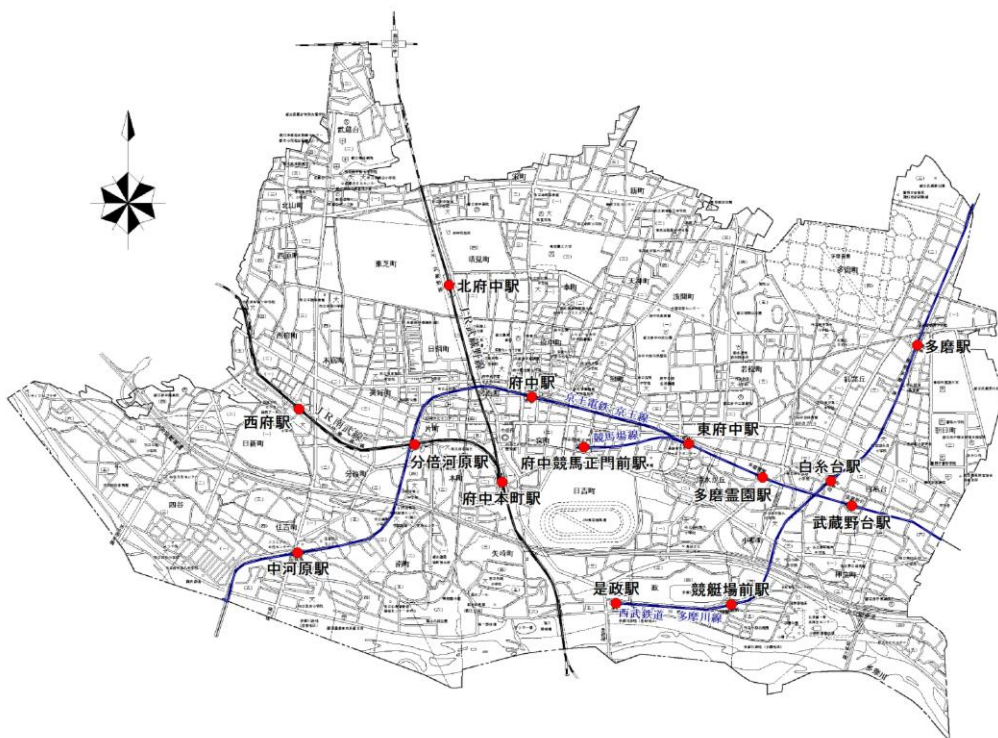
3-2 鉄道

JR南武線、JR武蔵野線、京王電鉄京王線、京王電鉄競馬場線、西武鉄道多摩川線が市内を通り、東京の区部と郊外拠点(京王線、南武線)、神奈川方面(南武線)、埼玉・千葉方面(武蔵野線)を鉄道各線が結んでいる。

市内には京王線を始め鉄道駅が多く、駅数は14に上る。

【府中市内の鉄道路線と駅】

路 線		駅 名
東日本旅客 鉄道（ＪＲ）	南武線	府中本町駅－分倍河原駅－西府駅
	武蔵野線	北府中駅－府中本町駅
西武鉄道	多摩川線	是政駅－競艇場前駅－白糸台駅－多磨駅
京王電鉄	京王線	中河原駅－分倍河原駅－府中駅－東府中駅－多磨霊園駅 －武蔵野台駅
	競馬場線	府中競馬正門前駅－東府中駅



【府中市内の路線図】

4 大規模集客施設

4－1 東京競馬場・ボートレース多摩川

競馬開催日には、最大10数万人の入場がある日本を代表する競馬場である。現在は予約制としており、毎回5～6万人の入場者で定着している。レース以外にも敷地内施設が充実しており、様々なイベントが開催されている。

また、ボートレース多摩川ではレース開催日に、数千人の入場者がある。

不特定多数が府中市に流入してくることから、施設内外、周辺道路及び駅周辺が混雑する。

4-2 大國魂神社

大國魂神社の例大祭が毎年5月5日に行われ、神社周辺は20万人の人出でにぎわう。また、12月31日から翌年1月3日までの年末・年始及び2月3日の節分祭でも相当の人出があるため、神社周辺は混雑する。

例大祭であるくらやみ祭は、東京都指定無形民俗文化財に指定されている。

第2節 浸水想定区域と設定条件

1 設定条件

市では、多摩川と野川において氾濫した場合に浸水が想定されている。各河川において想定されている降雨量は、次に示すとおりである。

【対象河川と想定される総雨量】

対象河川	想定される総雨量	作成者
多摩川	多摩川の流域で48時間の総雨量588ミリメートル	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所
野川	野川の流域で24時間総雨量690ミリメートル	東京都都市型水害対策連絡会

2 浸水想定区域

市内に甚大な被害をもたらし得る多摩川の氾濫及び都立武蔵野公園の一部に影響を及ぼす野川の氾濫について、浸水想定区域は次のとおりである。



【多摩川・野川の浸水想定区域図】

多摩川の浸水想定区域では、最大で10メートルの浸水深が想定されている。野川では、最大で0.5～3メートルの浸水深が想定されている。市内の多摩川沿いの地域が浸水するおそれがあり、床上、床下浸水、家屋の倒壊や流出等が発生する可能性のある地域もある。

資料編「2-39」

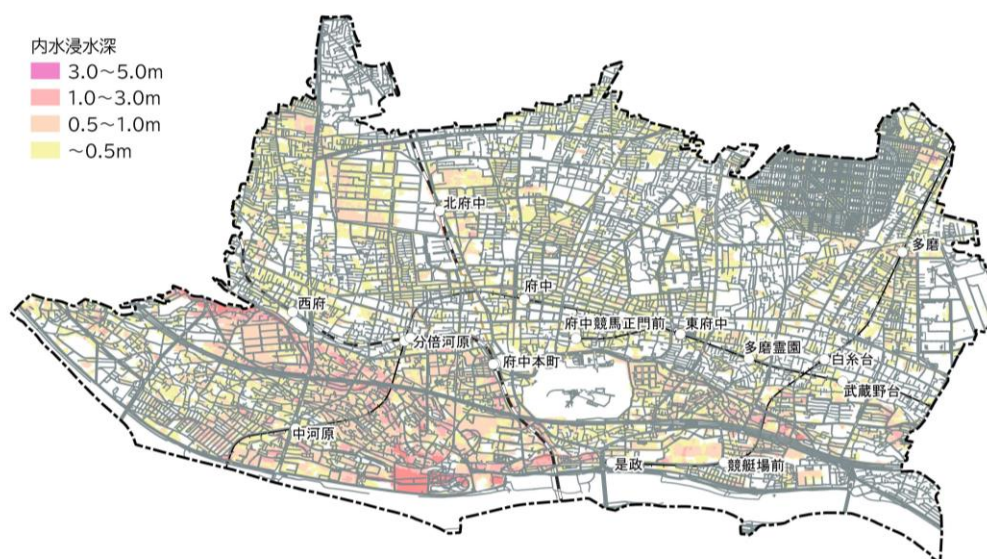
第3節 内水氾濫

1 内水氾濫

市内において、多摩川の氾濫よりも発生の可能性が高い水害として、内水氾濫があげられる。

想定最大規模の降雨（総雨量690ミリメートル、時間最大雨量153ミリメートル）による浸水区域を想定している野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図と、想定最大規模の降雨（総降雨量690ミリメートル、時間最大降雨153ミリメートル）による浸水区域を想定している北多摩一号処理区や北多摩二号処理区浸水予想区域図の情報を統合して、市内の浸水等の区域を示した内水氾濫マップが整理されている。

市内で内水氾濫の発生するおそれのある区域には、多摩川沿いの各地域で最大2メートルの浸水が起こる地域がある。また、府中市北部の新町1～3丁目の一部や栄町1・2丁目の一部で最大1メートル程度の浸水の可能性が示されている。



【内水氾濫マップ】

第4節 地下空間への浸水

1 地下空間への浸水

市内では、多摩川が氾濫した場合と、内水氾濫が発生した場合に地下空間への浸水が想定される。

第5節 土砂災害

1 土砂災害

市内では、おおむね立川崖線（府中崖線）に沿っている地域が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

市内で土砂災害が発生する可能性のある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は次のとおりである。



【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図】

土砂災害は大雨に起因することが多いため、浸水被害と同時に発生することが考えられる。また、土砂災害による家屋の倒壊、生き埋めのほか、道路の通行に支障を来すことが想定される。

第3章 被害軽減と再生に向けた目標（減災目標）

第1節 目標の位置付け

1 目標の位置付け

これまでの取組が着実に効果を挙げる一方、近年、気候変動により自然災害が頻発化・激甚化してきている。東京都においても、河川や下水道に大量の雨水が流れ込むことで生じる河川の氾濫や、下水道の内水氾濫などの浸水被害に見舞われている。

こうした中、市は、防災インフラの整備などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、市を取り巻く環境の変化等により、顕在化した課題等を踏まえ、次の3つの柱に基づき、今後の防災対策の充実、強化及び具体化を図っていく。

- ・円滑かつ迅速な避難のための取組
- ・的確な水防活動のための取組
- ・迅速な氾濫水の排水に関する取組

第2節 減災目標

1 減災目標

東京都は、水防意識社会の実現を目指し、東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針を策定し、これまで3回の改定を行っている。

その中で、東京都は、前節の3つの柱を基本事項として、令和8年度までに達成すべき減災目標を、東京都管理河川の氾濫等に伴う水害に対し、确实・迅速な情報伝達及び避難指示等の発令体制を構築することにより「人的被害をなくすこと」及び関係機関が積極的な連携の下、実施される水防活動により「物的被害を最小限にとどめること」を目指すとしている。

これを踏まえ、東京都全体の減災目標達成と、市の人的・物的被害の軽減と市内の早期復旧・復興のため、市は、河川・内水氾濫の被害想定を踏まえた次の減災目標と目標達成のための重点事項を定め、市民、東京都、防災関係機関、事業所と協力して災害対策を推進する。

【減災目標】

令和8年度までに多摩川・野川の氾濫等に伴う水害に対し、「人的被害をなくすこと」及び「物的被害を最小限にとどめること」を目指す。

【目標達成のための実施事項】

項目	具体的な対応方針
円滑かつ迅速な避難のための取組	< 情報伝達、避難計画等に関する事項 > ・ 洪水時における河川・海岸管理者からの情報提供等 ・ 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） ・ 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供 ・ 危険レベルの統一化による防災情報の整理 ・ 防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用 ・ 隣接区市町村等への避難体制の共有 ・ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況及び訓練の実施状況の確認 < 平時からの市民等への周知・教育・訓練に関する事項 > ・ 想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図の共有 ・ 水害ハザードマップの作成、改良及び周知 ・ まるごとまちごとハザードマップの周知 ・ 浸水実績等の周知 ・ 自助・共助の仕組み強化 ・ 市民関係機関が連携した避難訓練等の充実 ・ 防災教育の充実 < 円滑かつ迅速な避難に関する施設等の整備に関する事項 > ・ 水位計及び河川監視カメラの整備
的確な水防活動のための取組	< 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 > ・ 水防上注意を要する箇所の確認、水防資機（器）材の整備等 ・ 水防訓練の充実 ・ 水防に関する広報の充実 ・ 水防活動を行う消防団間での連携及び協力に関する検討 < 多様な主体による被害軽減対策に関する事項 > ・ 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 ・ 洪水時の市庁舎等の機能確保のための対策の充実
氾濫水の排水に関する取組	< 氾濫水の排水に関する事項 > ・ 排水施設、排水資機（器）材の運用方法の改善、排水施設の整備等
その他の取組	< その他の事項 > ・ 災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・ 災害情報等の共有体制の強化

第3節 市の行動計画

1 市の行動計画

本計画は、市国土強靱化地域計画と、同計画と調和する市総合計画の防災に関する基本方針と重要な視点等を踏まえ、防災対策を推進する。

【市の行動計画における防災に関する重要な視点等】

計画名	基本目標	重要な視点等
市国土強靱化地域計画	< 4つの基本目標 > 1 人命の保護が最大限図られる。 2 府中市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る。 4 迅速な復旧復興を図る。	< 事前に備えるべき目標 > 1 直接死を最大限防ぐ。 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難を確実に確保する。 3 必要不可欠な行政機能を確保する。 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。 5 経済活動を機能不全に陥らせない。 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。
市総合計画	< 基本目標 > ・基本目標 2 緑と共に暮らせる快適で安全安心なまち	< 基本施策 > 災害に強いまちづくりの推進 ・施策 3 2：危機管理対策の強化 ・施策 3 3：消防力の充実
	・基本目標 4 魅力あふれるうるおいと活力のあるまち	都市基盤の保全・整備 ・施策 6 1：安全で持続可能な道路機能の保全・整備 ・施策 6 2：下水道施設の機能確保

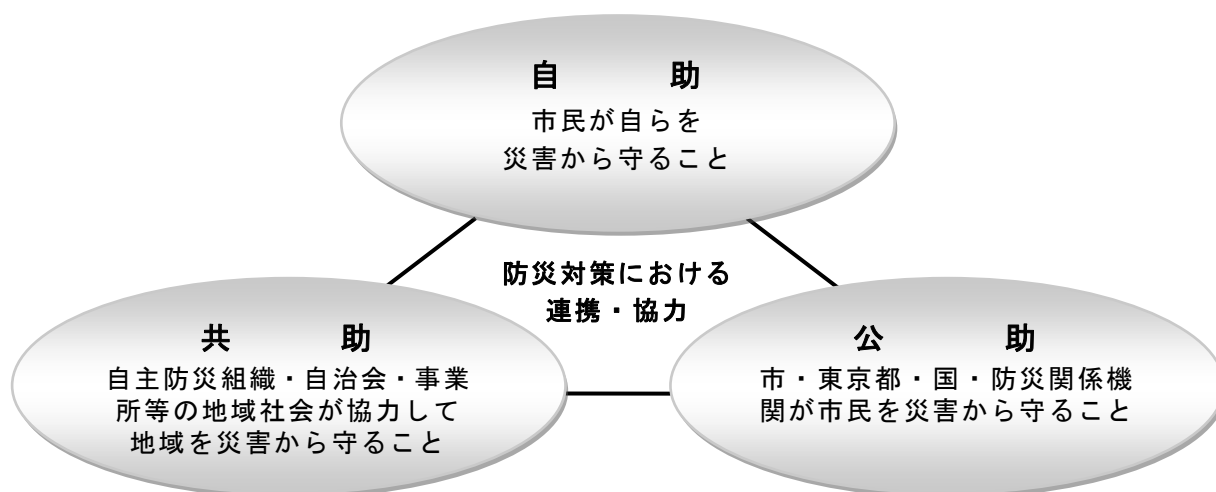
第4章 基本的責務と役割

第1節 市、市民及び事業者の基本的責務

1 基本理念

大規模な災害においては、市・防災関係機関だけでなく、市民、自主防災組織、自治会、事業所等が中心となって、自らの生命は自らが守る、自分たちのまちは自分たちで守る、との考えに基づき行動することが求められる。また、過去の水害においても、自身や家族による自助及び地域の連携による共助により、多くの命が救われている。

市では、「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「市・防災関係機関」の3者が連携する「自助・共助・公助」を基本理念とし、市民が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していく。



【自助・共助・公助の基本理念】

2 基本的責務

2-1 市の責務

市は、風水害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、その安全を確保するとともに、風水害後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

市は、風水害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資機（器）材の整備に努めなければならない。

2-2 市民の責務

市民は、風水害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

市民は、次に掲げる事項について、自ら風水害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- ・浸水対策（土のう・水のう・止水版の準備、貴重品等の高い場所への保管など）の実施
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・マイ・タイムラインの作成
- ・飲料水及び食糧の確保
- ・避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- ・家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- ・自主防災組織や防災訓練、防災活動への参加

風水害後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、風水害後においては、相互に協力し、事業所、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

市その他の行政機関が実施する風水害対策事業に協力するとともに、自発的な風水害対策活動への参加その他の取組により風水害対策に寄与するよう努めなければならない。

2-3 事業所の責務

事業所は、市その他の行政機関が実施する風水害対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、風水害の防止、風水害後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

事業活動に関して風水害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）並びに管理する施設及び設備について、安全の確保に努めなければならない。

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、風水害時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。

あらかじめ従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

管理する事業所の周辺地域における風水害の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する風水害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

事業活動に関して風水害を防止するため、市及び東京都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 市及び防災関係機関等が行うべき業務大綱

1 市と市民の役割

【市と市民の役割】

名 称	内 容
市	1 市防災会議に関する事項 2 防災に係る組織及び施設に関する事項 3 災害情報の収集及び伝達に関する事項 4 緊急輸送の確保に関する事項 5 避難指示等及び誘導に関する事項 6 消防及び水防に関する事項 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事項 8 外出者支援に関する事項 9 応急給水に関する事項 10 救援物資の備蓄及び調達に関する事項 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事項 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事項 13 公共施設の応急復旧に関する事項 14 災害復興に関する事項 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事項 16 自主防災組織の育成に関する事項 17 事業所防災に関する事項 18 防災教育及び防災訓練に関する事項 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事項

名 称	内 容
市民	1 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行うとともに、地域では自主防災活動に参加する。 2 防災訓練などを実施して、災害に備えるとともに、災害時には、出火防止、初期消火、避難路の確保、家族や救護が必要な人の安全確保、救出、救護などを行う。 3 いざというときに地域住民同士で助け合えるよう、自治会等に参加し、その活動に積極的に参加するなど地域のコミュニケーションを密にする。

2 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関である。

【指定地方行政機関の役割】

名 称	内 容
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災や復旧の状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。

名 称	内 容
東京労働局	1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関する事。 2 雇用対策に関する事。
関東農政局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。 2 応急用食料・物資の支援に関する事。 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 10 被害農業者に対する金融対策に関する事。
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 2 通信施設等の整備に関する事。 3 公共施設等の整備に関する事。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 5 官庁施設の災害予防措置に関する事。 6 豪雪害の予防に関する事。 7 災害に関する情報の収集、予警報の伝達、災害対策の指導及び協力に関する事。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。 11 災害時における復旧資材の確保に関する事。 12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。

名 称	内 容
関東運輸局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東京航空局	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備及び提供に関すること。 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導及び助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
東京管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

3 自衛隊の役割

【自衛隊の役割】

名 称	内 容
陸上自衛隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 （１） 防災関係資料の基礎調査 （２） 災害派遣計画の作成 （３） 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 （１） 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （２） 災害救助のために行う防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

4 東京都の役割

【東京都の役割】

名 称	内 容
東京都政策企画局	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 その他特命に関すること。
東京都子供政策連携室	1 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室	1 災害に関するスタートアップとの連携及び国際金融に係る情報収集・発信等に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。

名 称	内 容
東京都総務局	1 本部長室の庶務に関すること。 2 自衛隊及び防災関係機関との連絡に関すること。 3 区市町村の指導連絡に関すること。 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5 本部の職員の動員及び給与に関すること。 6 本部における通信施設の保全に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること。
東京都財務局	1 災害対策関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。 4 都本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外収容施設の建設工事に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
東京都デジタルサービス局	1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3 基盤システムの維持に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。
東京都主税局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
東京都生活文化スポーツ局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること。 2 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 3 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 5 私立学校との連絡調整に関すること。 6 文化施設及びスポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること。 7 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。

名 称	内 容
東京都都市整備局	1 都市の復興計画の策定に関する事。 2 被災建築物、崖地等の調査に関する事。 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
東京都住宅政策本部	1 住宅の復興計画の策定に関する事。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関する事。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事。 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。
東京都環境局	1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する事。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する事。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する事。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 5 被災建築物等からの石綿飛散防止に関する事。 6 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都福祉局	1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関する事。 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する事。 3 避難者の輸送及び避難所の設営に関する事。 4 義援金品の受領及び配分に関する事。 5 災害時における他の局の応援に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、救助及び保護に関する事。
東京都保健医療局	1 医療及び防疫に関する事。 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事。 3 地方独立行政法人東京都立病院機構に関する事。 4 災害時における他の局の応援に関する事。 5 前各号掲げるもののほか、保健衛生に関する事。
東京都産業労働局	1 救助物資の確保及び調達に関する事。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。

名 称	内 容
東京都建設局	1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関する事。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関する事。 3 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関する事。 4 水防に関する事。 5 河川における流木対策に関する事。 6 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事。 8 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都港湾局	1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設及び空港施設の保全及び復旧に関する事。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関する事。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関する事。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関する事。 5 港湾における流出油の防御に関する事。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する事。 7 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都会計管理局	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事。 2 災害救助基金の出納に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都交通局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都水道局	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 3 災害時における他の局の応援に関する事。
東京都下水道局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関する事。

名 称	内 容
東京都教育庁	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関する事。 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関する事。 5 災害時における他の局の応援に関する事。
警視庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 4 遺体の調査等及び検視に関する事。 5 交通の規制に関する事。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 7 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関する事。

5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定する機関である。

【指定公共機関の役割】

名 称	内 容
独立行政法人国立病院機構	1 独立行政法人国立病院機構の医療の提供に関する事。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関する事。
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する事。 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に資するための措置に関する事。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事。 5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関する事。

名 称	内 容
日本赤十字社	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 10 外国人の安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日本放送協会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。
中日本高速道路(株)	1 道路、施設の建設及び維持管理に関する事。 2 災害時の緊急交通路の確保に関する事。 3 道路、施設の災害復旧工事に関する事。
東日本旅客鉄道(株)	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。
日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。
東日本電信電話(株)	1 電気通信設備の建設及び保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。 3 気象予警報の伝達に関する事。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。

名 称	内 容
日本郵便(株)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いに関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガス(株)	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京ガスネットワーク(株)	
日本通運(株)	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。
福山通運(株)	
佐川急便(株)	
ヤマト運輸(株)	
西濃運輸(株)	
東京電力ホールディングス(株)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京電力リニューアブルパワー(株)	
東京電力パワーグリッド(株)	
東京電力エナジーパートナー(株)	
KDDI(株)	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
(株)NTTドコモ	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	

6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、災害対策基本法第2条第6号に基づき、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人のうち、都知事が指定する機関である。

【指定地方公共機関の役割】

名 称	内 容
京王電鉄(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。
西武鉄道(株)	3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
一般社団法人 東京都トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
公益社団法人 東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
公益社団法人 東京都歯科医師会	歯科医療活動に関すること。
公益社団法人 東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
地方独立行政法人 東京都立病院機構	所管する病院の医療救護活動に関すること。
公益社団法人 献血供給事業団	血液製剤の供給に関すること。
公益社団法人 東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関すること。

名 称	内 容
(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
(株)文化放送	
(株)ニッポン放送	
(株)アール・エフ・ラジオ日本	
(株)エフエム東京	
(株)J-WAVE	
(株)日経ラジオ社	
(株)InterFM	
日本テレビ放送網(株)	
(株)TBSテレビ	
(株)フジテレビジョン	
(株)テレビ朝日	
(株)テレビ東京	
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	
一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関する事。
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。
一般社団法人 東京都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関する事。
一般社団法人 日本エレベーター協会関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関する事。 2 エレベーターの早期復旧に関する事。

7 協力機関の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、関係機関・団体と応援協定を締結する。

資料編 「協定・覚書等一覧」

第5章 複合災害への対応

第1節 基本方針

1 基本方針

平成16年10月に発生した新潟県中越地震では、地震発生直前の台風23号による雨の影響で、地盤が緩んでいたため、土砂災害の被害が拡大した。

近年では、令和2年に国内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、同感染症拡大の最中に、震度6強の地震や豪雨災害等が発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

震災、大規模風水害、火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起こり得る事象を整理した。

【想定される主な複合災害】

震災	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合には、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数センチメートルの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化
感染拡大	・多くの市民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合には、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間が掛かる可能性
大規模事故 災害	・暴風雨や浸水により、冠水や土砂流入などの道路災害が発生 ・救援救出活動や物資の輸送、応援の受入れ等に支障を来す可能性

こうした同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合には、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、市は、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する。

第2節 予防、応急・復旧対策

1 予防対策

1-1 防災施設の整備等

市は、複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

市及び防災関係機関は、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。

1-2 非常時情報通信の整備

市及び防災関係機関の間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、即時に共有するシステムを検討する。

1-3 避難対策

市は、避難所の選定に際し、風水害のおそれがある場合には、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、避難対策として福祉避難所も適切に選定する。風水害等に伴う道路等の損壊や浸水、土砂災害、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

1-4 災害医療体制の整備

市は、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定した整備を行う。

1-5 緊急輸送体制の整備

防災関係機関は、あらかじめ代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

1-6 複合災害に関する啓発

自然災害は、単独で発生するだけでなく、発生確率は低いものの、自然災害や大規模事故災害、感染症のまん延などが複合的に発生する可能性がある。また、その災害の組合せや発生の順序は、多種多様である。

市は、これらの複合災害に関する意識啓発や情報共有を防災関係機関や市民に対して行う。

2 応急・復旧対策

2-1 人命救助

人命の救助を第一に、市及び防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2-2 情報の収集・伝達

市は、複合災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2-3 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合には、浸水や崖崩れ、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、防災関係機関は、速やかに交通規制を実施する。

2-4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

2-5 二次災害の防止

市及び防災関係機関が連携し、各自の役割を果たすとともに、応急対策を迅速に行うことで、被災者の安全を確保し、二次災害の発生防止に努める。

2-6 ライフラインの復旧

被災者生活の早期復旧のため、防災関係機関は、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや、鉄道、バス等の交通機関の早期復旧を図る。

第3節 複合災害に備え留意すべき事項

1 複合災害に備え留意すべき事項

市は、複合災害に備え、次の点について留意する。

- ・自分の命は自分で守るという視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進する。
- ・都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策を加速化する。

- ・様々なシナリオを想定した業務継続計画（BCP）の策定や、訓練を繰り返し実施・検証する。
- ・避難先の更なる確保、在宅避難・自主避難など分散避難を推進する。
- ・夏季における発災時には、熱中症対策等の健康面にも留意する。

「大規模自然災害」＋「大規模自然災害」又は「大規模事故災害」の場合

- ・先発災害から後発災害への継続的な対処計画を策定するとともに、受援応援体制の強化を図る。
- ・後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等を検討する。
- ・後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死の抑止に努める。

「感染拡大」＋「大規模自然災害」又は「大規模事故災害」の場合

- ・災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における活動体制の確保について、あらかじめ検討しておく。
- ・避難所における感染拡大による災害関連死の抑止に努める。

第 2 部 災害予防計画

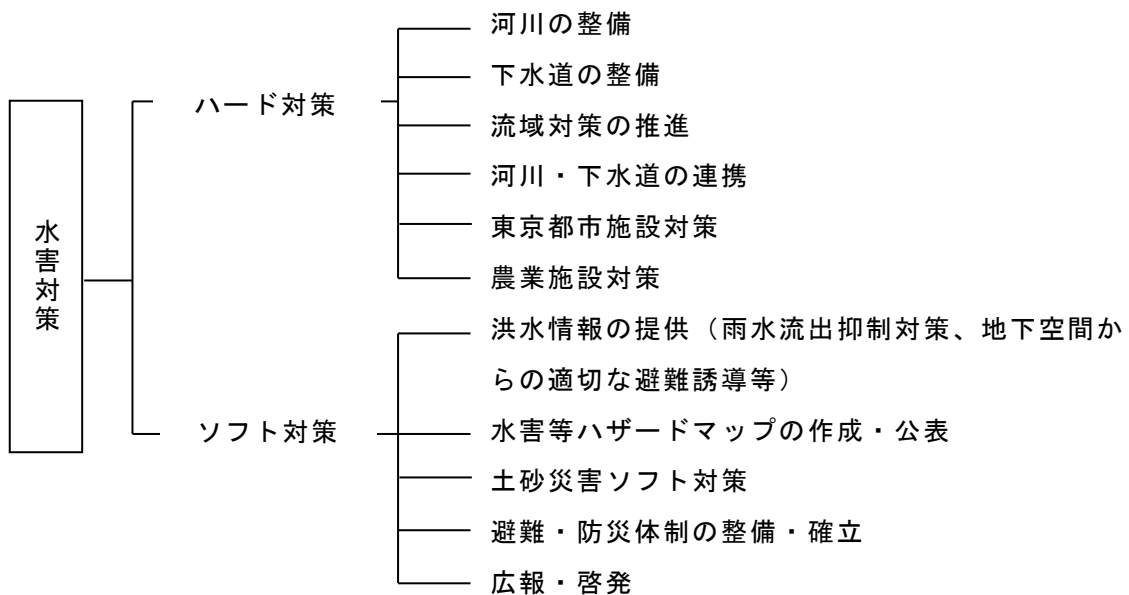
第1章 水害予防対策

第1節 水害対策の基本方針

1 基本方針

市は、東京都と連携して洪水時の避難指示の基準の整備、水防資材の整備等の避難・防災体制の整備・確立に努める。

市及び東京都は、これらのハード・ソフト対策とともに、広く市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行う。



【施策の体系】

第2節 豪雨対策

1 東京都豪雨対策基本方針

平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨の対策を推進するため、東京都は、有職者による検討を経て、東京都豪雨対策基本方針を策定し、豪雨による水害に対する自助・共助・公助を合わせた総合的な治水対策の基本的な考え方を示した。その後、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、豪雨対策の目標や役割分担等を見直し、強靱な都市を築くために当該基本方針を改定した。

東京都は、五つの豪雨対策を実施することで、時間70ミリの降雨による浸水被害への治水対策を目標にするとともに、目標を超える降雨への備え等を示している。

市は、当該基本方針を踏まえ、東京都と連携してハード・ソフト両面から豪雨対策を推進する。

1-1 基本的な考え方

東京都は、行政や地域、民間企業等のあらゆる主体による豪雨対策の取組を推進していくことで、2040年代の将来像として、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対して安全・安心なまちを目指している。

今後の豪雨対策においては、年超過確率20分の1（多摩部時間75ミリ）の降雨に対して床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策等の施策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

1-2 豪雨対策の強化

東京都豪雨対策基本方針では、豪雨対策の①河川整備、②下水道整備、③流域対策、④家づくり・まちづくり対策、⑤避難方策の五つの施策における加速・強化に向けた方向性が示されている。

市は、東京都と連携し、豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、これらの五つの豪雨対策を強化する。

2 河川の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 大河川の整備	【関東地方整備局】
2-2 中小河川の整備	【東京都建設局】

2-1 大河川の整備

大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合は、下流域にある東京は甚大な被害を受けるおそれがある。このため、東京都により、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策が推進されている。

市は、多摩川に隣接することから、多摩川における河川の整備状況や動向を把握し、市内の豪雨対策の推進を図る。

【多摩川における河川整備の状況】

現況		全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施している。また、令和元年東日本台風被害を踏まえた多摩川緊急治水対策プロジェクトを実施している。
計画	河川整備基本方針	計画高水流量は、日野橋において4,700 m^3/s とし、さらに浅川の合流量を合わせ、石原において6,500 m^3/s とする。その下流では野川及び残流域からの流入量を合わせ、田園調布(下)において7,000 m^3/s とし、河口まで同一流量とする。
	実施計画	水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。また、多摩川緊急治水対策プロジェクトに基づき、いっ水のあった無堤区間の堤防整備や、河道掘削・樹木伐採等を実施する。

2-2 中小河川の整備

東京都内46河川、324キロメートルにおいて、東京都により、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げたり（河床掘削）等の河道整備が進められており、引き続き時間50ミリに対応する河道整備が推進されている。

市は、関係する中小河川における河川の整備状況や動向を把握し、東京都と連携して市内の豪雨対策の推進を図る。

3 雨水流出抑制施設の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 雨水流出抑制施設の整備	下水道課、【関東地方整備局、東京都都市整備局、東京都建設局】

総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、東京都は、昭和56年に関係局から成る総合治水対策連絡会を発足させ、昭和58年度に創設した総合治水対策流域貯留・浸透施設事業実施要綱に基づき、東京都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進している。府中市を含む東京都内53区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等も行っている。

令和元年台風第19号において、甚大な被害が発生した多摩川流域における今後の治水対策の取組として、国は、関係機関と連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめており、雨水流出抑制施設の整備についての対策も行うことになっている。市

は当プロジェクトの関係機関であり、国、東京都、市区と連携し、社会経済被害の最小化を目指す。

【多摩川緊急治水対策プロジェクトの概要（流出施設の整備を抜粋）】

計画策定年月	令和2年1月
事業期間	令和元年度～令和7年度
流出抑制施設の整備	・大丸用水せきの改築 ・雨水浸透施設の整備 ・透水性舗装の整備 ・雨水浸透ます及び雨水貯留タンク放置に伴う助成金の交付 ・開発行為等における流出抑制施設の設置指導・促進等

【野川流域豪雨対策計画概要】

豪雨対策計画策定年月		平成３１年３月
目標年次		（当面）令和６年度　（長期）令和１９年度
現況の市街化率		７７．２パーセント（平成２４年）
流域対策の 対策基準	指導主体	東京都及び関係区市
	敷地面積０．０５ｈａ以上	５００ｍ³／ｈａ以上
	敷地面積０．０５ｈａ未満	５００ｍ³／ｈａ未満
流域対策の１０年後の目標		対象全区市７７３，０００ｍ³ （うち府中市３５，０００ｍ³）

4 下水道の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 下水道の整備計画	下水道課
4-2 多摩川の出水に伴う北多摩一号水再生センター排水ひ門の閉鎖による内水氾濫の防止	下水道課、【関東地方整備局、東京都下水道局】
4-3 下水道におけるリスクコミュニケーション	防災危機管理課、下水道課

4-1 下水道の整備計画

多摩地域においては、分流式で整備した地域は、污水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生していた。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ、浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。

これらの状況を改善するため、東京都による流域下水道計画が進められており、市は、当該計画に基づき、東京都と連携して下水道の整備を図っていく。

【市に係る流域下水道計画】

流域名	処理区名	計画面積 (ヘクタール)	水再生センター名	関係市町村名
多摩川	野川	5, 476	森ヶ崎水再生センター	府中市、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、狛江市
	北多摩一号	5, 123	北多摩一号水再生センター	府中市、立川市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市

4-2 多摩川の出水に伴う北多摩一号水再生センター排水ひ門の閉鎖による内水氾濫の防止

市は、国や東京都と連携を図り、多摩川の出水に伴う北多摩一号水再生センター排水ひ門の閉鎖による内水氾濫の防止策を講ずる。

4-3 下水道におけるリスクコミュニケーション

市は、東京都が実施する次の下水道におけるリスクコミュニケーションの取組について連携し、市民の下水道に対する防災意識の啓発を図る。

- ・浸水対策リーフレットの配布
- ・道路雨水ますの点検（市、町会との連携）
- ・体感できるイベントの開催

- ・見学会や出前授業等の開催

また、府中消防署は、東京都と連携し、浸水発生時に適切な対応を図るため、市民に対し、水防訓練での土のう積みや簡易水防工法等の技能の周知を図る。

市の公共下水道管理者は、東京都と連携し、市民に対し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

5 ハザードマップの作成

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 ハザードマップの作成	防災危機管理課

5-1 水害ハザードマップ等の作成

想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所等の情報を分かりやすく図示した水害ハザードマップ等を公表し、事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立等、水害の被害軽減に極めて有効である。

市は、国や東京都が作成・公表する外水氾濫と内水氾濫を示した浸水予想区域図を活用し、水害ハザードマップ等の原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、水害ハザードマップ等を作成する。

また、浸水予想区域図が更新された場合には、速やかにこの提供を受け、水害ハザードマップ等を適宜更新する。

市は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、東京都等の関係機関（学識経験者、気象専門機関、関連市、自主防災組織関係者、地域の代表者等）の協力を得ることとする。

（１）水害ハザードマップ等原案の作成

市は、水害ハザードマップ等の作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集・整理し、水害時等において、どうすれば市民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果を基に原案を作成する。

（２）防災上の課題の検討・整理

市は、水害ハザードマップ等の作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難場所・避難所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフライン等に関する課題を整理する。

【水害ハザードマップの内容】

内 容	活 用
・ 浸水想定区域及び浸水深 ・ 避難場所・避難所 ・ 避難ルート ・ 危険箇所 ・ 防災関係施設	・ 市民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。 ・ 避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示等発令、避難誘導等を支援する。 ・ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。

5-2 住民への普及啓発

市は、作成した水害ハザードマップ等が有効に活用されるよう、地域住民に対し、速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。

5-3 本計画等への活用

市は、作成した水害ハザードマップを本計画等に活用する。

浸水想定区域内の地下施設や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。

資料編「2-40」

第3節 崖（はけ）及び擁壁等の安全化

1 崖（はけ）及び擁壁等の安全化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 崖（はけ）及び擁壁等の安全化	道路課、公園緑地課

市では崖崩れ、出水等による危険箇所を常に把握し、これらの区域に建築物や擁壁等を設ける場合は、建築基準法、同法関係法令及び東京都建築安全条例に基づいて防災上の見地から指導を行い、風水害の防止に努める。

市内における急傾斜地崩壊危険箇所は自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所である。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

資料編「2-11」

第4節 土砂災害予防対策**1 土砂災害予防対策**

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 土砂災害防止法	防災危機管理課
1－2 平常時からの情報共有	防災危機管理課

1－1 土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

1－2 平常時からの情報共有

市は、本計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害警戒区域等や避難所又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会等で事前に周知する。

市民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有に努めることを、事前に市民に周知する。

土砂災害のおそれのある箇所に立地する施設等を把握し、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援を行うことにより、避難体制の強化に努める。

資料編「2－4 1」

第5節 都市施設対策**1 基本方針**

市及び防災関係機関は、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限にとどめるための対策を行う。

ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策を行う。

2 ライフライン施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 電気施設	【電気事業者】
2-2 ガス施設	【ガス事業者】
2-3 上水道施設及び下水道施設	下水道課、【東京都水道局】
2-4 通信施設	【通信事業者】

2-1 電気施設

東京電力グループの事業者は、東京都や市と連携し、次の施設対策を講ずる。

- ・被災しにくい設備づくり、被災時の影響軽減、被災設備の早期復旧を基本方針として実施する。
- ・電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- ・電気施設の防災計画として、地盤沈下対策、洪水対策、強風対策及び塩害対策を実施する。

2-2 ガス施設

東京ガスグループの事業者は、ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

ガス施設は、ガス事業法に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えて、ガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。

水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。

ガス施設は、浸水や停電の影響を受けにくいですが、外水氾濫などを想定した一層の対策を講ずるよう努める。

2-3 上水道施設及び下水道施設

市は、東京都水道局及び東京都下水道局と連携し、上下水道関連施設について、風水害に対する浸水対策等の推進を図る。

2-4 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。このため、各通信事業者は、災害による通信施設の被害を最小限にとどめ、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

3 道路及び交通施設等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 道路施設	道路課、【府中警察署、中日本高速道路㈱】
3-2 鉄道施設	【鉄道事業者】
3-3 バス施設	計画課、【バス事業者】

3-1 道路施設

市は、管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋りょうの強化及び必要な防災施設の整備を行う。

府中警察署は、風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の整備を行う。

- ・表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取付けは、必要最小限度とする。
- ・信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。

中日本高速道路㈱は、管理する道路及びその附属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。また、点検等により、道路及びその附属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。

3-2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送する機能を持つことから、台風等により事故が発生した場合に、その影響は極めて大きい。

このため、鉄道事業者は、施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

3-3 バス施設

バス事業者は、市内全域にわたり、市民の主要交通機関として重要な機能を果たしているため、関係各機関と連絡を密にするとともに、従業員の安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努める。

施設（車両）の風水害予防については、始業点検、就業規程及び関係法令に基づく点検を実施し、整備関係者との連絡を密にし、早期修理と完全整備に努める。

バス事業者は、地域の発展に伴った適切な系統設定と車両配置をし、地域住民の利便性、安全性に配慮し、より信頼を得るよう努める。

4 建築物対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4－1 一般建築物防災計画の方針	【府中消防署】
4－2 一般建築物防災計画の予防計画	建築指導課、【府中消防署】

各種風水害から建築物を保護し、その被害の軽減を図るとともに、その機能を維持するために、関係機関は相互に連絡協調を密にして、防災に寄与する。

4－1 一般建築物防災計画の方針

府中消防署は、建築物の位置、構造、設備が、建築基準法、同関係法令及び消防関係法令等と条例に基づいて、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。

建築物に対しては、法令に基づく立入検査を実施し、風水害予防についての指導に当たるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持、管理について防災上の見地から必要な指導を行う。

4－2 一般建築物防災計画の予防計画

府中消防署は、防災設備（避難施設、防水排水施設、消防用設備等、防火設備、避雷設備等）を関係法令に基づいて設置、維持、管理するよう推進する。

予防査察実施計画を策定し、これに基づいて各種査察を実施するとともに、関係者に対する防災指導を実施する。

防火対象物の責任者等は、建築物の風水害の防災訓練を実施する。

市は、崖崩れ、出水等による危険箇所を把握し、建築基準法等の関係法令に基づいて、市内の建築物、工作物に対し、消防同意の時点において建築主に必要な指導を行う。

広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることが予想されるため、屋外広告物法等の関係法令に基づいて、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行う。

第6節 農業施設対策

1 農業施設対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 農業施設対策	防災危機管理課、産業振興課

市は、東京都と連携し、農地・農業用施設において、周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事のほか、必要に応じてハザードマップの作成配布等のソフト対策を実施し、地域の安全性の確保を図る。

農業施設の防災計画では、かんがい施設に重点を置き、降雨時のたん水排除問題を併せて考慮する。なお、かんがい等の受益面積は、宅地化の影響等で漸減している。

風水害が発生した場合には、市は、被害状況に応じて、東京都に報告するとともに、東京都に専門職員の派遣を依頼し、現地において指導、助言を行う。

第2章 災害予測（警戒）区域

第1節 浸水想定区域の指定と対策

1 浸水想定区域の指定と対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 浸水想定区域の指定及び水深の公表	防災危機管理課、【関東地方整備局、東京都建設局】
1－2 浸水想定区域における避難体制確保	防災危機管理課、施設所管課

1－1 浸水想定区域の指定及び水深の公表

水防法の改正により、国又は東京都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

国又は東京都建設局が、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知する。

水防法の改正により、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設として、本計画に定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。また、避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた市は、避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告を行うことができる。

資料編「2－42」

1－2 浸水想定区域における避難体制確保

市は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場その他の施設又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、大規模工場等については、市の条例で定める用途及び規模に該当するもの。）

市は、国土交通省令で定めるところにより、本計画において定めたこれらの事項を

市民、滞在者その他の者に周知するため、水害ハザードマップ等これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

第2節 土砂災害警戒区域の指定と対策

1 土砂災害警戒区域の指定

土砂災害防止法に基づき、東京都により、市内には、土砂災害警戒区域24か所、土砂災害特別警戒区域15か所が指定されている（令和6年3月現在）。

資料編「2-41」

2 土砂災害警戒情報等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 土砂災害警戒情報	防災危機管理課、【東京管区気象台】
2-2 緊急調査及び土砂災害緊急情報	防災危機管理課、【関東地方整備局、東京都建設局】
2-3 土砂災害緊急情報の提供	【関東地方整備局、東京都建設局】

2-1 土砂災害警戒情報

（1）土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、市や市民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき、東京都と気象庁が作成し、共同して発表される情報である。

大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について発表するものであることから、大雨警報発表後に発表する。

発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。

（2）土砂災害警戒情報の取扱いと情報発信

市は、東京都から伝達される情報を基に、土砂災害警戒情報に基づく行動計画等について定める。

市内に土砂災害警戒情報が発令された際、市は、直ちに市ホームページ、SNS、メール等を通じて市民に情報提供をして注意喚起を行う。また、避難が必要な市民に対して避難指示等を発令するなど、適切な避難行動を促す。

2-2 緊急調査及び土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場

合については東京都が緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係区市町村の長に通知するとともに、市民に周知する。

2－3 土砂災害緊急情報の提供

国土交通省又は東京都は、緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、緊急調査により得られた土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係のある区市町村の長に通知する。

3 土砂災害警戒区域等における避難体制等の整備・確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 土砂災害警戒区域等における避難体制等の整備・確立	防災危機管理課

市は、土砂災害防止法第8条に基づき、本計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。避難体制の確保に当たっては、土砂災害警戒避難ガイドラインなどを参考に、近年の土砂災害や市の地域特性を踏まえて検討し、継続的にその内容を見直す。

避難指示等の発令基準について、市は、避難情報に関するガイドラインを参考に検討の上策定し、適宜見直しを実施する。

市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める。

警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する。

警戒区域内では、土砂災害警戒区域で行われることに加えて、特定開発行為（自己の居住の用に供するものを除く住宅並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）に対する許可制度、建築物の構造規制及び建築物などの移転勧告等の制限がある。

市は、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援、確認及び避難訓練の支援を行う。

土砂災害警戒区域の指定がない場合であっても、宅地開発等に伴い土砂災害の発生するおそれのある箇所が新たに発生することも予想されるため、平常時から危険箇所を把握し、市民の円滑な避難体制を確保するよう努める。

資料編「2－43」

第3節 地下空間への浸水対策

1 地下空間への浸水対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策	防災危機管理課
1-2 施設管理者等への情報提供	防災危機管理課

1-1 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

市は、地下駐車場等の地下空間の分布を把握するよう努めるとともに、浸水の危険が予想される際に、地下空間管理者を通じて、地下空間利用者へ雨量・気象情報や避難情報等を伝達する。市が避難指示等を発令する場合は、避難対象となる地下空間利用者に対して、次の事項を明らかにして指示を行う。

- ・避難指示者
- ・避難指示等を必要とする理由
- ・避難指示等の対象エリア
- ・避難誘導方法及び避難誘導者
- ・避難経路及び避難先
- ・避難指示等の発令時刻
- ・注意事項（徒歩による避難、携帯品、服装、盗難予防等）

市は、東京都と連携し、条例・要綱等の活用により地下空間を適切に利用するよう誘導するための方策を検討する。また、地下空間管理者に対し、東京都が策定した東京都地下空間浸水対策ガイドラインを参考に、地下空間の浸水への対策を推進するよう努める。

1-2 施設管理者等への情報提供

市は、地下駐車場等の地下空間の分布を把握するよう努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。また、市が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、東京都から必要な情報提供や技術的支援等を受けることができる。

1-3 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図を基に、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保する。

また、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成するとともに、これを市長に報告し、公表する。

地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講ずる。

第4節 市民等への周知

1 市民等への周知

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市民等への周知	防災危機管理課

1-1 広報・啓発

市は、浸水予想区域図や水害ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。市民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。

1-2 雨量・気象情報等の活用

浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、市は、東京都から伝達される雨量・気象情報を活用する。

特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する地下空間の管理者等は、地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

1-3 東京都水防災総合情報システムの活用

市及び水防関係者等は、東京都が情報発信する次の東京都水防災総合情報システムを活用し、河川水位・雨量等、水防に関する情報を収集し、水防活動に活用する。

- ・観測・監視システム
- ・洪水予報発表システム
- ・土砂災害警戒情報発表システム
- ・気象情報・態勢表示システム
- ・伝達文作成・伝達システム
- ・インターネット公開システム

第3章 情報収集・伝達

第1節 情報収集・伝達体制等の整備

1 防災情報通信基盤網の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 防災情報通信基盤網の整備	情報戦略課、防災危機管理課

風水害時には、有線通信回線の途絶が予想される。このような事態の中で、広域的な浸水や緊急事態に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に抑えるために、市は、府中市消防団（以下「消防団」という。）、府中消防署、府中警察署等の防災関係機関が相互に連絡が取れる体制を整備する。

災害情報を的確に把握できるよう、情報通信体制を整備、強化することにより、次の最新の技術を導入した防災無線システムによる通信ネットワークを整備する。

- ・携帯電話等を活用した防災通信システムの構築（デジタル通信を活用した現場映像の送付等）
- ・消防団の現場活動に必要な携帯無線機の更新
- ・府中市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）となる中央防災センターと府中消防署との合築市庁舎のメリットをいかした災害情報の共有体制の強化及びJアラートの一体運用

2 災害用伝言サービスの周知

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害用伝言サービスの周知	防災危機管理課

市は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。また、災害時に活用されるよう、平常時から市民への周知を図る。

3 防災行政無線の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 防災行政無線の整備	防災危機管理課

現在、市では、固定系、移動系の防災行政無線を整備している。行政機関内の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な連絡体制を確保できるよう、通信手段の多様化を図る。

第2節 防災関係機関相互の情報連絡体制の整備

1 市と他機関等との情報通信手段の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市と他機関等との情報通信手段の確保	防災危機管理課、【通信事業者】

市は、国や東京都内他区市町村等との情報連絡体制を構築するため、次のとおり情報通信手段を整備する。また、東京都外遠隔地との情報連絡体制について、災害時においても有効に活用可能な情報通信手段を検討する。

- ・ 固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備を行う。
- ・ 防災行政無線又はその他の手段により、市内にある防災関係機関、その他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- ・ 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、防災行政無線の整備に努める。

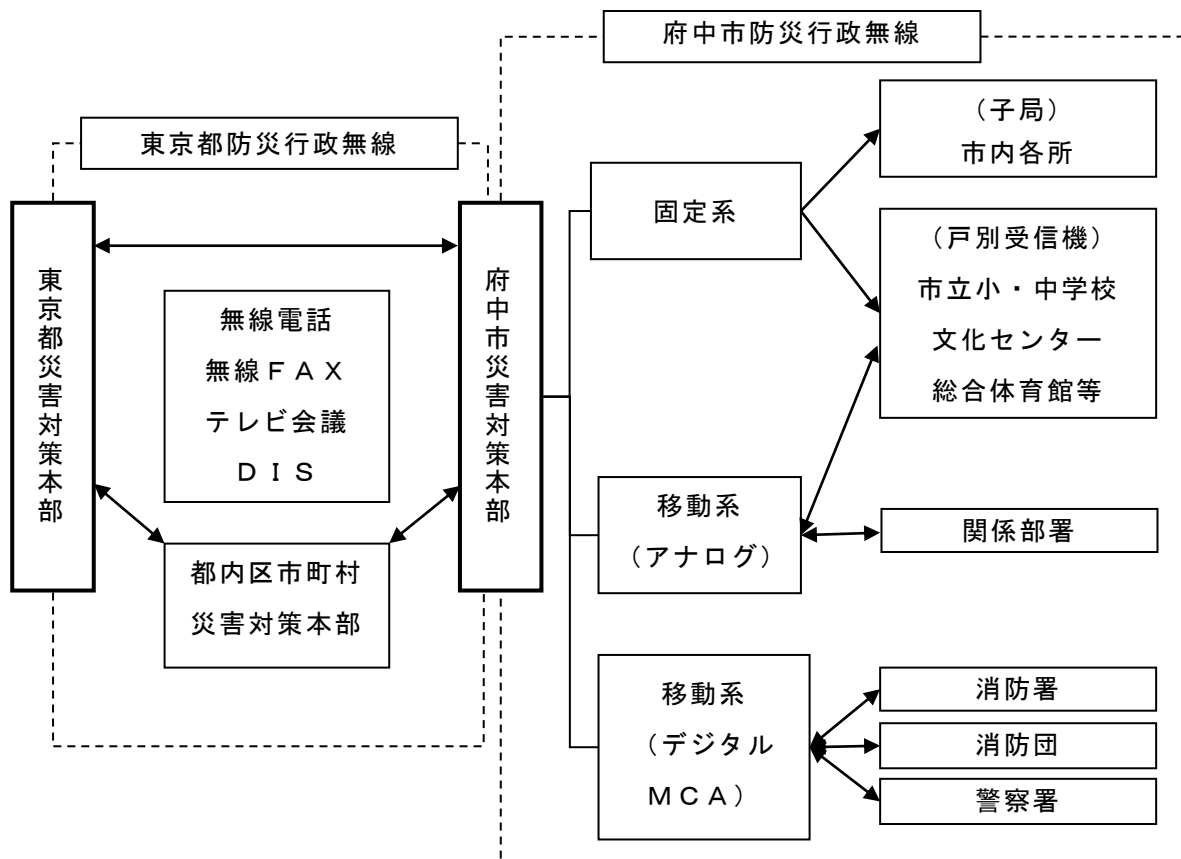
各通信事業者は、情報連絡体制の確保のため、次のとおり対策を実施する。

- ・ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化を推進する。
- ・ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- ・ 電気通信設備について、非常用電源の長時間化など、多様な整備を推進する。

【情報通信手段】

機関名	連携先		情報通信手段
市	広域連携	国	・全国瞬時警報システム（Jアラート） 【気象庁、総務省消防庁】 ・緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t） 【内閣官房】
		東京都及び他区市町村	・東京都防災行政無線 ・東京都災害情報システム（D I S）
	市内の連携	市職員	・職員緊急参集システム
		市職員、消防団、その他関係機関	・府中市消防団緊急招集メール配信システム 【消防団、府中消防署】 ・府中市防災行政無線

資料編「1－5、2－27、協定12－1、12－9」



【防災行政無線の概念図】

2 通信連絡体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 市災害対策本部設置前の連絡窓口	防災危機管理課
2-2 市災害対策本部設置後の連絡窓口	防災危機管理課
2-3 地域における情報連絡	【府中市消防団】
2-4 災害情報	秘書広報課、防災危機管理課

2-1 市災害対策本部設置前の連絡窓口

市災害対策本部が設置されるまでの間、市への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間においては市総務管理部（防災危機管理課）が担当し、通常の勤務時間外及び休日の夜間等において、職員が参集するまでは市夜間警備室が担当する。

2-2 市災害対策本部設置後の連絡窓口

市災害対策本部への通信連絡は、中央防災センター内防災危機管理課事務室において処理する。

中央防災センターには、府中市防災行政無線、災害時優先電話その他通信設備を配置する。

府中市災害対策本部運営要領に定める本部連絡員が連絡責任者となる。

2-3 地域における情報連絡

消防団員の中から地域における情報を連絡する責任者をあらかじめ定める。

2-4 災害情報

市災害対策本部が収集又は伝達すべき災害情報は、おおむね次のとおりである。

- ・ 人的、物的被害状況
- ・ 避難の状況
- ・ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ・ 防災関係機関の防災応急対策の実施状況
- ・ ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ・ 情報の変容、流言等の状況
- ・ 避難指示等又は警戒区域の設定の伝達
- ・ 消防団員等の配備命令の伝達
- ・ 市内事業所等に対する防災応急対策の実施指示等

第3節 市民等への情報提供体制の整備

1 市民等への情報提供体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 市の役割	秘書広報課、情報戦略課、防災危機管理課
1-2 ライフライン事業者の役割	【東京都水道局、東京電力グループ、東京ガスグループ、通信事業者、放送事業者】
1-3 通信事業者3社の役割 (株)NTTドコモ、KDDI(株)、 ソフトバンク(株)	【通信事業者】
1-4 通信事業者の役割	【通信事業者】

1-1 市の役割

市は、各情報提供手段の活用により、次のとおり情報提供手段を整備し、市民へ情報を提供するとともに、報道対応の円滑化を図る。

- ・新聞社及び放送機関との連携体制を構築する。
- ・誰にでも伝わるよう、緊急速報メール、SNSなど様々な情報提供手段を活用するとともに、住民に情報入手方法等を周知し、住民への情報伝達手段の多様化を図る。
- ・固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備し、地域住民への情報伝達体制を構築する。
- ・防災マップの作成等、多様な手段により防災関連情報を提供する。

【市民への情報提供手段】

情報提供手段	情報提供方法
府中市防災行政無線 全国瞬時警報システム (Jアラート)	市内各所に設置された、府中市防災行政無線の屋外スピーカーにより放送する。 音声聞き取りづらかった場合は、フリーダイヤル (0800-8000-606)により電話で内容を確認できる。
緊急速報メール	市内にいる方の携帯電話(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)へ事前登録なしに一斉配信する。
府中市公式X (旧ツイッター)	インターネット上で短文(つぶやき)を投稿・閲覧できる無料のコミュニケーションサービスであるX(旧ツイッター)により配信する。 ・アカウント：東京都府中市 ・ユーザー名：@fuchu_tokyo
府中市公式LINE	チャット形式のSNSにより配信する。
府中市メール配信サービス	登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスへ配信する。

市は、整備する情報提供手段等との連動を推進し、広く市民に伝わるよう体制整備を進める。

【事業者への情報提供手段】

情報提供手段	情報提供方法
デジタルMCA	市災害対策本部を開設した場合に、府中市企業防災協議会へ情報を提供する。

資料編「協定12-2」

1-2 ライフライン事業者の役割

ライフライン事業者(東日本電信電話(株)、NTTドコモ、KDDI(株)、東京電力グループ、東京ガスグループ、東京都水道局)は、在京ラジオ7社(日本放送協会、TBSラジオ&コミュニケーションズ、文化放送、ニッポン放送、アール・エフ・ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE)と構築している恒久的ネットワークにより、必要に応じて被害状況、復旧状況などの情報を共有する。

1-3 通信事業者3社の役割(NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))

災害時訪日外国人支援SMSとして、通信3社は訪日外国人に向け、SMSを用い

て動画ニュースや災害時無料W i - F i 等の情報を4言語で適時に配信を行う。

1-4 通信事業者の役割

各通信事業者は、情報提供体制の確保のため、次のとおり対策を実施する。

- ・通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。
- ・基幹の通信回線の冗長化を推進する。
- ・電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。

第4節 市民相互の情報連絡等の環境整備

1 市の役割

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市の役割	秘書広報課、情報戦略課、防災危機管理課

市は、東日本大震災においても有効に機能したSNS等、市民相互に安否確認が取れる手段の周知を図り、市民相互の連携で、より効果的な災害情報の拡散が図られるよう環境整備に努める。

災害安否確認システム等の地域住民間相互の安否確認手段の周知を行う。

なお、災害時には、誤った情報に基づく混乱発生の危険性があることを認識し、地域防災訓練等の機会を捉え、市は、市民に十分に注意喚起する。

また、災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集及び発信の体制を確立する。

2 通信事業者の役割

各通信事業者は、安否確認手段の確保、市民向け通信基盤の充実や耐震化を推進するとともに、安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化及び早期復旧に向けた取組の内容について、広く市民等に周知する。

第4章 災害に強い人づくり

第1節 防災意識の啓発

1 防災意識の啓発

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 防災広報の充実	防災危機管理課、【府中警察署、府中消防署、電気事業者、ガス事業者】
1-2 防災教育の充実	防災危機管理課、教育部各課、【府中警察署】

1-1 防災広報の充実

(1) 各防災関係機関が行う広報内容

各防災関係機関が行う広報内容は、次のとおりである。

- ・台風・集中豪雨に関する一般知識
- ・各防災関係機関の風水害対策
- ・竜巻に対する備え
- ・ゲリラ豪雨対策
- ・家庭での風水害対策
- ・避難するときの注意
- ・地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・土砂災害に対する心得
- ・台風時の強風に対する対策
- ・災害情報の入手方法
- ・応急救護の方法
- ・自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・避難指示等に関する取扱い（要配慮者向け高齢者等避難情報を含む。）

(2) 市の役割

市は、防災ハンドブック及び水害ハザードマップの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施等を通じて、市民の防災意識の向上を図る。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢となること、警戒レベル4で危険な場所から全員避難す

べきこと等の避難に関する情報の理解の促進に努める。

（３）府中警察署の役割

府中警察署は、チラシ、ミニ広報紙、SNS、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発に努める。

（４）府中消防署の役割

府中消防署は、チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、東京消防庁公式アプリ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。また、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を行う。

都民防災教育センターでは、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。

さらに、東京消防庁が主催する地域の防火防災功労賞制度により、市民の防災意識の普及啓発を図る。

（５）防災関係機関の役割

ガス事業者は、ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取組を紹介するほか、防災イベント等を通じて市民に安全と防災についての広報及び防災意識の高揚に努める。

東京電力グループは、東京電力グループの防災対策、災害時の電気関係の措置や市民が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、防災意識の高揚に努めている。

1－2 防災教育の充実

（１）市の役割

市は、東京都と連携し、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。また、地域防災スクール事業や都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。

市は、防災セミナーや各種講演会等を開催し、市民の防災知識の向上を図る。要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行うとともに、各避難所の運営主体による避難所運営訓練、市総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援も行う。

また、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や若い世代も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

ア 市民等を対象とした防災教育

市民等を対象とした防災教育は、次のとおりである。

- ・災害図上訓練D I Gによる防災マップ作り
- ・自主防災組織リーダー研修の実施
- ・自治会・町会が実施する訓練
- ・防災ハンドブック及び府中市洪水ハザードマップの全戸配布
- ・応急救護知識及び技術の普及
- ・府中女性防火の会、府中消防少年団等の育成

イ 児童・生徒を対象とした防災教育

児童・生徒を対象とした防災教育は、次のとおりである。

- ・教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、風水害の基礎知識、風水害が発生したときの対策等の指導
- ・副読本やパンフレット・チラシ等の発行
- ・防災ポスターコンクールの開催
- ・教職員の教育、研修の実施
- ・教職員、児童・生徒、P T A、地域等を交えた防災教育の実施
- ・東京都教育委員会が取り組んでいる安全教育プログラム開発委員会によるプログラムの実施
- ・児童・生徒の学年に応じたボランティア活動についての普及啓発
- ・都民防災教育センター等を拠点とした地域の防災教育

ウ 職員及び消防団員を対象とした防災教育

市は、防災関係機関の職員に対し、直接市民を指導できるよう年1回以上、台風シーズン前に本計画の概要、活動体制その他防災に関する教育を行う。国、東京都又はその他の防災関係機関が開催する講習会、講演会又は各種訓練等に積極的に職員を派遣する。

消防団員の防災教育訓練は、消防団の訓練計画に基づいて、府中消防署長の指導の下に一般教育、幹部訓練、防災訓練、風水害訓練等に分けて実施する。

特に、台風被害の発生時における消防団の活動体制の確立及び消防隊との連携を図るため、ポンプ車連携訓練、水防訓練、救急救助訓練等を消防隊との合同により実施する。

消防団は、地域に密着した防災関係機関として、地域における自主防災組織の中核として果たす任務の重要性に鑑み、出火防止、初期消火、救助救急等の住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点を置き、教育訓練を実施する。

（２）府中消防署の役割

府中消防署は、過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から市民が自らの生命、身体及び財産を確実に守ることができるよう、様々な普及啓発を行う。

学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施するとともに、児童・生徒を対象としてはたらく消防の写生会等の開催を通じて、防災意識の普及を図る。地域住民に対しては、町会・自治体等を単位とした防火防災訓練、講演会・座談会等を開催し、防災意識の啓発を図る。

また、地域と連携した防災イベント等による市民の防災意識の啓発や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断（避難行動要支援者宅を中心に訪問し、住宅の防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器等の設置等の指導及び助言を行うもの。）を実施する。

市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

管理権原者、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等を捉え、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。

第2節 防災訓練の実施

1 防災訓練の充実

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 市の防災訓練	防災危機管理課
1－2 水防訓練	防災危機管理課、【府中消防署】
1－3 警備訓練	【府中警察署】
1－4 指定公共機関等の訓練	【鉄道事業者、放送事業者】

台風等の風水害の発生に備え、市及び防災関係機関は、職員の訓練及び講習会等を実施し、風水害に対する行動力を身に着けるとともに、地域における防災活動が円滑にできるよう、各機関相互及び市民との協力体制の確立に重点を置く訓練や応急対策計画に習熟するための個別訓練について、実施方法等の必要な事項について検討する。

1－1 市の防災訓練

市は、防災訓練に必要な組織及び訓練の実施方法等に関する計画を定め、平常時か

らあらゆる機会を捉え、本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練等の訓練を実施する。

1-2 水防訓練

(1) 実施時期及び場所

市及び府中消防署は、原則として、年1回以上、台風シーズン前に風水害危険区域を選定して水防訓練を実施する。

ア 参加機関

- ・市
- ・府中消防署
- ・消防団
- ・防災関係機関（建設業協会、自主防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティア、府中女性防火の会、社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。））

イ 訓練項目

各種水防器材を使用して次の訓練を実施する。

- ・水防事情及び水防活動に必要な事前教養
- ・招集及び部隊編成訓練
- ・情報通信訓練（情報収集、監視警戒、通信連絡等）
- ・本部運営訓練
- ・各種水防工法訓練
- ・救助救急訓練
- ・その他水災時に必要な訓練

市及び府中消防署は、風水害の規模に応じた現有消防力の合理的な運用及び的確な活動の万全を期するため、市、府中消防署、消防団等による合同水防訓練を実施し、防御技術の向上を図る。

資料編「2-44」

(2) 訓練種別

ア 非常招集訓練

職員及び団員の資質向上並びに有事に際し対応する心構えを堅持するため、年1回非常招集訓練を実施する。

イ 各種消防対象物に対する消防訓練

市内の各種消防対象物について、年1回以上消防上必要な技術の修得及び訓練を、府中消防署の指導の下に実施する。

ウ 消防団ポンプ操法訓練

府中消防署又は消防訓練所教官の指導により、団員の技術向上のため、年1回以上実施する。

エ 通信訓練

有線電話断絶時を想定し、随時無線通信による被災状況の報告、命令伝達訓練を府中消防署、消防団及び市職員を対象に行う。

1-3 警備訓練

府中警察署は、風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備体制の確立と事案への対処及び処理能力の向上を図る。

実施時期は、原則として5月から10月までとする。場所は、その都度定める。

1-4 指定公共機関等の訓練

指定公共機関等は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施する。

【指定公共機関等の訓練】

機関名	訓練項目
鉄道事業者	・車両脱線復旧訓練 ・旅客の救急措置訓練 ・情報伝達訓練 ・避難誘導訓練
放送事業者	・情報連絡・組織連絡訓練 ・放送施設の保守・運用等 ・災害時特別番組制作のための訓練 ・非常無線・備品の点検
その他の機関	・非常参集訓練 ・情報連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・施設の応急復旧訓練

第3節 ボランティアとの協力体制の確立

1 一般ボランティア

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 一般ボランティア	協働共創推進課、地域福祉推進課

災害時には、市内外から多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。市と市社会福祉協議会との協定により、ボランティアの受入れは、原則として市社会福祉協議会が行い、府中市災害ボランティアセンター（以下「市災害ボランティアセンター」という。）で市からのボランティアの派遣要請に対応する。

市が市社会福祉協議会に要請するボランティア活動の対象は、次のとおりである。

- ・市が行う救助、救急活動の実施及び協力
- ・避難者の誘導、避難所内の世話と業務の協力
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力
- ・被害状況調査等災害対策業務全般についての協力

市は、平常時から、市内の自主防災組織等と協働し、幅広いネットワークを構築することで、災害時における協力体制を強化する。

市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施するほか、ボランティアの受入れや派遣体制について、あらかじめ市と協議して整備を行い、発災時に備える。また、他県、他市等から参集したボランティア等に対しては、必要に応じて東京都や被災地外の市及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。

資料編「協定9-2」

2 登録ボランティア

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 東京都防災ボランティア等	【東京都生活文化スポーツ局】
2-2 交通規制支援ボランティア	【警視庁】
2-3 東京消防庁災害時支援ボランティア	【府中消防署】
2-4 赤十字ボランティア	【日本赤十字社】

2-1 東京都防災ボランティア等

東京都は、東京都防災ボランティアに関する要綱を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

市は、災害時に資格や経験を有する東京都の登録ボランティアの派遣を要請し、効果的な活動ができるように努める。

東京都における防災ボランティア等は、次のとおりである。

- ・防災（語学）ボランティア
- ・被災宅地危険度判定士
- ・建設防災ボランティア

2-2 交通規制支援ボランティア

警視庁は、風水害等の発生時に交通規制を支援する交通規制支援ボランティアについて、平成8年8月から運用を開始している。交通規制支援ボランティアは、府中警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化に努める。

2-3 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして東京消防庁災害時支援ボランティアの募集、育成を開始した。

災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー、コーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、定期的な訓練・講習、防火防災訓練等における防災指導を通じて、知識・技術の習得に努め、東京消防庁災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。

2-4 赤十字ボランティア

日本赤十字社に登録されている赤十字ボランティアは、平常時から日本赤十字社東京支部が主催する救護訓練・研修などに参加して災害救護活動のノウハウを習得している。災害時には、日本赤十字社東京支部が設置するボランティアセンターの運営等の活動や、情報収集、炊き出し、安否調査、救援物資の輸送・配布、避難所の支援などに参加する。

第5章 地域の防災力向上

第1節 市民の防災力向上

1 市民の防災力向上

市民は、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動を取るため、早期避難の重要性を理解しておき、日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。

市で作成する水害ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講ずる。水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておき、買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。また、災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。

台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。風水害の予報が出た場合は、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難したりするなど、必要な対策を講ずる。

府中市民版マイ・タイムライン等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。

東京都や国がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像のほか、気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動を取る。

東京都や市が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加するとともに、町会・自治会などが行う地域の相互協力体制の構築に協力する。

水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えがない限り、市が作成する避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者へ提供することに同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 自主防災組織の強化

1 自主防災組織の強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 自主防災組織の強化	防災危機管理課

大規模災害の発生時において、被害を最小限にとどめるためには、地域の事情に精通

した自主防災組織等の活動が重要となる。

市は、自主防災組織に係る広報及び町会・自治会等の自主防災組織の育成指導に力を入れ、自主防災組織の結成、市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

市及び自主防災組織は、人材育成のほか、自主防災組織の強化として、次の対策についても実施する。

- ・防災に関する知識の普及
- ・情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ・避難、救助、救護、炊出資機（器）材等の整備、保守、簡易トイレ等の備蓄
- ・地域内の危険箇所の点検、把握及び地域住民への周知
- ・地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- ・行政や地域内の企業、事業所との連携及び協力体制の整備
- ・要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

第3節 要配慮者対策

1 要配慮者対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 要配慮者対策	防災危機管理課、多様性社会推進課

事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導、案内手順について、あらかじめ検討しておく。その際、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人）や通学中の小中学生、急病人等に対する対応として、備蓄品の確保や提供方法を具体的に検討しておく。

施設の特性や状況に応じ、車椅子や救護用担架、段差解消板等の必要な物資を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるよう配慮する。

市や事業者等は、外国人に対する誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラムややさしい日本語を活用する。東京都が実施する外国人への連絡体制を活用し、市内の外国人や自主防災組織等に対し、避難方法や防災知識の普及・啓発を図る。

- ・水害ハザードマップ多言語版の作成・配布
- ・多言語での情報入手が可能な東京都防災アプリのダウンロード促進
- ・在住外国人等への防災知識の普及・啓発
- ・在住外国人のための防災訓練の実施

第4節 社会福祉施設等における対策

1 社会福祉施設内の安全対策の推進

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 社会福祉施設内の安全対策の推進	防災危機管理課、施設所管課

市は、施設と周辺地域の事業所、自治会等との間及び施設相互の災害時応援協定等の締結を促進する。

各施設の自衛消防訓練等の機会を捉え、使用実態に沿った適切な避難行動が習得できるよう訓練の内容を充実させ、指導を行う。

また、屋外の備品の転倒、飛散、落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設の総点検を行い、安全措置を講ずる。

2 迅速な応急活動体制の確立

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 迅速な応急活動体制の確立	防災危機管理課、施設所管課

社会福祉施設等には、高齢者、障害者、乳幼児など、風水害発生時に、自力での避難が難しいことや、人の介助を必要とする要配慮者が入所、通所している。

市は、要配慮者やその家族が安心して暮らすことができるよう、防災訓練の実施や備蓄等の充実など社会福祉施設等における安全確保対策を推進する。

3 地域との連携強化

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 地域との連携強化	防災危機管理課、施設所管課

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力での避難が難しいことや人の介助が必要な要配慮者も多いことから、施設関係者だけでなく、地域住民の協力が不可欠となる。

市は、近隣の自治会、事業所等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進する。

第5節 事業所等の防災活動の促進

1 事業者等の役割

1-1 企業の果たす役割

事業者等は、災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次の対策を行うことが必要である。

- ・ 社屋内外の安全化、防災資機（器）材や水、食料等の非常用物品等の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- ・ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に係る車両・資機（器）材等の水没回避等の事前対策の推進
- ・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- ・ 組織の横断的連携を通じた災害時の地域貢献の促進

1-2 自衛消防訓練等

事業者等は、水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

- ・ 防火管理者の選任を要する事業所

消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

- ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

- ・ 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により防災に関する消防計画に基づく自衛消防組織の編成、避難訓練の実施などが規定されている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

- ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

ア ホテル、旅館、商業施設など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都火災予防条例第55条の5により、自衛消防技術認定証を有す

る者を配置することが義務付けられている。

イ 災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

ウ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や風水害時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

・防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

東京都火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時には、あらかじめ編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効であるため、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

2 市の役割

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 市の役割	防災危機管理課

市は、広報誌や防災展等で事業所間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

第6節 市民・行政・事業所等の連携

1 市民・行政・事業所等の連携

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 市民・行政・事業所等の連携	防災危機管理課、協働共創推進課、地域福祉推進課

各主体は、従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携・協力するネットワークを形成していく。

市及び防災関係機関は、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図る。

地域住民等から地区防災計画の提案があった場合に、市防災会議が必要であると認めるときには、本計画の中に位置付ける。

第6章 帰宅困難者の安全確保

第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－2 東京都帰宅困難者対策条例の周知方法	防災危機管理課、【東京都総務局】
1－5 学校等における児童・生徒等の安全確保	児童青少年課、教育部各課
1－6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置	防災危機管理課

帰宅困難者とは、事業所・学校等に通う者、買物その他の理由により来店又は来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。

市は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等、東京都帰宅困難者対策条例の内容を市民、事業者へ周知徹底する必要がある。

市は、府中市帰宅困難者対策協議会を設置し、平常時から連携強化を図るとともに、東京都、事業者等と連携し、一時滞在施設を確保する。

1-1 東京都帰宅困難者対策条例の概要

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

一斉帰宅の抑制の推進	
市民の取組 (努力義務)	・「むやみに移動を開始しない」ことを基本とした一斉帰宅の抑制 ・家族との連絡手段を複数確保するなどの事前準備
事業者等の取組 (努力義務)	・従業員の一斉帰宅を抑制 ・従業員へ提供する食料等の3日分の備蓄 ・従業員との連絡手段の確保などの事前準備 ・駅や集客施設などにおける利用者の保護 ・学校等における生徒・児童等の安全確保
安否確認と情報提供のための体制整備	
市、東京都及び関係機関（通信事業者等）の取組	・市は、東京都や関係機関等と連携して、市民へ安否確認手段の周知や災害関連情報提供のための体制を整備 ・災害時に市は東京都と連携し、市民や事業者等に対し、災害の状況や一時滞在施設の開設状況など、必要な情報を提供
一時滞在施設の確保	
市、東京都、事業者等の取組	・市は、東京都、事業者等と連携し、一時滞在施設を確保
帰宅支援	
市及び東京都の取組	・徒歩で帰宅する人へ水やトイレなどを提供する災害時帰宅支援ステーションを東京都が確保し、市は市民に周知 ・災害時に市は、東京都が確保するバスなどの代替輸送手段を周知

1-2 東京都帰宅困難者対策条例の周知方法

市及び東京都は、市民、事業者等及び行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により周知を図る。

1-3 市民の備え

市民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ家族その他緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機・避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行う。

1-4 事業所における帰宅困難者対策

官公庁を含む全ての事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の策定した事

業所における帰宅困難者対策ガイドラインを参考に、従業員等の一斉帰宅抑制や安全な帰宅の支援等の帰宅困難者対策を講ずる。

1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、状況に応じて早期に帰宅させることや、職員や児童・生徒・学生が安全に帰宅できるようになるまでの間、校舎内に待機できるように、災害備蓄品等の備蓄に努める。

また、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく等、平常時から体制を整備する。

1-6 府中市帰宅困難者対策協議会の設置

公共交通機関が不通になった場合には、市内の各駅において多くの駅周辺の滞留者及び帰宅困難者による混乱の発生が予想される。

帰宅困難者対策について、市は、府中市企業防災協議会との連携も活用し、東京都帰宅困難者対策条例に基づき推進していく。

市は、府中市帰宅困難者対策協議会を設置し、府中警察署及び府中消防署、関係機関と連携し、駅周辺の滞留者及び帰宅困難者の安全確保と混乱防止、帰宅支援について対策を協議する。

府中市帰宅困難者対策協議会では、駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた地域の行動ルールを策定する。基本となる地域の行動ルールは次のとおりである。

【地域の行動ルール】

	方針	詳細
自助	組織は組織で対応する。	事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員、顧客、学生等に対応する。
共助	地域が連携して対応する。	府中市帰宅困難者対策協議会を中心に、駅周辺の滞留者及び帰宅困難者に対し、地域が連携して対応する。
公助	公的機関は地域をサポートする。	国、東京都、市が連携・協力して、地域の対応を支援する。

第2節 主要駅周辺等における混乱防止

1 平常時からの連携強化

主要駅において、関係者が連携した対策を推進するため、市は、地域、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、府中警察署等と連携し、災害時における主要駅及び周辺で

の対応ルールや、情報受伝達マニュアル等の更新を行うとともに、定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図る。

2 関係者の役割

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 鉄道事業者の役割	【鉄道事業者】

2-1 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、防災資機（器）材や災害備蓄品等の備蓄、事業継続計画（BCP）等の整備、代替輸送手段の確保等に努める。

また、事業所防災計画等において、あらかじめ当該施設内での待機に係る案内や安全な場所への誘導等を定めた利用者の保護に係る計画を策定し、従業員等への周知に努める。

【府中市内の鉄道の駅】

	駅名	住所	路線
1	北府中駅	晴見町2丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）武蔵野線
2	府中本町駅	本町1丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）武蔵野線・南武線
3	西府駅	本宿町1丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）南武線
4	分倍河原駅	片町2丁目	東日本旅客鉄道（JR東日本）南武線 京王電鉄京王線
5	多磨霊園駅	清水が丘3丁目	京王電鉄京王線
6	中河原駅	住吉町2丁目	京王電鉄京王線
7	東府中駅	清水が丘1丁目	京王電鉄京王線・競馬場線
8	府中駅	宮町1丁目	京王電鉄京王線
9	武蔵野台駅	白糸台4丁目	京王電鉄京王線
10	府中競馬正門前駅	八幡町1丁目	京王電鉄競馬場線
11	競艇場前駅	小柳町4丁目	西武鉄道多摩川線
12	是政駅	是政5丁目	西武鉄道多摩川線
13	白糸台駅	白糸台2丁目	西武鉄道多摩川線
14	多磨駅	紅葉丘3丁目	西武鉄道多摩川線

2-2 駅周辺事業者の役割

事業者は、それぞれの組織対応を原則とし、従業員や顧客等の安全を確保するため、防災資機（器）材や災害備蓄品等の備蓄など、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、事業所内に待機できる環境整備や、早期帰宅の実施など早めに行動を取ることを啓発するよう努める。

第3節 帰宅困難者への支援体制の整備

1 帰宅困難者への支援体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 情報提供体制の整備	防災危機管理課、【東京都総務局、通信事業者】
1-2 一時滞在施設に係る取組	防災危機管理課、【東京都総務局】

1-1 情報提供体制の整備

市、東京都及び関係機関は、帰宅困難者等への情報提供ガイドラインに基づき、帰宅困難者等へ適時・適切な情報を提供できるよう、次のとおり体制を整備する。

- ・市は、事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知に努める。
- ・市及び東京都は、風水害時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- ・通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携・協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

1-2 一時滞在施設に係る取組

（1）市の取組

市は、所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請する。

一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。

（２）国、東京都及び市の取組

市民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発を行う。

一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防を始めとする各防災関係機関へ周知する。

一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理する。

民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化する。

第4節 徒歩帰宅者への支援

1 徒歩帰宅者への支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 徒歩帰宅者への支援	防災危機管理課、【東京都総務局、通信事業者】

市は、東京都、事業者等と連携し、混乱の収拾後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道の運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

【機関別の役割】

機 関 名	対 策 内 容
市及び東京都	・ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者等に周知 ・ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備
通信事業者	・ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ・ 災害用伝言ダイヤル（１７１）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
学校、事業者等	・ 混乱の収拾後における帰宅方法・ルールの策定

第5節 意識啓発

1 意識啓発

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 意識啓発	防災危機管理課

発災直後、市や東京都の応急対策活動は、救命救助・避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的な支援には限界がある。

このため、市は、市民や事業者に対して、自助・共助の観点から、社会秩序としての行動ルール、携帯ラジオや帰宅地図の準備等を内容とする帰宅困難者心得10か条の普及を図る。

【行動ルール・帰宅困難者心得10か条】

項目	内容
行動ルール	・ 早期に帰宅する。 風水害は地震と異なり、一定の予測が可能である。このため、事前にしっかりとした情報収集を行い、その発生を予想して、余裕を持った行動などの事前対策を講ずる。 ・ むやみに移動を開始しない。 ・ 正確な情報に基づき冷静に行動する。 公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら判断する。 ・ 帰宅できるまで外出者同士が助け合う。 一時待機できる屋内施設においては、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）を優先して収容する。
帰宅困難者心得 10か条	・ あわてず騒がず、状況確認 ・ 携帯ラジオをポケットに ・ 作っておこう帰宅地図 ・ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ） ・ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料） ・ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所） ・ 安否確認、災害用伝言ダイヤル、伝言用掲示板や遠くの親戚 ・ 歩いて帰る訓練を ・ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど） ・ 声を掛け合い、助け合おう

第7章 避難者対策の整備

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 避難体制等の整備・確立	防災危機管理課、施設所管課
1－2 避難指示、避難誘導	防災危機管理課
1－3 広域連携	防災危機管理課

市は、避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容、方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。

避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等について、警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、地震と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

1－1 避難体制等の整備・確立

（1）防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

市は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

ア 防災拠点施設：市庁舎・出張所、水防倉庫、避難所等

イ 対策例：施設の床面・機器のかさ上げ、止水壁・止水板の設置等

（2）資機（器）材、物資の備蓄

市は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資機（器）材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう本計画の内容及び体制を点検し、充実を図る。

1－2 避難指示、避難誘導

（1）避難指示

避難指示は災害対策基本法第60条に基づくものである。

市は、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

また、土砂災害については、市では、避難指示等の発令基準を定めている。この発

令基準を基に、土砂災害発生の危険度が発令基準に達した場合には、次に示す措置等を講じ、速やかに避難指示を発令する。

- ・土砂災害が発生するおそれのある箇所の特定
- ・その箇所に位置する避難単位の確認
- ・自主防災組織、消防団、警察等との避難誘導・支援等に係る連絡調整
- ・避難所の開設、避難経路の安全性の確保

なお、避難指示等の発令基準の設定には、次の情報等を活用する。

- ・土砂災害警戒情報
- ・土砂災害警戒避難基準雨量
- ・雨量計で観測された降雨量
- ・前兆現象や周辺の災害情報

（２） 避難誘導

避難行動は、原則、市民の自主的な判断に基づくこととするが、状況に応じて、市民は、市、消防関係機関等の避難誘導に基づき避難する。

避難時の高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対する避難誘導等の支援について、市は、府中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地域生活支援センター等と連携し、体制を構築する。

避難解除となった場合は、避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

1－3 広域連携

市は、災害時において被災者の他地区への移送等、他の自治体の円滑な協力が得られるよう、他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。

資料編「協定4－1、協定4－2、協定4－3」

2 情報伝達手段の確保と避難体制の周知・習熟

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 情報伝達手段の確保と避難体制の周知・習熟	防災危機管理課

2-1 情報伝達手段の確保

市は、情報伝達手段を整備し、避難場所、避難所等の避難行動に資する情報提供を適切に実施するとともに、適切な指示を行う。

洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制を構築する。

要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、テレビ、ラジオ等のマスメディアを通じ、地下施設管理者や市民等が必要としている情報を迅速に提供する等、放送事業者等との連携の強化を図る。

避難指示の発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、高齢者等避難、避難指示の2段に分けて情報を提供する等、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行うための基準をつくる。

2-2 避難体制の周知・習熟

市は、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所等の役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行い、東京都と連携を図りながら市民に周知していく。

避難体制の整備に当たっては、地域の実情に配慮するよう努めるとともに、避難指示を行ういとまがない場合における、自主的な市民の避難行動の習熟について、地域防災訓練等の機会を捉えて支援する。

隣接市の被災住民が利用する避難時の運用について、関係する市があらかじめ協議して対処する。

内閣府が策定した避難情報に関するガイドラインに基づき、当該ガイドラインに記載されている居住者等が取るべき行動等について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

3 要配慮者対策への支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 要配慮者対策への支援	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課

3-1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、東京都及び東京消防庁と連携して、自主防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な市民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の情報を適切に更新する。あわせて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成している避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参考にし、訓練を踏まえて計画を検証する等、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

3-2 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の活用

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供するに当たっては、市の条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者本人の同意が必要であることに留意する。

3-3 地域との連携

市は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、東京都及び東京消防庁と連携した避

難行動要支援者に対する風水害対策訓練等を実施する。

安否確認や避難支援、情報提供について、社会福祉施設や障害者団体等と連携して取り組む。高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。

東京都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

第2節 避難場所及び避難所の指定

1 避難場所及び避難所の指定

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 避難場所及び避難所の指定	防災危機管理課

市民が避難する際に活用するため、次のとおり避難場所及び避難所を指定する。

市は、指定した避難所、避難場所の所在地等については、府中警察署、府中消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、東京都に報告する。

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶ等、避難所の確保に努める。

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所を指定する。また、指定避難所の指定に当たっては、指定避難所と指定福祉避難所を分けて指定するとともに、避難場所・避難所等の安全確保に努める。

ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違ふこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

資料編「2-28、2-29、2-30」

【避難場所及び避難所の考え方】

名称		活用する期間	活用内容
避難場所	指定緊急避難場所	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまでの期間	・身の安全を守る。 ・自治会、家族等の間で安否確認をする。 ・市等による情報提供、状況に応じた避難誘導を受ける。
避難所	自主避難所	風水害の発生の危険がある又は風水害が発生した場合に、生活に支障がある方が多く存在している期間	・身の安全を守る。 ・自宅での生活に支障のある方が生活をする。
	徒歩避難者専用避難所		
	車両避難可の避難所		・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が生活をする。
	要配慮者専用避難所		

1-1 避難場所

市は、避難場所の指定については、被害想定を考慮し、安全を確保できるように選定する。災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町の協力を得て、避難場所を近隣区市町に設ける。

避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、対応災害種別ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所に指定している。

資料編「2-28」

1-2 避難所

避難所とは、風水害等による家屋の浸水などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、文化センター等の建物をいう。市の指定する避難所は徒歩避難、要配慮者専用、車両避難の三つの利用方法を設定している。なお、市の指定する市立小・中学校及び文化センターの避難所は、ペットの同伴が可能である。

指定に当たっては、当該施設が、政令等で定める指定基準に適合するよう留意することが必要である。

避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・避難所は、浸水被害に備えられた公共建物等（学校、文化センター等）とする。
- ・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3平方メートル当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。
- ・避難所に指定した建物は、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- ・自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。

また、土砂災害については、市は、災害の規模に応じて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された箇所付近の文化センター等に避難所を開設する。府中第五小学校及び西府文化センターが土砂災害警戒区域に、府中第十小学校が土砂災害特別警戒区域に指定されたことから、土砂災害に伴う避難所としては開設せず、付近のほかの避難所を避難先とする。

資料編「2-29、協定5-4」

（1）自主避難所（早期開設避難所）

暴風雨や公共交通機関の運休により避難が困難になる前に、避難指示などの発令を待たずに自主的な避難を行う避難者を受け入れるために、早期に開設する避難所として指定する。

（2）徒歩避難者専用避難所

浸水想定区域に近い位置に所在する施設を徒歩避難者専用の避難所とする。

（３）車両避難が可能な避難所

浸水想定区域から遠い位置に所在する施設を車両避難が可能な避難所とする。

（４）要配慮者専用避難所

バリアフリー設備のある施設を高齢者、障害者、妊産婦など配慮を要する避難者が付き添いの方と一緒に利用できる避難所とする。

なお、要配慮者専用避難所には車両で避難することを想定し、専用の駐車場を設ける。

（５）土砂災害時に使用可能な避難所

土砂災害時に使用可能な避難所を指定する。

（６）協定先避難所

災害時応援協定に基づき、市の要請により東京都の施設や民間施設を避難所とする。

（７）避難所以外の避難方法

市民は安全な場所に住んでいる親戚や知人がいる場合は、事前に避難することを相談しておく。また、その他の避難先として、ホテル・旅館等の施設も検討する。

1－3 避難場所及び避難所の周知

市は、避難場所及び避難所の位置、利用方法等について、水害ハザードマップや防災ハンドブック等で周知するとともに、地域防災訓練等の機会を捉え、市民への周知を図る。

緊急時に活用する避難場所として、災害の種類ごとに指定することが求められる指定緊急避難場所については、政令等で定める指定基準に適合したスペースの指定を検討し、指定した場合は、市民への周知を図る。

なお、この指定緊急避難場所は、指定の対象となる施設が、避難所の指定基準に適合している場合は、両者を兼ねることができる。

第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備

1 避難所の管理運営体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 避難所の管理運営体制の整備	関係各課

1-1 管理運営の基本方針

学校施設を活用する避難所については、避難所管理運営マニュアル策定ガイドラインに基づき、避難所管理運営マニュアルを各施設において作成し、管理運営体制の整備を図る。

避難所管理運営マニュアルの作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮する。

管理運営の主体は学校、市、地域住民であり、その役割の基本方針は次のとおりである。

- ・学校は、児童・生徒在校時には、その保護・引取対応を最優先事項とする。
- ・市は、発災時間帯にかかわらず、早期に避難所に参集し、開設対応に当たる。
- ・地域住民は、土日・夜間帯の発災に備え、市と避難所の開設手段を共有する。

1-2 管理運営の留意点

市は、避難所の運営において、管理責任者に女性を配置する等女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制の構築ができるよう平常時から備える。

避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営体制を構築する。

市は、市立小・中学校等を避難所として指定した際には、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

1-3 管理運営における連携体制

市は各施設の特性や機能を考慮し、適切な避難環境となるよう、関係機関等と連携し、管理運営体制の整備に努める。指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

東京都、東京都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めると

ともに、東京都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

東京都に対し人的又は物資の支援を要請する際には、より具体的な内容を伝達するとともに、避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。福祉関連のボランティアの派遣については、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。

障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努める。

資料編「協定 11-3」

2 施設環境の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 施設環境の整備	防災危機管理課

市は、避難所となる施設については、避難環境として適切な安全が確保されているものを指定する。

避難生活が長期に及ぶほど被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことが困難となってくるため、避難所には、間仕切り等の必要な資機（器）材、台帳等を整備する等、避難所機能の強化を図る。

ガスバルクやコージェネレーションシステムなどの自立分散型のエネルギー等を活用し、エネルギーを多様化していくとともに、平常時はもとより災害時にも活用できるエネルギーの確保を図る。

第4節 多様な避難者ニーズへの配慮

1 多様な避難者ニーズへの配慮

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難行動要支援者のニーズ	防災危機管理課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課
1-2 外国人のニーズ	多様性社会推進課、防災危機管理課
1-3 女性や子育てのニーズ	多様性社会推進課、子ども家庭支援課
1-4 その他のニーズ	多様性社会推進課

1-1 避難行動要支援者のニーズ

市は、安否確認や、避難所への避難支援等の活動に利用するため、府中市避難行動

要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

市は、作成した避難行動要支援者名簿の情報を地域と共有し、避難行動要支援者に対するきめ細かい支援を実施するため、府中市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書を締結し、自治会や民生委員・児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・消防団・市社会福祉協議会）、地域包括支援センター、地域生活支援センターとの連携を図る。

1-2 外国人のニーズ

在住外国人や海外からの旅行者は、言語、生活習慣、防災意識等が異なるため、市、東京都及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう、次に掲げる防災環境づくりに努める。

- ・避難場所を示す標識等を簡明かつ効果的なものにするとともに、標識内表記の多言語化を検討する。
- ・多言語による防災知識の普及活動（防災講話・防災訓練等）を推進することで、自助・共助の担い手として、外国人も参画する地域の防災体制を構築するよう努める。

市は、国立大学法人東京外国語大学との協働・連携を強化し、これらの環境整備の推進を図るとともに、その他防災に係る協力について検討し、災害時の地域の防災力向上に資する連携となるよう努める。

1-3 女性や子育てのニーズ

市は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、プライバシーを確保できる仕切りの工夫、周囲の目線が気にならず、昼夜問わず安心して使用できる更衣室、授乳室及び入浴設備、安全な男女別のトイレの整備に配慮する。また、乳幼児が安全に遊べる空間を確保するなど、子育てに資する環境の整備ができるよう平常時から備えておく。

生理用品やおむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の避難所における提供についても検討する。

避難所の運営体制への女性の参画を支援し、女性の視点や声、悩みを反映し得る体制を整備する。

市は、女性に対する暴力を防ぐため、警察や関係機関との連携を強化する。

妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。

1-4 その他のニーズ

災害時におけるセクシャル・マイノリティが被るストレスについて、様々な場面に

において理解をし、配慮することが重要である。

顕在化しにくいニーズについては、避難所の管理運営を行う者、共同で生活する者等が、多様なニーズを把握できる体制を整備する。

第8章 風水害対策用資機（器）材の整備

第1節 応急対策用資機（器）材の備蓄及び点検

1 応急対策用資機（器）材の備蓄及び点検

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急対策用資機（器）材の備蓄及び点検	防災危機管理課

風水害応急対策においては、流失や倒壊等により住宅を失った市民のための風水害救助用食料や避難所で一時的に生活するための生活必需品、燃料類、発電機、防水シート等の応急活動用資機（器）材を速やかに用意しなければならない。

風水害発生時は、平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手難が想定される。市及び防災関係機関は、道路の混乱が治まり、流通機構がある程度回復した後、東京都や他区市町村からの救援物資が到着するまでの間に必要となる量の備蓄を進めるほか、緊急の場合にも市内業者等から調達できるよう措置を講ずる。

随時、資機（器）材の点検を実施し、補充・整備に努める。

風水害発生時の食料等を確保するため、備蓄のほか市内の各事業者等との協力協定を締結し、緊急に物資を調達できるよう措置を講じておく。また、風水害発生時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

第2節 備蓄場所の整備と輸送体制の確保

1 備蓄場所の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 備蓄場所の整備	防災危機管理課

市及び防災関係機関は、風水害発生時の混乱した状況下においても、備蓄物資を被災者等に迅速かつ円滑に供給できるよう、輸送体制や浸水からの安全性を考慮して備蓄倉庫を整備、拡充する。

避難所では、水害等で緊急輸送道路が損壊した場合には、迅速な救援活動に支障がでることも予想されるので、避難所等となる小・中学校や文化センター、防災倉庫などに備蓄の整備を進める。

風水害発生初期の混乱期や交通網の途絶時にも、円滑な救援活動を行える体制を確立する。

資料編「2-7」

2 防災備蓄計画

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2－1 食料、生活必需品等の確保	防災危機管理課
2－2 飲料水及び生活用水の確保	資源循環推進課、公園緑地課、下水道課、 【東京都水道局】
2－3 資機（器）材の確保	防災危機管理課
2－4 輸送拠点の整備	防災危機管理課、【東京都福祉局】
2－5 輸送車両等の確保	財産活用課、防災危機管理課、【府中警察署、 東京都財務局】

2－1 食料、生活必需品等の確保

風水害の発生によって、流通機能が一時的に混乱状態になることが予想されることから、市は、食料、生活必需品等を持たない被災者に対し、速やかに食料等の配布ができるよう平常時から災害用として備蓄するほか、緊急に調達し得る措置を講じておく等、食料等の確保に努める。

（１）備蓄の呼び掛け

市は、備蓄における自助・共助の推進を図るため、地域防災訓練等の機会を捉え、家庭や事業所等における備蓄の必要性を積極的に周知する。

（２）市の備蓄量

市は東京都と連携して、分散備蓄等により発災後３日分の物資の確保に努める。また、備蓄物資を確保するため、次の対策を行う。

- ・避難所又はその近郊に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資の登録に努める。
- ・被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

（３）備蓄品の選定

市は、被災地で求められる物資が時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

資料編「２－６」

【市備蓄物資の一例】

	品名		品名
食品・飲料水関係	アルファ米 乾パン 粉ミルク 哺乳瓶	避難所用資機（器）材	毛布 カーペット 発電機（エンジン・ガス） 投光機 バルーン投光機 組立式煮炊レンジ タオル パーテーション
	トイレ（組立・ポータブル・簡易） トイレットペーパー 生理用品 紙おむつ		

２－２ 飲料水及び生活用水の確保

（１）給水体制の整備

市は東京都と連携し、飲料水及び生活用水の確保に努める。

飲料水及び生活用水の確保は、市民生活に大きく関わるものであるため、市は、市内大手事業所の施設等と連携を図り、より強固な応急給水体制の整備に努める。

資料編「協定８－５～８－１５、協定１０－１～１０－６」

（２）飲料水の確保

市は、合計26,762立方メートルの給水量を確保している。このうち飲料水としては、市が確保している耐震性貯水槽、市立小・中学校の分を除いた14,804立方メートルの活用を図る。

この数字は、1人1日3リットルを給水した場合に、府中市民のおおよそ18日分の飲料水量である。発災後の3日分については、自助の観点から、各家庭や事業所において確保に努める。

資料編「協定8－13、協定8－14、協定8－15」

（３）生活用水の確保

飲料水は、生活用水としての活用も想定する。なお、事業所及び家庭においては、各々必要となる生活用水について、平常時から水のくみ置き等による確保に努める。

2－3 資機（器）材の確保

市は、給水拠点の整備とともに、応急給水資機（器）材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先及び輸送方法並びにその他必要な事項等を定め、応急給水資機（器）材の備蓄及び調達体制を整備する。

防災用資機（器）材の備蓄、調達は、原則として市が行う。市は、防災用資機（器）材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めておく。

2－4 輸送拠点の整備

市は、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け及び一時的な保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、東京都総務局に報告する。

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ物資拠点の登録に努める。

備蓄物資（東京都の事前寄託分を含む。）の避難所等への輸送及び配分の方法について事前に定め、迅速かつ円滑な物資の輸送体制を整備する。

東京都は、物資の積替え、配送等を行う広域輸送基地を整備する。市は、地域における救援物資（食料、生活必需品等）を受け入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定し、東京都に報告する。

2－5 輸送車両等の確保

市は、保有している車両等の災害時における使用について府中市災害対策本部マニュアルに定め、市災害対策本部において一元管理し、効率的に運用する。

【機関別の役割】

機 関 名	対 策 内 容
市	・輸送車両等の調達先及び調達予定数を本計画において明確にしておくなどにより、調達体制を整備する。
府中警察署	・緊急通行車両等の確認をする。
東京都	・緊急通行車両等の確認をする。 ・物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。

資料編「2－8、協定13－2」

第9章 府中市事業継続計画

第1節 事業継続計画（BCP）の概要

1 事業継続計画（BCP）の概要

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図り、金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は事業継続計画（BCP）を策定する必要がある。

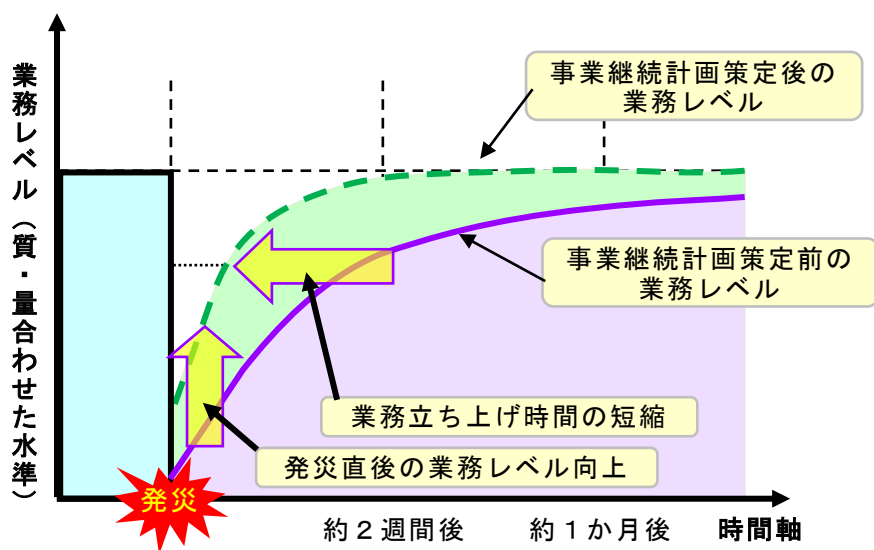
その内容としては、事業のバックアップのシステムや事務室の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等が典型である。

事業者が事業継続計画（BCP）を策定し、災害に備えることにより、大規模な風水害が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

事業継続の取組は、次の特徴がある。

- ・事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ・災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ・各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ・重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ・指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

事業継続計画（BCP）の策定に当たっては、府中市事業継続計画（BCP）に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行う等、継続的な取組を平常時から実施することが重要である。



【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】

第2節 事業継続計画（BCP）の基本方針

1 事業継続計画（BCP）の基本方針

市、事業者等は、事業継続計画（BCP）を策定し、効率的に事業の復旧を図る体制を整備する。なお、その内容は適宜検討し、必要があると認めるときには修正する。

市は東京都とともに、事業者団体等を通じて、事業者等が事業継続計画（BCP）の策定を推進するよう働き掛ける。

市は、府中市災害時受援応援計画（以下「市受援応援計画」という。）を策定し、全国の自治体や関係機関等からの応援を受け入れ、事業を継続できる体制を整備する。なお、その内容は適宜検討し、必要があると認めるときに修正する。

第 3 部 災害応急・復旧計画

第1章 応急活動の基本方針

第1節 応急活動の基本方針

1 初動体制の確立

気象予報・警報の発表に基づく警戒体制や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置を講ずる。

2 災害の規模・状況に応じた段階的配備態勢の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて情報連絡態勢、監視警戒態勢、水防警戒配備態勢、水防非常配備態勢とし、順次人員を増強するものとする。

3 応急活動体制の確立

河川の増水、雨水出水、崖崩れなどによる土砂災害等に対処するため、市及び関係機関が一体となって、本計画に定める水防活動、土砂災害応急対策等の災害種別に応じた応急対策を実施する。

4 情報受伝達体制の確立

あらゆる手段を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難指示等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施する。

5 応援体制の確保

市長は、市に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援を要請する。

市の対応能力を超えるような規模となった場合は、国、東京都、防災関係機関や協定締結団体に応援を要請する。

6 財政的支援の確保

風水害による被害が甚大となれば、これに対する財政的措置が重要な課題となる。

このため、市内の被害状況を的確に把握し、災害救助法などの適用による応急的に必要な救助を早期に行い、被災者の保護と、社会秩序の保全を図る。

また、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による財政的援助等により、災害復旧事業を円滑に推進する。

第2章 初動体制の整備

第1節 初動体制の確立

1 市の責務

市は、市内に風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災関係機関として、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、東京都、他の市区町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

2 初動体制の確立と職員態勢

市は、台風の接近などによる大雨や暴風により、市内に災害の発生が予測される場合には、次の態勢でこの警戒及び対応に当たる。

【職員態勢】

種別	発令基準	態勢
情報連絡態勢	【台風】 ・台風の進路が関東地方に予想され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ・その他総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	[平日(勤務時間内)] ・防災危機管理課職員 [休日夜間]
	【大雨・洪水】 ・多摩北部地域に（大雨、洪水、暴風）警報が発表され、かつ、府中市に（大雨、洪水、強風）注意報が発表されたとき。 ・その他総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	・防災危機管理課当番職員 ・その他の職員は自宅待機（出動の準備）
	【土砂災害】 （台風、大雨・洪水の基準に準ずる。）	
監視警戒態勢	【台風】 ・台風が関東地方に接近又は上陸し、かつ、東京地方に（大雨、洪水、暴風）警報が発表されたとき。 ・その他総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	・防災危機管理課職員 ・水防応急対策室関係課
	【大雨・洪水】 ・府中市に（大雨、洪水、その他）警報が発表されたとき。 ・多摩川の推移が水防団待機水位（石原4.0メートル）を越え、更なる水位の上昇が見込まれるとき。 ・その他総務管理部危機管理監が必要と認めるとき。	・本部員・本部連絡員 ・本部応援員 ・ユニット職員 ・初動班職員

種別	発令基準	態勢
	【土砂災害】 (台風・大雨・洪水の基準に準ずる。)	(浸水想定区域外)
配水 防備 警戒 態勢	・市災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 ・その他本部長が必要と認めるとき。	・市内の災害に直ちに対処できる態勢
水防 非常 配備 態勢	【台風】 ・高齢者等避難を発令したとき（避難所の開設）。 ・台風に係る大規模な事故又は災害が発生したとき。 ・その他本部長が必要と認めるとき。	・防災危機管理課職員 ・水防応急対策室関係課 ・本部員・本部連絡員 ・本部応援員 ・ユニット職員 ・初動班職員（浸水想定区域外） ・市内の災害に直ちに対処できる態勢 ・市災害対策本部の設置・招集
	【大雨・洪水】 ・高齢者等避難を発令したとき（避難所の開設）。 ・多摩川の水位が氾濫注意水位・避難判断水位（石原4.30メートル）を越え、更なる水位の上昇が見込まれるとき。 ・市内の複数箇所において、小規模な災害（※）の発生が予想されるとき又は発生したとき。 ・市内に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ・府中市に特別警報が発令されたとき。 ・北多摩1号水再生センターの水門閉鎖の連絡があったとき。 ・多摩川の堤防に異常な漏水や亀裂等が発見されたとき。 ・その他本部長が必要と認めるとき。	
	【土砂災害】 ・高齢者等避難を発令したとき（避難所の開設）。 ・市内で土砂災害が発生したことが確認されたとき。 ・土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の斜面から水の噴き出しや小石の落下、土の腐った臭気が確認されたとき。 ・土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の上端や斜面上に亀裂が確認されたとき。 ・土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の一部が崩れている、又は斜面上の樹木に倒木が確認されたとき。 ・その他の状況により、本部長が必要と認めるとき。	
復旧 応急 態勢	・被害に関する調査及び応急復旧の必要があるとき。	・全ての職員

※ 小規模な災害

道路冠水、地下・半地下浸水、下水の逆流、強風による倒木等をいう。

第2節 水防応急対策室の設置

1 水防応急対策室の設置

総務管理部長は、気象庁又は関東地方整備局が風水害に関する警報、注意報を発表し、又はこれに類する状況に至った場合において必要と認めるときは、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために府中市水防応急対策室（以下「対策室」という。）を設置する。対策室長は、危機管理監とする。

対策室は、防災危機管理課及び関係課をもって組織する。組織の構成及び運営については、府中市水防応急対策室運営要領によるものとする。

情報の収集及び応急対策については、府中消防署、府中警察署、消防団及び防災関係機関と連携を図り、防災危機管理課と各機関相互の情報の共有化を図る。

対策室長は、風水害に関する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認める場合は、消防団長に協力を求めるものとする。

資料編「1－14」

第3節 非常招集命令

1 非常招集命令

総務管理部長は、対策室の設置の必要があると認めるときは、勤務時間外の職員に対し非常招集命令を発令する。

非常招集命令は、警戒態勢以上の状況かつ別に定める要領に示す基準に達したときをもって発令されたものとする。

第4節 消防団の活動

1 消防団の活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 消防団の活動	防災危機管理課、【府中市消防団】

消防団は、府中消防署に東京消防庁水防第二非常配備態勢が発令された以降、別に定める要領に基づき活動する。

危機管理監は、風水害に対する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認めるときは、消防団長に協力を求めるものとする。

第5節 水防応急対策室の廃止

1 水防応急対策室の廃止

対策室は、市災害対策本部の設置が決定された場合又は風水害発生のおそれが消滅した時点で、対策室長の決定により廃止される。

第3章 災害対策本部の設置・運営

第1節 市災害対策本部の組織・運営

1 市災害対策本部の組織・運営

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－2 活動体制	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課
1－4 市災害対策本部の組織及び所掌事務	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

風水害における市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、府中市災害対策本部条例・同施行規則及び同運営要領の定めるところによる。その概要は次のとおりである。

1－1 市災害対策本部の設置

（１）設置基準

次の手順で、市災害対策本部を設置する。

- ア 市長は、市内で風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合において、水防非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置する。
- イ 本部員は、市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、総務管理部長に市災害対策本部の設置を要請することができる。
- ウ 総務管理部危機管理監は、イの要請があった場合又はその他の状況により、市災害対策本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、副本部長と協議の上、本部の設置を市長に要請しなければならない。

（２）市災害対策本部の設置場所

市災害対策本部の副本部長室の設置場所は、中央防災センターとする。中央防災センターは、市における災害等の情報収集、連絡及び分析並びに災害対策の審議、決定及び指示を行う拠点施設である。

中央防災センターは、次の機能を有する。

- ・ 情報収集、分析、伝達機能
- ・ 審議、決定、調整機能
- ・ 指揮、命令、連絡機能

建物の損壊等により、中央防災センターに本部長室の設置が困難な場合は、市役所本庁舎又は市役所第二庁舎を一時的な本部設置場所とする。

1-2 活動体制

市は、市災害対策本部を市庁舎に設置した場合には、本部長及び災害応急対策に従事する職員を配置する。

市災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市長が、本部員の職に充てられている者を招集して開催する市災害対策本部事前会議において検討する。市災害対策本部事前会議で決定した内容については、市災害対策本部で決定した事項に準ずるものとする。なお、対策室の設置前に市災害対策本部事前会議が開催された場合には、対策室は設置しない。

市に災害救助法が適用されたときは、本部長（本部が設置されていない場合は市長）は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく災害事務を実施する。

市は、夜間休日等の勤務時間外における風水害の発生に備え、市職員、東京都、防災関係機関等との情報連絡体制を確保する。

市内に水害が発生した場合には、本部長は、必要に応じて水防・防災ステーション、矢崎町防災公園会議室に現地指揮本部を置く。

1-3 市災害対策本部の水防非常配備態勢

市災害対策本部の設置時に、本部長は、水防非常配備態勢を発令する。

本部長は、風水害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対して水防非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる水防非常配備態勢の指令を発することができる。

【市災害対策本部の水防非常配備態勢】

種別		台風	大雨・洪水	土砂災害	職員態勢（※）
市災害対策本部	水防警戒配備態勢	- 市災害対策本部事前会議により、自主避難所を開設することが決定され、その準備を開始するとき。 - その他本部長が必要と認めるとき。			- 防災危機管理課職員 - 水防対策室関係課 - 本部員・本部連絡員 - 本部応援員 - ユニット職員 - 初動班職員（浸水想定区域外）
	水防非常配備態勢	- 高齢者等避難を発令したとき（避難所の開設）。 - 台風に係る大規模な事故又は災害が発生したとき。 - その他本部長が必要と認めるとき。	- 高齢者等避難を発令したとき（避難所の開設）。 - 多摩川の水位が氾濫注意水位・避難判断水位（石原4.30メートル）を越え、更に水位の上昇が見込まれるとき。 - 市内の複数箇所において、小規模な災害（※）の発生が予想されるとき又は発生したとき。 - 市内に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 - 府中市に特別警報が発令されたとき。 - 北多摩一号水再生センターの水門閉鎖の連絡があったとき。 - 多摩川の堤防に異常な漏水や亀裂等が見られたとき。 - その他本部長が必要と認めるとき。	- 高齢者等避難を発令したとき（避難所の開設）。 - 市内で土砂災害が発生したことが確認されたとき。 - 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の斜面から水の噴き出しや小石の落下、土の腐った臭気を確認されたとき。 - 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の上端や斜面上に亀裂が確認されたとき。 - 土砂災害（警戒・特別警戒）区域及び急傾斜地の一部が崩れている、又は斜面上の樹木に倒木が確認されたとき。 - その他本部長が必要と認めるとき。	- 防災危機管理課職員 - 水防対策室関係課 - 本部員・本部連絡員 - 本部応援員 - ユニット職員 - 初動班職員（浸水想定区域外） - 市災害対策本部の設置・招集
	応急・復旧態勢	被害に関する調査及び応急復旧の必要があるとき。			全ての職員

※ 小規模な災害とは、道路冠水、地下・半地下浸水、下水の逆流、強風による倒木等をいう。

※ 休日夜間の職員態勢は平日の態勢に準ずる。

（１）水防非常配備態勢の特例

市長は、災害及びその他の状況により必要があると認めたときは、特定の部に対して水防非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる水防非常配備態勢の指令を発することができる。

（２）消防団の活動

消防団は別に定める要綱に基づき直ちに活動する。

（３）関係機関の協力

本計画に定める指定防災関係機関は、市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、直ちに連絡体制を確認するとともに、連携して被害の対処に当たるものとする。

（４）職員の配置

本部員は、あらかじめ非常配備態勢時の各部の編成により、配備態勢の種別に応じた職員の配置を所属職員に周知徹底させるとともに、職員の非常時における参集の方法を定めておかなければならない。

本部員は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて次の措置を講じなければならない。

- ・参集状況に応じて、職員を指定の部署に配置すること。
- ・報告及び連絡の方法並びに職員の交替方法を周知徹底させること。

（５）職員の服務

市災害対策本部が設置された場合には、全ての職員は、市災害対策本部体制下の指示に基づき行動し、次の事項を遵守して、総力をもって災害対策を実施しなければならない。

- ・常に災害に関する情報及び市災害対策本部関係の指示に注意すること。
- ・不急の行事、会議又は出張を中止すること。
- ・正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- ・勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ること。
- ・非常配備態勢が発令されたときは、万難を排し参集すること。

1－4 市災害対策本部の組織及び所掌事務

（１）組織

市災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ・市災害対策本部に本部長室及び部を置く。
- ・本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ・部に部長を置く。
- ・本部長室及び部に属すべき本部の職員は、別に市長が定める。
- ・本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整を図るため、部に本部連絡員を置く。
- ・本部連絡員は、部の職員のうちから部長が指名する。
- ・本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地対策本部を置く。
- ・総務管理部危機管理監は、災害の状況に応じて本部又は現地対策本部に本部応援員を招集する。
- ・市長は、初動班を任命する。

【本部長室の組織】

役職	職務に当たる者	主な職務
本部長	市長	・本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長及び教育長	・本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	市部長職及び東京消防庁府中消防署長又はその指定する消防吏員	・本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
本部連絡員	本部員の属する部の課長職	・本部連絡員は、原則として本部員に属する課長職とし、あらかじめ指名される。 ・本部が設置されている間、交替で勤務する。 ・その勤務を交替したときは、直ちに総務管理部危機管理監に報告する。
本部応援員	指名された職員	・市災害対策本部の運営を円滑かつ迅速に遂行するため、必要に応じて指名され、本部又は現地対策本部に召集して、本部運営に必要な情報収集、分析及び庶務を行う。 ・本部が設置されている間、交替で勤務する。 ・その勤務を交替したときは、直ちに総務管理部危機管理監に報告する。
初動班	市内又は近隣市に居住する職員のうちから任命	・市内の被害状況等の情報連絡及び避難所の開設・運営の準備活動等を行う。

（２）本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議・策定する。

- ・市災害対策本部の水防非常配備態勢及び廃止に関すること。
- ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

- ・避難の勧告又は指示等に関すること。
- ・東京都、防災関係機関等に対する応援の要請に関すること。
- ・隣接市との相互応援に関すること。
- ・災害救助法の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。
- ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ・上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

1－5 市災害対策本部設置の通知等

総務管理部危機管理監は、市災害対策本部が設置されたときは直ちに、次に掲げる者のうち、必要と認めた者に市災害対策本部の設置を通知する。

- ・副本部長
- ・本部員
- ・都知事
- ・警視庁府中警察署長
- ・東京消防庁府中消防署長
- ・府中市消防団長
- ・防災関係機関の長又は代表者
- ・隣接市長
- ・その他必要と認める関係機関の長又は代表者

本部員は、市災害対策本部設置の通知を受けた場合には、その旨を所属職員に周知徹底する。市は、市災害対策本部が設置されたときは、その旨を市民や報道機関に発表する。

1－6 市災害対策本部の標示の掲出

市災害対策本部が設置された場合は、設置場所に市災害対策本部の標示を掲出する。

第2節 市災害対策本部の運営

1 市災害対策本部の運営

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 本部長室の運営	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課
1-3 東京都の現地災害対策本部との連携	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

1-1 本部長室の運営

(1) 本部長室の開設

危機管理監は、市災害対策本部が設置されたとき、原則として中央防災センターに直ちに本部長室を開設する。

危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、情報通信機器の保全等に必要な措置を講ずる。

本部長室開設後は、危機管理監が運営を統括し、市災害対策本部を構成する部及び防災関係機関の総合調整を行う。

(2) 本部長室の審議

本部長は、所掌事務について審議する必要があるときは、本部員を招集する。

本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者の出席を求める。

本部員は、付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室の審議に付議しなければならない。

(3) 本部連絡員調整会議

危機管理監は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部員、本部連絡員から要請があったときは、本部連絡員調整会議を招集するものとする。

(4) 対策調整会議

危機管理監は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があるときは、関係する部その他防災関係機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

1-2 現地対策本部の運営

本部長は、災害応急対策のために必要と認める場合は、災害現場に現地対策本部を設置する。

（１）構成

- ・ 現地対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。
- ・ 現地対策副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。
- ・ 現地対策本部員は、本部長が指名する者とする。
- ・ 現地対策本部派遣員は、防災関係機関の長が指名する職員とする。

（２）分掌事務

- ・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。
- ・ 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。
- ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。
- ・ 各種相談業務の実施に関すること。
- ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

1－3 東京都の現地災害対策本部との連携

東京都の現地対策本部が設置された場合は、市災害対策本部は東京都の現地災害対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図るものとする。

（１）市災害対策本部と報道機関との連絡

市災害対策本部の報道発表は、府中市政記者クラブに対して行う。

（２）市災害対策本部の通信

市災害対策本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括する。

本部員は、市災害対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制の確保を図る。

（３）本部長への措置状況等の報告

部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- ・ 調査、把握した被害状況等
- ・ 実施した応急措置の概要
- ・ 今後実施しようとする応急措置の内容
- ・ 本部長から特に指示された事項
- ・ その他必要と認める事項

(4) 庶務

本部長室の庶務は、防災危機管理課が行う。

2 市災害対策本部の廃止・縮小

本部長は、市内で災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災害対策本部を廃止する。

市災害対策本部の廃止の通知等は、市災害対策本部の設置の通知等に準じて処理する。

第4章 国・防災機関との相互連携

第1節 自衛隊等に対する災害派遣要請

1 自衛隊等に対する災害派遣要請

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 自衛隊への災害派遣要請	防災危機管理課

第3部
第4章

1－1 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次の方法がある。

資料編「2－31」

ア 都知事の要請による災害派遣

- ・災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を講ずるため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう応援要請し、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められる場合
- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

- ・災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- ・庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

（２）災害派遣要請の手続

市長は、災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。

市長は、市内に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接連絡の取ることが可能な部隊に要請する。この場合には、事後において速やかに都知事に通知する。

（３）災害派遣部隊の受入体制

都知事及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

各防災関係機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時から計画しておくとともに、必要な資機（器）材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、東京都は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

都知事及び各防災関係機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平常時から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、市等関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

（４）経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

これにより難しい場合には、都知事は、陸上自衛隊第１師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機（器）材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、ひき船等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- ・天幕等の管理換（※）に伴う修理費

- ・島しょ部に係る輸送料等
- ・その他救援活動の実施に要する経費

その他救援活動の実施に要する経費についても、原則として派遣を受けた機関が負担するが、疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

※ 管理換とは、物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。

（５）宿泊施設等

市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿泊施設等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

第3部 第4章

第2節 防災関係機関との協力

1 防災関係機関との協力

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 防災関係機関との協力	防災危機管理課

市は、次のとおり整備した体制により、防災関係機関と相互に協力し、災害対応に当たる。

- ・市は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、平常時から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- ・市及び防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置を取るため、連絡員の派遣等の措置を講ずる。
- ・市は、各所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておく。

第3節 自治体等との相互応援

1 自治体等との相互応援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 自治体等との相互応援	政策課、秘書広報課、行政経営課、職員課、法制文書課、防災危機管理課、ボートレース企業局総務課

市は、市受援応援計画に基づく受援体制を整備するとともに、自治体と相互に協力し、

災害対応に当たる。

- ・災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が自治体に対し応援を求め、又は応援する場合には、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援の協定を締結する。
- ・市は、協定等を活用し、協力・補完体制を構築するため、協定内容の見直しに向けた検討を実施する。

また、市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう体制を整備する。

市は、市民の相互助け合いの精神に基づく自主防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ・異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ・災害時における広報公聴活動に協力すること。
- ・避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- ・被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ・被災状況の調査に協力すること。
- ・被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ・り災証明書交付事務に協力すること。
- ・その他の災害応急対策業務に協力すること。

資料編「協定4-1、4-2、4-3、4-4、4-7、4-8」

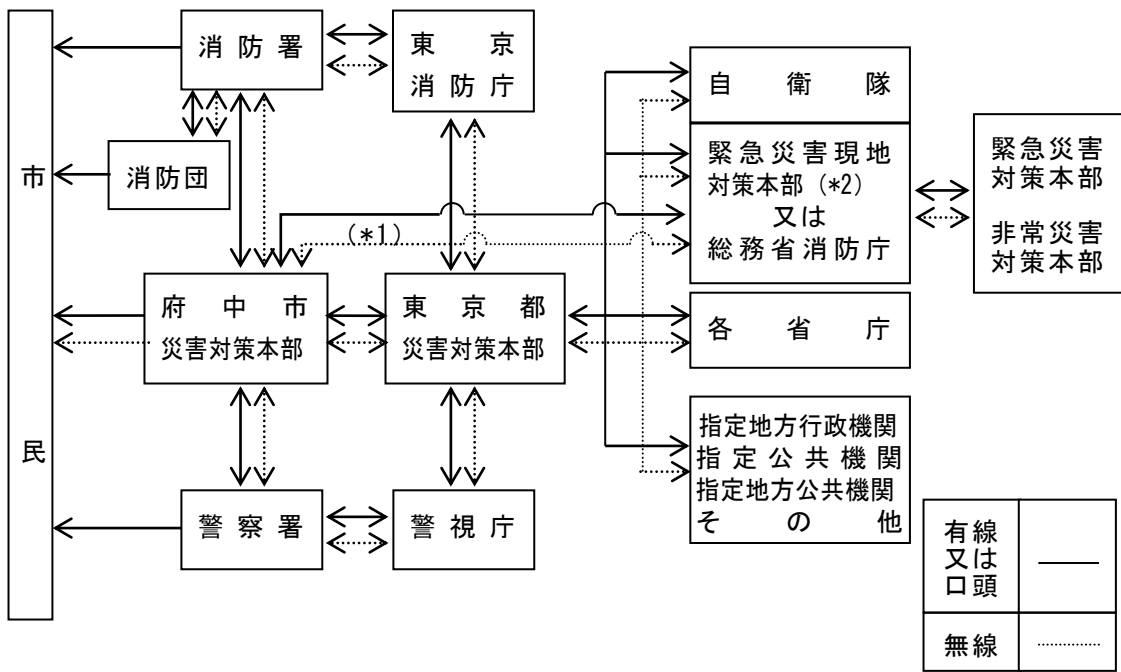
第5章 情報の収集・伝達

第1節 情報受送信の連絡体制

1 情報受送信の連絡体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 情報受送信の連絡体制	秘書広報課、防災危機管理課

市は、災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるため、防災関係機関や市民に、東京都や気象庁、防災関係機関等から得た災害に関する警報及び注意報について、迅速かつ正確に伝達する。



- *1 災害の状況により東京都災害対策本部に報告できない場合
*2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

【通信連絡の系統図】

1-1 市の取組内容

市は、東京都災害対策本部（以下「都災害対策本部」という。）に対する情報連絡の際には、東京都防災行政無線を使用する。

災害の状況により東京都に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

（１）異常現象の通報

市は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに東京都及び気象庁に通報する。

（２）一般的な災害原因に関する情報通報

市は、災害原因に関する重要な情報について、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織、一般市民等に周知する。

（３）気象等の予警報の伝達

市は、重要な注意報及び警報について、関係機関からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに市内の防災関係機関、重要な施設の管理者等に伝達するとともに、府中警察署、府中消防署等の協力を得て、市民に周知する。

1－2 市、東京都及び各放送機関の取組内容

市は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、市災害対策本部設置に至らない場合でも、市民に対して各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う等、より一層の災害対応を実施する。

資料編「協定12－3」

（１）実施機関

東京都、市、東京都内又は東京都内を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

（２）伝達する情報

- ・高齢者等避難
- ・避難指示
- ・緊急安全確保
- ・警戒区域の設定

【避難指示等一覧】

区 分	発令時の状況	居住者等が取るべき行動
緊急安全確保	災害発生又は切迫	指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である場合には、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全に取ることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	災害のおそれ有り	高齢者等（※）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害者等並びにその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

第2節 災害予防警報等の伝達

1 災害予防警報等の伝達

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 情報収集・伝達体制	秘書広報課、防災危機管理課、【府中警察署、府中消防署】
1-2 市における情報連絡	防災危機管理課
1-4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	防災危機管理課、【東京都建設局】
1-5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有	秘書広報課、防災危機管理課
1-6 特別警報が発表されたときの情報の共有	防災危機管理課

1-1 情報収集・伝達体制

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに東京都総務局及び気象庁に通報する。

市は、災害原因に関する重要な情報について、東京都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び市民等に周知する。

市は、特別警報、警報及び重要な注意報について、関係機関からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の

管理者に伝達するとともに、府中警察署、府中消防署、都知事本局等の協力を得て、市民に周知する。

府中警察署及び府中消防署は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区市町村長に通知する。

1-2 市における情報連絡

風水害発生初期の被害情報の収集と伝達が迅速かつ正確に行われることは、その後の応急対策活動に大きな影響がある。特に人及び建物に関する被害の情報は、災害救助法の適用や各防災関係機関の応援要請に関わることがあるので、これらの情報の正確な収集と伝達に努めるものとする。

- ・市災害対策本部設置前の情報の収集と伝達体制

水防応急対策室における情報連絡体制・警戒体制により被害情報の収集と伝達を行う。

- ・市災害対策本部設置後

水防非常配備態勢により情報の収集と伝達を行い、災害対策本部運営要領に定める本部連絡員が連絡責任者となる。

市災害対策本部が設置された場合の情報受発センターは、中央防災センターに設け、各機関との情報連絡を行う。

1-3 収集・伝達情報の種類

収集・伝達する情報の種類は、次のとおりである。

- ・人的、物的被害状況
- ・避難の状況
- ・交通機関の運行及び道路交通の状況
- ・防災関係機関の防災応急対策の実施状況
- ・ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況
- ・情報の変容、流言等の状況
- ・避難指示又は警戒区域の設定の伝達
- ・消防団員等の配備命令の伝達
- ・市内企業等に対する防災応急対策実施指示等

市は、気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）を活用し、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

1-4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又は僅かな時間差で起こる可能性が高い。水害のおそれがある場合には、市は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。

そこで、東京都により、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報FAXなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報が提供される。市は、東京都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報（避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。

（1）同一河川・圏域・流域の設定

同一河川・圏域・流域は、19流域に区分される。このうち、市は、多摩川沿川及び野川流域に該当する。

資料編「2-45」

（2）情報の内容

東京都から、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次の情報が提供される。

- ア 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
- イ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
- ウ 避難が必要な区域
- エ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- オ その他

なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

1-5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の共有

市は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての市民に対する周知、啓発等に努める。

区市町村、気象庁から全国瞬時警報システム（Jアラート）により送信されている竜巻注意情報について、市の判断に応じ、防災行政無線等の自動起動等を行うものとする。

1-6 特別警報が発表されたときの情報の共有

市は、特別警報について、関係機関から通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じなければならない。

なお、特別警報が発表されるような状況においては、気象台からホットライン等を用いて、東京都及び当該区市町村長に対し、警報事項を明確にし、厳重な警戒を呼び掛けることとしている。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 災害情報の収集、報告及び記録

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 機関別の役割	防災危機管理課、【東京都総務局】
1－3 被害状況の調査報告体制	政策課、行政経営課、防災危機管理課
1－4 被害状況等の報告	防災危機管理課
1－5 府中警察署における通信連絡体制	【府中警察署】
1－6 府中消防署における通信連絡体制	【府中消防署】
1－7 防災関係機関の通信連絡体制	道路課、【道路管理者】
1－8 災害の記録（写真、ビデオ等）	秘書広報課

市は、風水害等により災害が発生した場合には、各防災関係機関の情報連絡体制に基づき、緊密に連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施する。

1－1 機関別の役割

被害状況の迅速・的確な把握は、災害救助法適用の要否、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機（器）材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

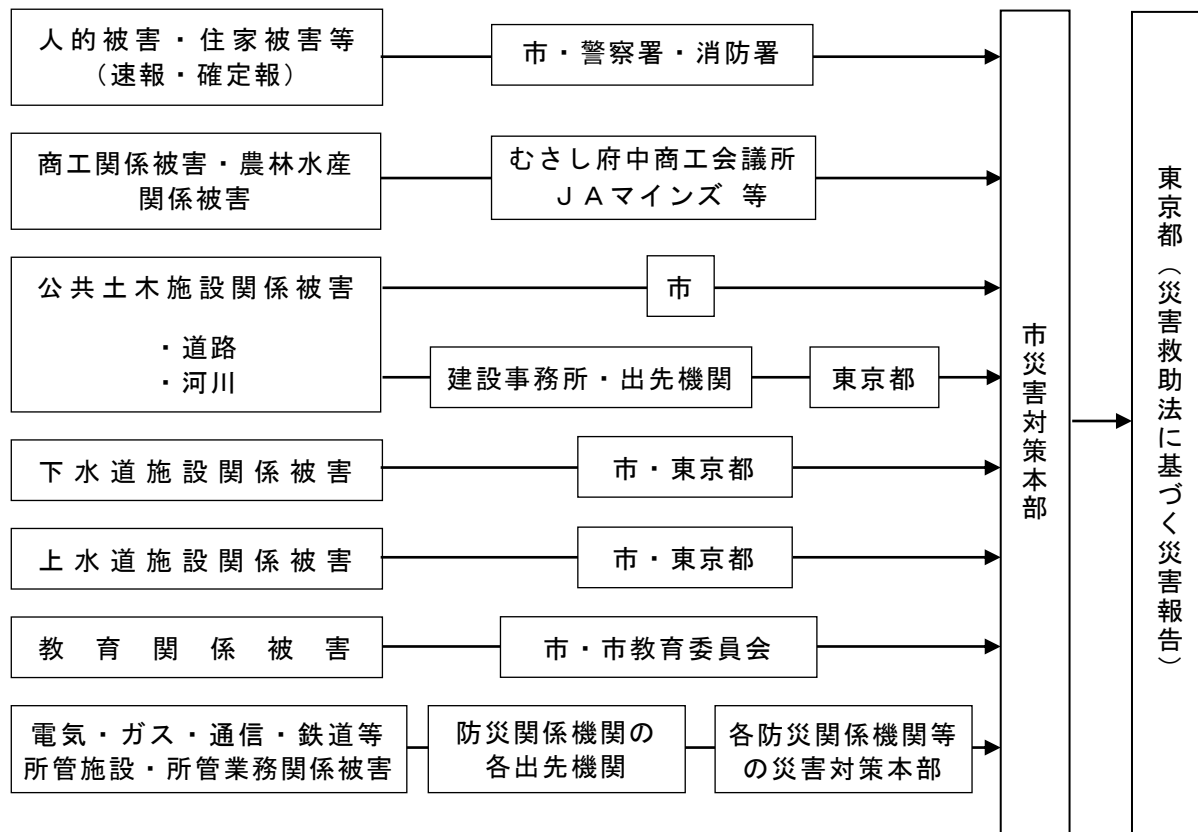
市及び東京都は、東京都災害情報システムのほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。

市は、総務省で実施している、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令第3条第8項に基づく災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話等）の無償貸与の活用を検討し、通信のふくそう及び途絶の回避を図る。この要請は、関東総合通信局無線通信部陸上第二課に対して行う。

市及び防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、当該災害に関する応急対策が完了するまで、あらかじめ定められた伝達系統により、市災害対策本部及び東京都に報告する。

資料編「協定12－5」

1-2 被害状況の報告・伝達系統



【被害状況の報告・伝達系統】

1-3 被害状況の調査報告体制

市は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。

なお、東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

（１）市の被災地調査班の編成

市は、風水害現地の実態を把握し、市の風水害応急対策活動を円滑に進めるため、調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要な事項は事態に応じて、適宜編成する。

（２）市の被災地調査班の任務

調査班は、本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

特命による現地調査に当たっては、庁用車等の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一本部長に報告する。なお、調査の際、特命事項以外で重要な情報があるときは、直ちに報告する。

1-4 被害状況等の報告

市災害対策本部は、市各部及び防災関係機関からの被害状況等を取りまとめ、次の要領により東京都に報告する。

(1) 報告すべき事項

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所及び地域
- ・被害状況（被害程度の認定基準に基づく報告）
- ・災害に対して既に講じた措置及び今後講じようとする措置
- ・災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
- ・その他必要な事項

資料編「2-32」

(2) 東京都への報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等あらゆる手段により報告する。）。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

資料編「3-1、3-2、3-3」

(3) 災害救助法に基づく報告

ア 災害報告

災害救助法に基づく災害報告には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分や各種の対策の基礎資料となるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

イ 救助実施状況の報告

救助実施状況は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、都知事に報告する必要がある。

1－5 府中警察署における通信連絡体制

府中警察署における災害時の市災害対策本部との通信連絡事務は、府中警察署警備課警備係が担当する。

(1) 市災害対策本部との連絡

平常時においては、市災害対策本部とは加入電話又は府中市防災行政無線により連絡を行う。通信途絶時には府中市防災行政無線又は必要により連絡員を派遣して警察無線で連絡体制を確保する。

資料編「協定12－6」

(2) 府中消防署、消防団に対する連絡

加入電話や市による直接連絡のほか、市災害対策本部経由により連絡を行う。

1－6 府中消防署における通信連絡体制

(1) 市災害対策本部との連絡

市災害対策本部と府中消防署間は、中央防災センターを通じて情報伝達を行う。

(2) 消防団に対する指令及び連絡

消防団員の召集又は活動指示連絡は、原則として消防団本部を経由して行う。

(3) 連絡体制

風水害が発生した場合には、次の措置を講ずる。

- ・無線局の開局及び受信体制の確保
- ・市災害対策本部その他関係機関への連絡員派遣
- ・その他必要な措置

(4) 災害予報警報受信及び伝達

警防本部からの災害予報警報の市民への伝達は、広報車により実施する。

資料編「2－33」

（５）災害情報の収集と伝達

市職員及び関係機関の活動状況及び災害情報は、適宜、市災害対策本部に情報提供するとともに、市民、関係機関等と相互に情報交換し、その共有化を図る。

資料編「協定１２－７」

（６）通信途絶に対する措置

有線通信途絶に際しては、無線により府中署隊をもって第八消防方面本部を経由して警防本部との連絡を行う。署隊内の情報連絡は、消防電話、携帯無線機及び伝令により行う。

１－７ 防災関係機関の通信連絡体制

道路管理者は、パトロールカー等による巡視を行うとともに、道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ、東京都、府中警察署及び各防災関係機関に速やかに連絡する。

防災関係機関は、所管施設に関する被害、既に行った措置、今後行う措置その他必要事項について、市及び東京都に報告する。

ライフライン関係機関及び交通関係機関の被害状況速報については、災害報告取扱要領により報告する。

システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。

資料編「１－１０」

１－８ 災害の記録（写真、ビデオ等）

災害を記録するため、市で記録班を編成し、復旧対策及び広報活動の資料の作成を行う。必要に応じてカメラマン等を外部に委託する。

第4節 災害時の広報・報道

1 災害時の広報・報道

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 機関別の広報活動	秘書広報課、【府中警察署、府中消防署、鉄道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者、中日本高速道路㈱】
1－2 災害広報情報の収集	防災危機管理課、【府中消防署】
1－3 報道機関への発表	秘書広報課
1－4 災害時の広報	秘書広報課、多様性社会推進課、観光プロモーション課

災害発生時には、市民に対し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ確実に提供することが必要である。このため、市及び防災関係機関は、一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

市及び防災関係機関は、パニックを防止し、社会的混乱を最小減にとどめ、速やかに避難体制を構築するために、被災住民等に対して適切な広報活動を行う。

1－1 機関別の広報活動

市及び防災関係機関は、整備した広報手段を効果的に活用し、一人でも多くの市民へ情報が伝わるよう努めるものとする。

【広報内容】

機 関 名	広 報 内 容
市	・当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。 ・市は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。
府中警察署	・広報内容は次のとおりである。 - ア 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し - イ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 - ウ 感電、転落、溺水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起 - エ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 - オ 犯罪の防止 - カ その他各種告示事項 ・広報手段は次のとおりである。 - ア パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報 - イ 拡声装置、携帯用拡声機による広報 - ウ ヘリコプター、警備艇による広報 - エ ホームページ、災害対策課X（旧ツイッター）等による広報 - オ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 - カ 相談所の開設
府中消防署	・広報内容は次のとおりである。 - ア 気象及び水位の状況 - イ 水災及び土砂災害に関する情報 - ウ 被災者の安否情報 - エ 水防活動状況 - オ 救出・救護及び要配慮者への支援の呼び掛け ・広報手段は次のとおりである。 - ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 - イ 消防車両の巡回 - ウ デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS - エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

機 関 名	広 報 内 容
東日本電信 電話㈱ NTTコミュニケーションズ㈱ ㈱NTTド コモ	・災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 ・ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知 ・災害用伝言ダイヤル等を提供した場合には、交換機からのふくそうトーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施
KDDI	・広報内容は次のとおりである。 通信の被害・疎通状況の案内と通信ふくそう時における利用者への時差通信等の協力要請 ・広報手段は次のとおりである。 報道機関及びホームページ等を通じた広報
ソフトバンク	・災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ、ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 - ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 - イ 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請 - ウ その他必要とする事項
東京電力 グループ	・広報内容は次のとおりである。 - ア 電気による二次災害等を防止するための方法 - イ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 - ウ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 ・広報手段は次のとおりである。 - ア テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報 - イ ホームページ等を通じた広報 - ウ 市の防災行政無線（同報系）の活用 - エ 広報車等による直接当該地域への周知
東京ガス グループ	・広報内容は次のとおりである。 - ア 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 - イ ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し ・広報手段は、ホームページ及びテレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体等とする。

機 関 名	広 報 内 容
東日本旅客鉄道(株)	・ 広報内容は次のとおりである。 ア 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 イ 列車の不通線区や開通見込み等 ・ 広報手段は次のとおりである。 ア 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ、ラジオ、インターネット、ホームページ等で東京都民への情報提供に努める。 イ 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。
中日本高速道路(株)	・ 広報内容は次のとおりである。 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 ・ 広報手段は次のとおりである。 ラジオ、情報板、看板及びパトロールカー等
各放送機関	・ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知

【提供手段】

市から市民へ情報提供する際の手段
・ 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：０８００－８０００－６０６） ・ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート） ・ 府中市メール配信サービス（事前登録必要） ・ 緊急速報メール（事前登録不要） ・ 府中市公式Ｘ（旧ツイッター） 【アカウント：東京都府中市、ユーザー名：@fuchutokyo】 ・ 府中市公式ＬＩＮＥ ・ 災害情報共有システム（Ｌアラート）

市は、これらの手段のほか、電話、ファクシミリ、市ホームページ、市広報車、ちらし、掲示物の作成等、必要な情報を市民に提供するため、状況により活用する手段を検討する。

1－2 災害広報情報の収集

（１）市災害対策本部

風水害広報に関する情報は、市各部において収集し、市災害対策本部において統一的に処理する。

（２）府中消防署

府中消防署は、警防本部、方面隊本部等から災害に関する情報を収集するとともに、市災害対策本部及び防災関係機関と連絡協調を図り、情報の収集に努める。

1-3 報道機関への発表

(1) 市からの発表

災害に関する情報及び災害応急対策に関する状況等の報道機関への発表は、原則として、市災害対策本部で収集した防災関係機関及び市民からの情報を総合的に分析及び整理した上で、市を通じて統一的に行う。この場合には、防災関係機関は、説明員を同席させる等により協力する。

(2) 防災関係機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災関係機関の記者クラブ等で発表するが、事前又は事後にその内容を市災害対策本部（広報班）に報告する。

1-4 災害時の広報

発災時には、市は、防災関係機関等と一体となって、被災した市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより混乱を最小限にとどめ、人心の安定を図り、適切な判断による行動ができるようにする。

(1) 情報の提供と周知方法

市災害対策本部で収集した情報のうち、市民への提供が必要と判断された情報については、市で整備している広報手段により市民へ伝達する。あわせて、ケーブルテレビ等との連携も検討する。

(2) 外国人への防災、避難、生活情報の提供

市は、関係機関等と連携し、市災害対策本部や防災関係機関等から収集した情報を外国人に提供する。また、国際交流サロンや多文化共生センターD I V Eを通じ、災害時における外国人への情報提供に努める。

市災害対策本部は、東京都が災害時に設ける外国人災害時情報センターとの連携を進める。

第5節 安否情報の提供

1 照会の受付

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 照会の受付	秘書広報課

市は、府中警察署、府中消防署、自衛隊等の防災関係機関から、死亡者、行方不明者、けが人等の市災害対策本部に集められた安否情報を、府中市防災行政無線、電話、ファクシミリ等を使って避難所へ伝達するとともに、安否情報の簿冊を管理し、市民からの問合せに対応する。その際は、報道機関、ケーブルテレビ等にも協力を依頼する。

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口に書面を提出することにより受け付ける。

なお、受付に当たっては、次の事項を明らかにし、照会者に対し本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証等）を提出又は提示させる。安否情報について照会する者が明らかにする事項は、次のとおりである。

- ・照会者の氏名、住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- ・照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ・照会をする理由

2 回答

市は、次のとおり、照会者の区分に応じて回答する。

【照会者の区分と提供できる情報】

項番	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

回答に当たっては、必要最小限の情報にとどめるとともに、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報につい

ては、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができる。

安否情報の回答を行った場合は、当該回答を行った担当者、照会者の氏名や連絡先等を記録する。

3 注意事項

市は、個人情報であること、DV被害者等の情報が含まれる可能性があることなどを鑑み、回答に当たって留意すべきことを職員に周知し、情報管理を徹底する。

第6節 公聴活動

1 公聴体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 公聴体制	広聴相談課、【府中警察署、府中消防署】

市は、発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関すること等の相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

市は、被災者のための相談所を開設し、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る。

府中警察署は、臨時相談所を開設するとともに、交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関する電話相談窓口を開設する。

府中消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。また、市民からの電子メールによる問合せに対応する。

2 市民相互の情報連絡等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 市民相互の情報連絡等	秘書広報課

市は、SNS、災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用を市民に周知し、家族等の安否を確認する手段の活用を促す。

市民は、確認手段を活用し、市や東京都から提供された情報に基づき、冷静に行動するように努める。

第7節 被害情報の受伝達

1 被害情報の受伝達

防災関係機関は、風水害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、市に報告する。

1－1 市の被災地調査班の編成

市は、風水害現地の実態を把握し、市の風水害応急対策活動を円滑に進めるため、調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要な事項は事態に応じて、適宜編成する。

1－2 市の被災地調査班の任務

調査班は、本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

1－3 市の被災地調査事項

特命調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- ・風水害の原因
- ・被害状況
- ・応急措置状況
- ・被災地住民の動向及び要望事項
- ・現地活動のあい路
- ・その他必要な事項

1－4 市の被災地調査要領

特命による現地調査に当たっては、庁用車等の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一本部長に報告する。なお、調査の際特命事項以外で重要な情報があるときは、直ちに報告する。

第6章 水防活動

第1節 水防情報

1 気象情報

1-1 東京都災害情報システム（DIS）

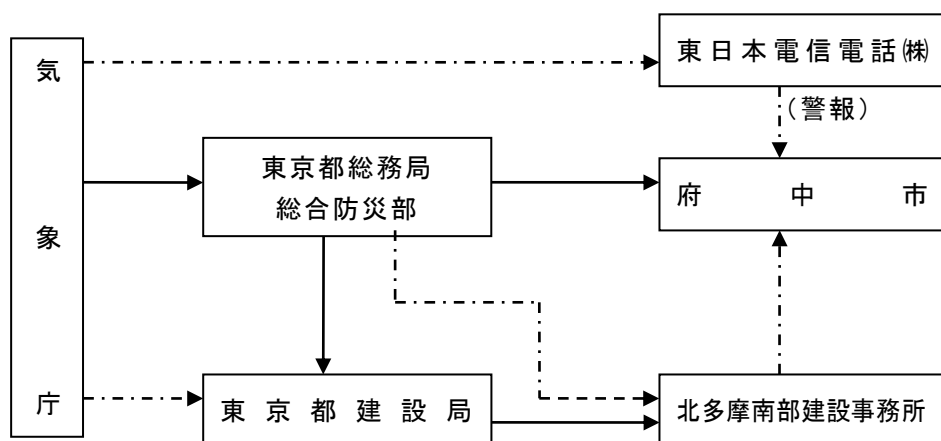
東京都災害情報システム（DIS）を活用することで、東京都水防災総合情報システム、国土交通省解析雨量、アメダス実況による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、区市町村への伝達情報の判断材料等に活用することができる。

1-2 防災情報提供システム

防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を市、東京都等の防災関係機関へ提供するシステムである。

各種防災気象情報のほか、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲がもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。これらの情報は、市が行う避難指示等の判断の参考に利用する。

水防活動に用いる気象等の特別警報・警報・注意報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。



- ・ 気象庁が発表した気象情報は、基本系：法令の定めによる伝達系統
報道機関、市を通じて市民にも伝達 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

【気象情報伝達系統図】

2 洪水予報河川（国管理河川）

国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に関係するものは、次のとおりである。

2-1 洪水予報を行う河川及びその範囲

【洪水予報を行う河川及びその範囲（東京都水防計画より）】

河川名	区 間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市青大柳町1575地先から海まで 右岸：東京都青梅市畑中1丁目18番地から海まで	調布橋 石原 田園調布（上）

2-2 洪水予報の種類と発表基準

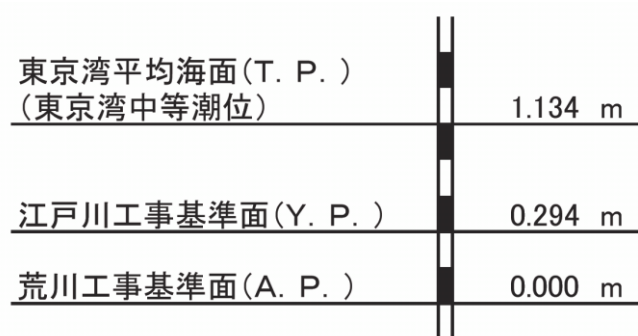
【洪水予報の種類と発表基準（東京都水防計画より）】

種 類	発 表 基 準
（多摩川）氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
（多摩川）氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、おおむね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
（多摩川）氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき、又は氾濫危険水位に到達したとき
（多摩川）氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
（多摩川）氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

2-3 洪水予報河川発表基準水位

【洪水予報河川発表基準水位（東京都水防計画より）】

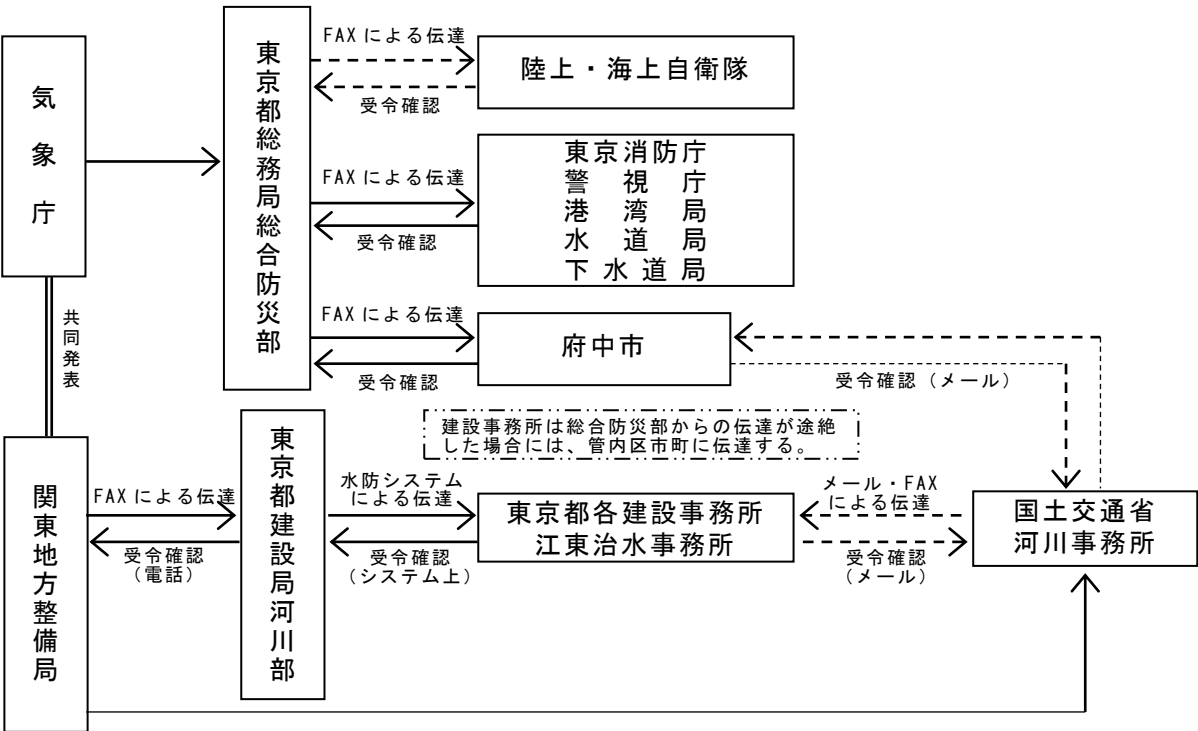
河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高
多摩川	調布橋	東京都 青梅市 上長淵	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A. P. + 148.500m
	石原	東京都 調布市 多摩川 3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A. P. + 27.420m
	田園調布 (上)	東京都 大田区 田園調 布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A. P. + 0.000m



【各基準面の関係】（参考）

2-4 洪水予報伝達

洪水予報の伝達は、次のとおり行う。伝達を受けた場合は、受令確認を行う。



第3部
第6章

・洪水予報は、気象庁から報道機関、市を通じて市民にも伝達

【国管理河川 洪水予報伝達系統図（詳細は東京都水防計画による）】

3 洪水予報河川（都管理河川）

東京都と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に関係するものは、次のとおりである。

3-1 洪水予報を行う河川及びその範囲

【洪水予報を行う河川及びその範囲（東京都水防計画より）】

発表単位	河川名	区 間	基準地点
野川・仙川	野川	左岸：小金井市貫井南町4丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢2丁目（大沢池上） 右岸：小金井市貫井南町4丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢6丁目（大沢池上）	大沢池上
	野川	左岸：三鷹市大沢2丁目（大沢池上）～世田谷区玉川3丁目（多摩川合流点） 右岸：三鷹市大沢6丁目（大沢池上）～世田谷区玉川3丁目（多摩川合流点）	鎌田橋野川
	仙川	左岸：三鷹市新川6丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田3丁目（野川合流点） 右岸：三鷹市新川6丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田4丁目（野川合流点）	鎌田橋仙川

3-2 洪水予報の種類と発表基準

【洪水予報の種類と発表基準（東京都水防計画より）】

種 類	発 表 基 準
（野川・仙川） 氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、又は氾濫危険水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
（野川・仙川） 氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったときに発表する。

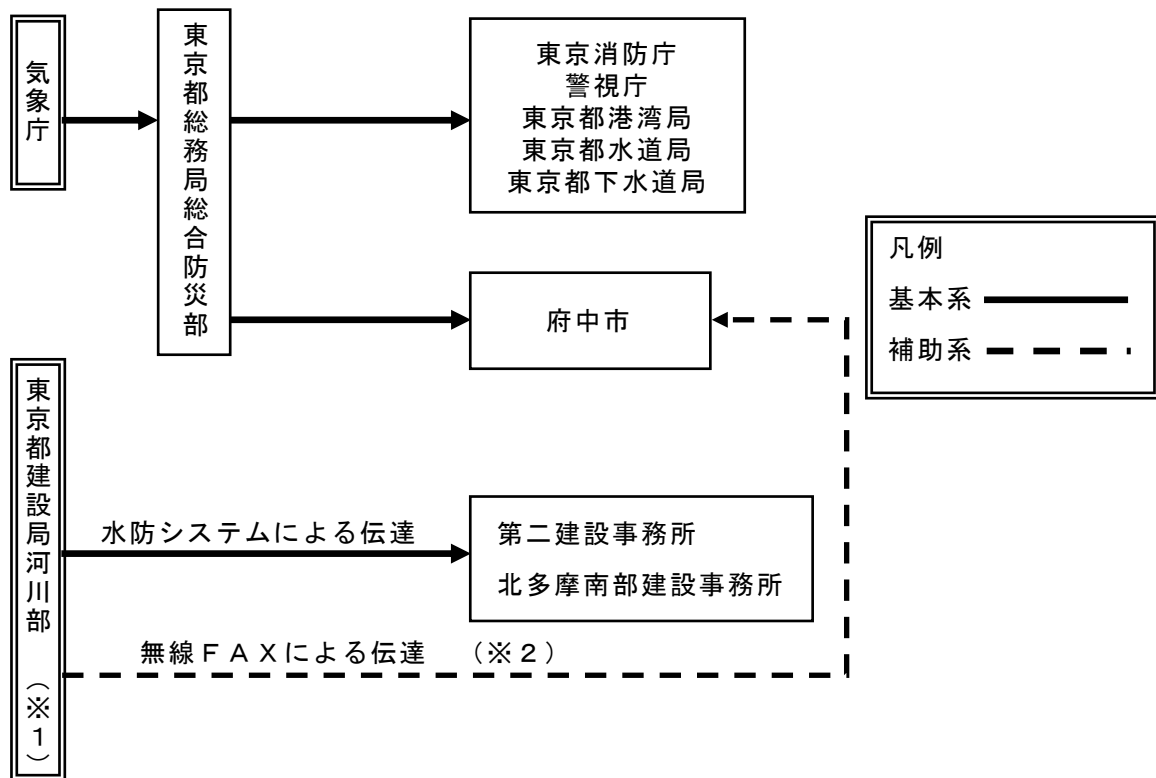
3-3 洪水予報河川発表基準水位

【洪水予報河川発表基準水位（東京都水防計画より）】（単位A. P）

洪水予報 発表単位	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	氾濫 危険水位 [メートル]	氾濫 発生水位 [メートル]
野川・仙川	大沢池上	三鷹市大沢	—	—	39.89	40.45
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	—	—	14.54	16.21
	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	—	—	16.15	17.24

3-4 洪水予報伝達

洪水予報の伝達は、次のとおり行う。伝達を受けた場合は受令確認を行う。



※1 情報伝達先の区市町村等に対してはホットメールを送信

※2 区市町村の水防担当部署で無線FAXがない場合には、NTT FAXにより伝達

【都管理河川 洪水予報伝達系統図（詳細は東京都水防計画による）】

4 水防警報河川

国土交通省及び東京都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

4-1 水防警報の種類と発表基準（国管理河川）

【水防警報の種類と発表基準（東京都水防計画より）】

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資機（器）材の整備、水開門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたときや、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

資料編「2-46」

4-2 河川、区間、基準地点、担当事務所（国管理河川）

【河川、区間、基準地点、担当事務所（東京都水防計画より）】

河川名	水防警報区間		基準 地点	担当 河川 事務所
多摩川	左岸	自 青梅市大柳町1 5 7 5 番地先 至 福生市福生大字熊川南1 3 4 番地先	調布橋	京浜
	右岸	自 青梅市畑中1丁目1 8 番地先 至 あきる野市小川東1丁目1 番地先		
	左岸	自 昭島市拝島町3丁目1 5 4 9 番地先 至 国立市泉2丁目6 番地先	日野橋	
	右岸	自 八王子市高月町2 4 0 2 番地先 至 日野市落川1 3 9 7 番地先		
	左岸	自 府中市四谷6丁目5 8 番地先 至 狛江市駒井町3丁目4 3 4 番地先	石原	
	右岸	自 多摩市一ノ宮1丁目4 5 番地先 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原7丁目2 2 4 6 番地先		
	左岸	自 世田谷区喜多見町2丁目4 5 4 0 番地先 至 大田区仲六郷4丁目3 4 番地先	田園調布 （上）	
	右岸	自 神奈川県川崎市多摩区堰1丁目4 2 9 番地先 至 神奈川県川崎市川崎区本町2丁目1 3 番地先		
	左岸	自 大田区東六郷3丁目2 5 番地先 至 海	多摩川 河口	
	右岸	自 神奈川県川崎市川崎区旭町1丁目3 番地先 至 海		

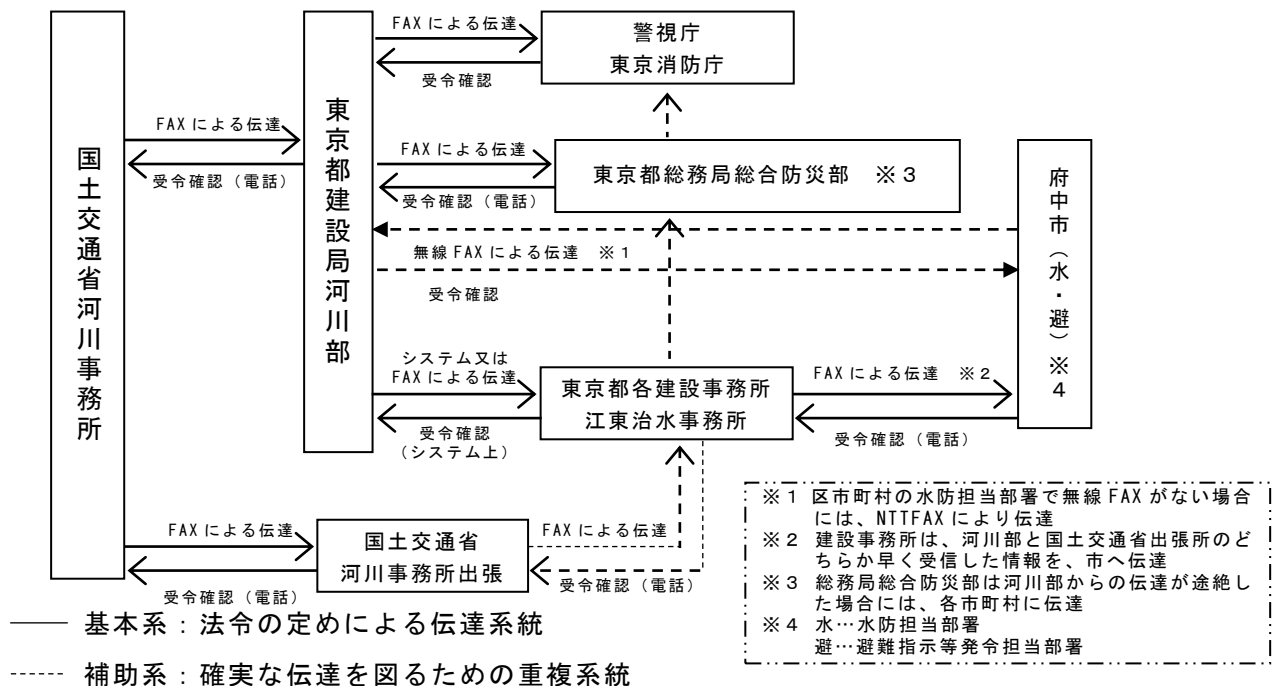
4-3 発表基準水位（国管理河川）

【発表基準水位（東京都水防計画より）】

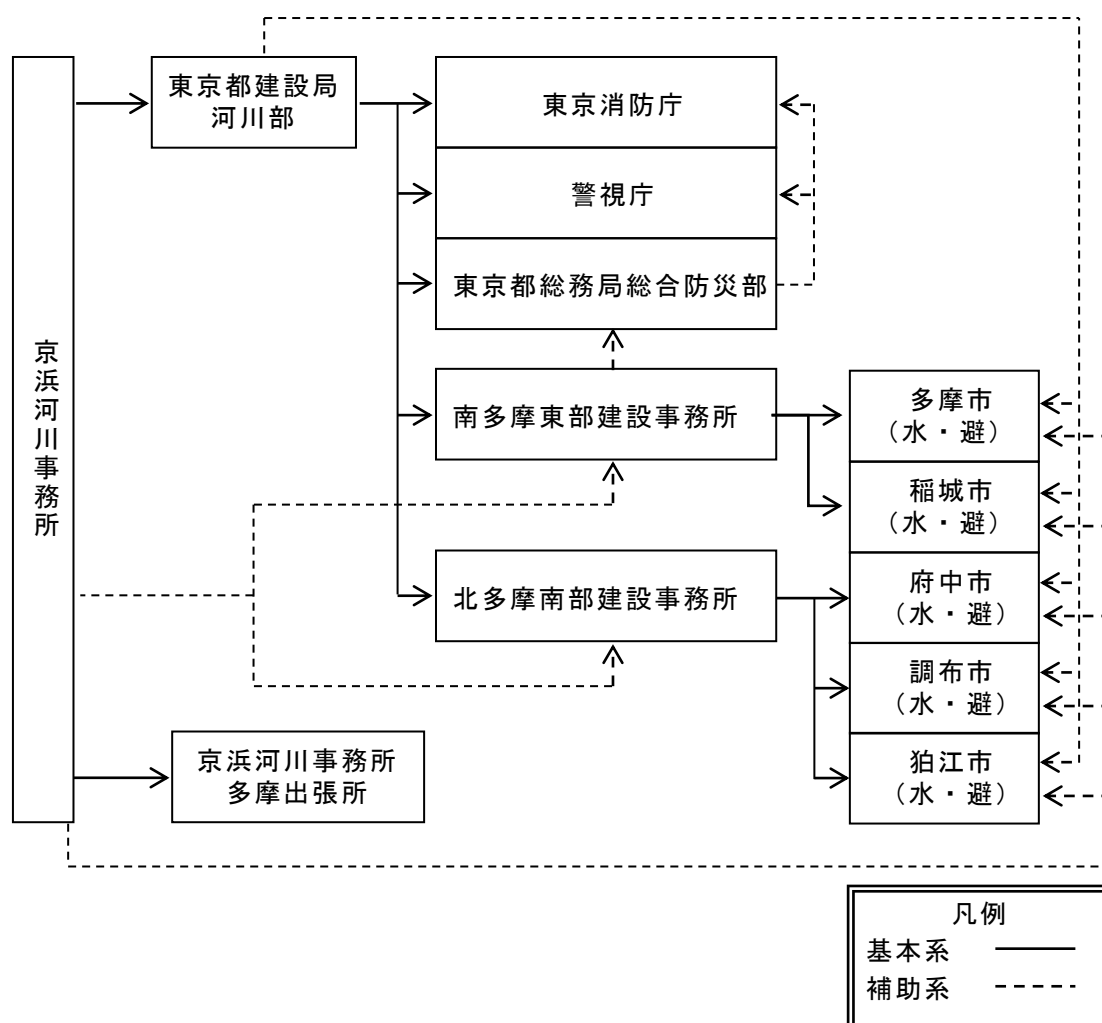
河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	(特別警戒水位) 氾濫危険水位	計画高水位	零点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長淵	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A. P. + 148.500m
	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m	A. P. + 65.200m
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A. P. + 27.420m
	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A. P. + 0.000m
	多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m (計画高潮位)	A. P. + 0.000m

4-4 水防警報伝達系統図（国管理河川）

水防警報の伝達は、次のとおり行う。伝達を受けた場合は、受令確認を行う。



【水防警報伝達系統図（詳細は東京都水防計画による）】



【多摩川水防警報伝達系統図（石原）（詳細は東京都水防計画による）】

第2節 水防機関の活動

1 水防機関の活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 市（水防管理団体）	防災危機管理課
1－2 消防機関	【府中消防署、府中市消防団】

1-1 市（水防管理団体）

水防管理団体は、出水期前に、重要水防箇所を中心に河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

資料編「2-44」

気象状況及び水位に応じて、洪水などのおそれがあるときは、市は、直ちに事態に即応した配備体制を構築するとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- ・気象状況及び水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡の下に河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ・水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- ・水防作業に必要な資機（器）材の調達を行う。
- ・次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに東京都建設局（水防本部）に報告する。
 - ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき
 - イ 水位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき
 - ウ その他水防上必要と認めたとき
- ・水防のためやむを得ない必要があるときは、その地域内に居住する者又は現場にある者を作業に従事させる。
- ・堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ・洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。この場合には、遅滞なく府中警察署長にその旨を通知する。
- ・水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため府中警察署長に対し、警察官の出動を求める。
- ・水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者（市長等）に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者（市長）の所轄の下に行動する。
- ・水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

資料編「2－47」

1－2 消防機関

市には、水防法に定める水防団は存在しないため、消防機関（消防署、消防団）が水防団に代わって、次の水防活動を分担している。

- ・河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ・水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

- ・ 消防機関の長は、水防のため、やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- ・ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- ・ 消防機関の長は、市長から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要性があると判断したときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

2 決壊時の措置

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2－1 決壊の通報及びその後の措置	防災危機管理課、【府中警察署、府中消防署】
2－2 立ち退き	防災危機管理課

2－1 決壊の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長、府中警察署又は府中消防署の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互に情報を交換する等連絡を密にする。

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

2－2 立ち退き

ア 立ち退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、市長は、立ち退き又はその準備を指示する。

この場合には、遅滞なく府中警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、府中警察署は、市長と協力して救出又は避難誘導する。

また、市長は、府中警察署長及び府中消防署長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等について、必要な措置を講じておく。

第3節 費用及び公用負担

1 費用及び公用負担

1-1 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

1-2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、市長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ・車両その他の運搬用機器又は排水用器具の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合には、市長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理する。

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市は、時価によりその損失を補償する。

第7章 土砂災害応急対策

第1節 早期の避難対策

1 早期の避難対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 早期の避難対策	防災危機管理課

市は、東京都災害情報システム（DIS）や防災情報提供システムにより区域の降雨量を把握するとともに、市民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は市内に相当の降雨があったときは、市民等の早期の避難対策を講ずる。

土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民等に対して避難指示を発令する。また、市民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難指示等を発令する。市民等は、前兆現象を発見した場合には、市に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動を取る。

2 前兆現象等の早期把握

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 前兆現象等の早期把握	都市整備部各課

市は、崖崩れの前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努め、住民等の安全に関する次の情報を最優先に収集、伝達する。

（1）降雨等の状況

- ・大雨警報（土砂災害、浸水）
- ・土砂災害警戒情報
- ・土砂災害警戒情報を補足する情報

（2）前兆現象

- ・斜面内の湧水量が増加した。
- ・斜面内の表面流が発生した。
- ・小石がパラパラと落下する。
- ・斜面に亀裂が発生する。
- ・新たな湧水が発生する。

- ・擁壁や道路等にクラックが発生する。
- ・湧水が止まる。
- ・根の切れる音がする。
- ・湧水が急に噴き出す。
- ・木が傾く、倒れる。
- ・水が濁り始める。
- ・地鳴りがする。

3 事前の避難

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 事前の避難	防災危機管理課

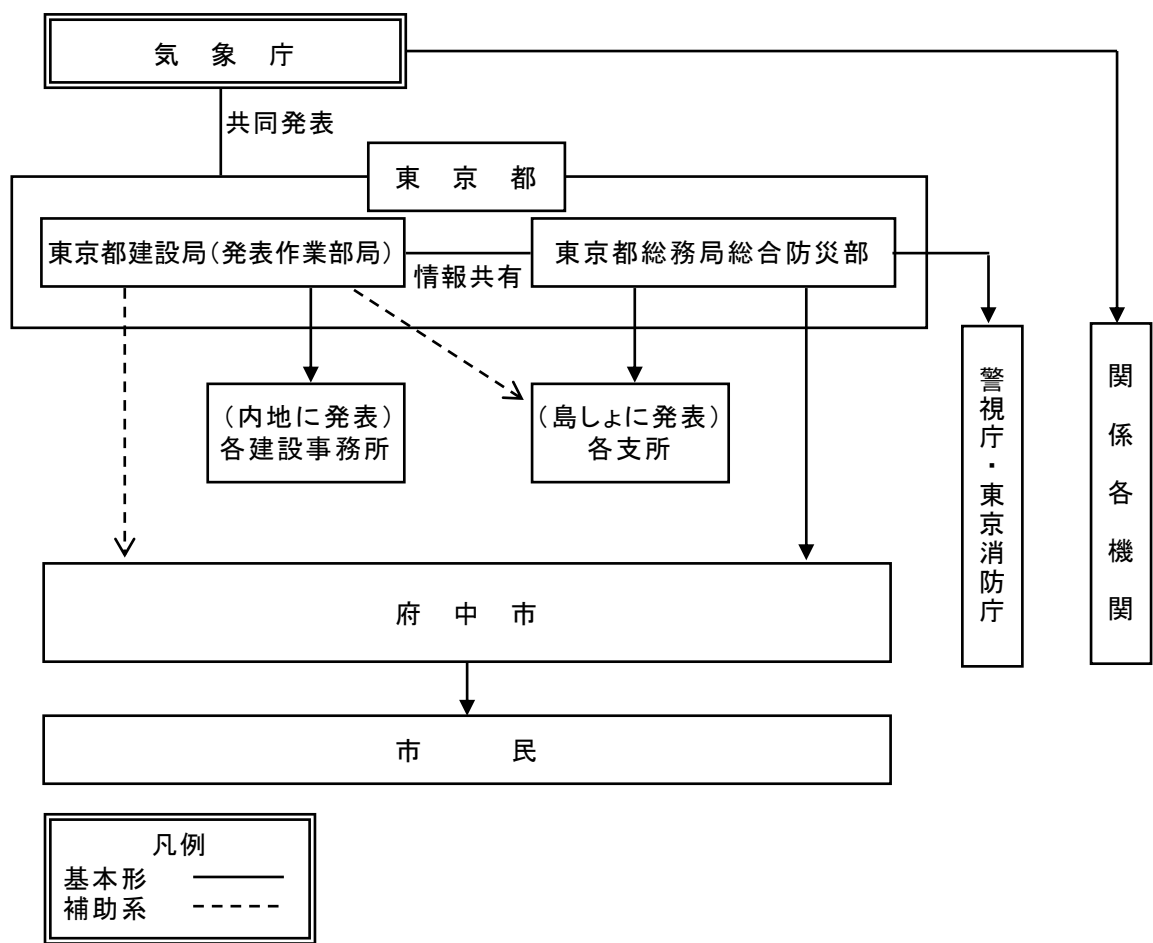
市は、危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対して、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行う。

4 住民等への情報伝達

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 住民等への情報伝達	秘書広報課、防災危機管理課

市は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど土砂災害の発生が予想される場合は、避難指示等を発令し、住民等に伝達する。特に、具体的に危険が予想される住民等に対しては、個別伝達に努める。

土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。伝達を受けた場合は、受令確認を行う。



【土砂災害警戒情報伝達系統図】

第2節 救出・救護対策

1 応援の要請

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応援の要請	道路課

市は、救出に当たり、重機等が必要なときは、府中市建設業協会等に応援を要請する。

資料編「協定9－3」

2 救護体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 救護体制	健康推進課

土砂災害により負傷者が多数発生した災害現場において、市は、府中市医師会と連携・協力し、医療救護班の医師の指示の下に重症度選別を実施し、迅速な救護活動を実施する。

第3節 二次災害防止対策

1 崖の監視

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 崖の監視	都市整備部各課

行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、市と消防隊等が協力し、降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について監視を行う。

2 被災宅地の調査

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 被災宅地の調査	計画課

市は、豪雨等に伴い、宅地災害が広範囲に発生した場合には、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握するため、被災宅地危険度判定士等の協力を得て、調査を行う。

3 警戒区域の設定等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 警戒区域の設定等	防災危機管理課

市は、安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示等を継続するとともに、第8章第2節「1-1 立ち退き避難が必要な災害の事象」に定めるところにより、

警戒区域の設定、立入り規制等必要な措置を講ずる。

4 再崩壊の防止

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 再崩壊の防止	都市整備部各課

市は、降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により再崩壊の防止に努める。

土砂災害が起き、放置すれば更に崩壊を生じて、人命・財産等の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれのある場合には、崖地の所有者等が実施する応急仮設工事費用の助成を行う。さらに、避難指示が発令され緊急を要する場合には、崖地に隣接する土地の所有者等が実施する緊急応急対策工事費用の助成を行う。

5 応急対策事業等の実施

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 応急対策事業等の実施	都市整備部各課

市は、災害応急対策事業実施要綱等に基づき、崩壊した崖面に防災シート被覆等を行うなどの応急資材整備事業を実施するとともに、土地所有者等が実施する応急仮設工事や緊急応急対策工事について、それぞれの要綱に基づき工事費用の助成を行う。

6 防災体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
6 防災体制の整備	都市整備部各課

市は、大雨警報が発表された場合には、市災害対策本部又は市災害対策警戒本部の要請に応じて職員を派遣し、土砂災害発生時の対応や応急資材整備（防災シート等）の実施に当たり、技術的なアドバイスをするなどの対応を行う。

第4節 施設の緊急復旧

1 交通施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通施設	道路課、【鉄道事業者、道路管理者】

道路については、のり面崩壊、盛土欠壊、路面埋没等が予想されるが、被災直後、緊急に最小限の交通路を確保することから、市は、う回路等を確保するとともに、施設の緊急復旧を行う。鉄道について、線路施設、電気施設の破損等の被害が生じた場合において、鉄道事業者は、緊急輸送のため確保すべき路線から重点的に復旧する。

2 通信・ライフライン施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 通信・ライフライン施設	【東京都水道局、電気事業者、ガス事業者、通信事業者】

通信機能の確保は、災害応急活動の基本であるため、市は、緊急に現地や避難場所等に臨時の通信網を確保するとともに、電話回線等が被災した場合には、その応急復旧を行う。

電気、ガス、水道施設については、その社会的、経済的重要性から早期復旧に努める。

第8章 避難者対策

第1節 避難行動の基本方針

1 避難行動の基本方針

市は、風水害時に、被災者の生命、身体 of 安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講ずる。

高齢者等避難、避難指示の発令時に、市は速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

2 避難体制の整備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 避難指示体制	防災危機管理課
2-2 避難対策の整備	防災危機管理課
2-3 避難行動要支援者名簿の作成	高齢者支援課
2-4 要配慮者の避難対策	防災危機管理課、多様性社会推進課、観光プロモーション課、福祉保健部各課
2-5 その他対策	防災危機管理課

2-1 避難指示体制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市は、ちゅうちょなく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

避難の指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

東京都及び府中消防署と連携して、自主防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

2-2 避難対策の整備

市は、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市の協力を得て、避難所等を近隣市に設けるものとする。

2以上の市にわたって所在する避難所又は2以上の市の被災住民が利用する避難所等の運用について、関係する市があらかじめ協議して対処する。

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置の内容は、おおむね次のとおりである。

- ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、適切な指示を行う。
- ・ 傷病者に救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
- ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- ・ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- ・ 避難所への移動又は避難解除となった場合の避難者の帰宅行動を安全かつ円滑に誘導する。

効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、東京都と連携を図りながら周知していく。

内閣府が策定した避難情報に関するガイドラインに基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動」（近隣の安全な場所への移動、屋内安全確保等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2-3 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を講ずるための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられた。市は次の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、府中消防署、府中警察署、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

2-4 要配慮者の避難対策

市は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、東京都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。

市は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。

東京都と連携して、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

2-5 その他対策

市は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避に利用できる空間の状況・位置について確認する。

災害時において、被災者の他地区への移送等、他の区市町村の円滑な協力が得られるよう、他の区市町村と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2節 避難指示等の判断・伝達

1 避難指示等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 避難指示等と取るべき行動	防災危機管理課

1-1 立ち退き避難が必要な災害の事象

避難情報に関するガイドラインのうち、市に関連する立ち退き避難が必要な災害の

事象は、次のとおりである。

【立ち退き避難が必要な災害の事象】

事象	災害のケース
洪水等（洪水、内水氾濫）	・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 ・山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保を取るのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立入り等にも留意が必要）
土砂災害	・背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合 ・土石流が発生し、被害のおそれがある場合 ・地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

1-2 避難指示等と取るべき行動

災害対策基本法の改正により、市長は避難のための立ち退きの指示のみでなく、屋内での待避等の安全確保措置も住民に対して指示できるようになった（災害対策基本法第60条第1及び第3項）。

これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途中で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内にとどまったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もあり得ることから、新たに位置付けられたものである。

避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子供にも分かりやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

【避難指示等と居住者等が取るべき行動】

避難指示等	発令される状況	居住者等が取るべき行動
高齢者等避難	災害のおそれ有り	危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない。)	命の危険、直ちに安全確保

2 避難指示等の判断・伝達

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2－1 避難指示等の発令と警戒区域の設定	防災危機管理課、【府中警察署、府中消防署】
2－3 避難指示等の伝達方法	秘書広報課
2－4 避難指示等の判断基準等	防災危機管理課

2－1 避難指示等の発令と警戒区域の設定

(1) 市

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

人の生命、身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。区域内において危険が切迫した場合には、市長は、府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。

水防法第29条に基づき、水防管理者として、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合には、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

市は、市の風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルに基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、施設の利用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底し、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。

(2) 府中警察署

市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合には、警察官は府中警察署を通じ、直ちに関係市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向、避難先等を通知する。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。

危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により、警察官職務執行法に基づく措置を講ずる。

なお、府中警察署は、災害が発生するおそれがある場合には、市に協力して早期に避難の指示、指導を行い、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児等）に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

（３）府中消防署

府中消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報を行う。

２－２ 避難指示等の設定

避難指示等の設定方法は、次のとおりである。

- ・避難対象地域を定める。（〇〇〇町〇丁目）
- ・道路、橋りょう等の被害状況、住宅の浸水状況等を検討して対象地域を設定する。
- ・避難先を定める。（避難場所の名称）
- ・避難の理由を明確にする。

２－３ 避難指示等の伝達方法

災害発生時、避難指示等を発令する場合は、東京都、市及び放送事業者との協定による放送を活用した避難指示等の情報伝達に関する申合せに基づき、市は、東京都やマスコミと連携し、市民等に対し、適切な手段を用いて情報提供を行う。

【避難指示等の種類と発令者】

実施者	種類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般 (高齢者 等避難)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき。	災害対策 基本法 第60条
市 長	災害全般 (指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	
知 事	災害全般 (指示)	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策 基本法 第61条
警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	
(災害派遣 の) 自衛官	災害全般 (指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき。	自衛隊法 第94条
都知事、そ の命を受け た東京都職 員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり 等防止法 第25条

2-4 避難指示等の判断基準等

市は、避難情報に関するガイドラインに基づき、風水害時の避難情報の発令等に関するマニュアルを策定している。避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、市は、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難指示等を発令する。

なお、市は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができる。

警戒 レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保（※1）
＜警戒レベル4までに必ず避難＞			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（※3）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は 避難（※2）	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。
- ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。
- ※3 避難指示は、令和3年の災害対策基本法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する。

【警戒レベルの一覧表（避難情報に関するガイドラインより）】

3 避難誘導

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 市	防災危機管理課、観光プロモーション課、福祉保健部各課

3-1 市

市は、高齢者等避難又は避難指示が出された場合には、府中警察署及び府中消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位で事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。

高齢者等避難又は避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。

高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災危機管理課と福祉保健部等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に周知徹底するための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

3-2 府中警察署

府中警察署は、高齢者等避難又は避難指示が出された場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、住民を誘導し、収容する。

誘導経路について事前に調査検討し、その安全を確認しておく。

誘導する場合は、危険箇所に表示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明機材を活用して誘導の適正を期する。

浸水地においては、必要に応じて、舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に応じないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置を講ずる。

避難所等では、所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集、広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、秩序維持に努める。

3-3 府中消防署

府中消防署は、高齢者等避難又は避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。

災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等を活用して避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置を講ずる。

第3節 避難所の開設

1 避難所の開設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 避難所の開設	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課

学校施設を活用する一次避難所においては、避難所管理運営マニュアルに基づき、学校、行政、地域の各主体が連携して開設作業及び管理運営を行う。

市は、公立の小・中学校等の避難所には、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等

を整備する等、避難所機能の強化を図る。

1－1 避難所の開設

(1) 避難所の安全確認

施設の開設後、初動対応に当たる職員等は、事前に整備した安全確認チェックリストに基づき、応急的な安全確認を行う。

(2) ライフライン設備の確認

初動対応に当たる職員等は、避難所の機能を当面維持するため、ライフライン設備の状況を応急的に確認し、被害状況に応じた対応を図るとともに、必要に応じて市災害対策本部に復旧措置を依頼する。避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(3) 通信手段の確保

初動対応に当たる職員等は、施設の通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を確保する。

(4) 市災害対策本部への報告及び開設判断

通信手段の確保後、初動対応に当たる職員等は、避難者の集合状況等を市災害対策本部に報告し、避難所の開設判断を含め、必要な指示を受ける。

なお、避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。また、設置者である市は、多様な手段で学校以外の避難所の確保に努める。

(5) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、市は都知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。

野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅等が供与されるまでの間とする。

(6) 避難所開設の周知

市災害対策本部では、開設された避難所の全てを把握し、市民に広く周知する。

市災害対策本部の指示に基づき、指示を受けた市職員は、避難所の開設を避難者に周知するとともに、常時開放している門の付近に避難所の看板を掲出し、体育館等への導線上に受付を設置する。

市災害対策本部と連絡がつかない場合には、初動対応に当たる職員等が避難所開設の可否を判断し、事後に必ず市災害対策本部に報告する。

（７）避難所開設の報告

避難所の管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。また、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間等を速やかに、東京都福祉局及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に報告する。

東京都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握や、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、東京都等へ報告を行う。

第4節 被災者の受入れ

1 被災者の受入れ

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 被災者の受入れ	地域コミュニティ課、文化スポーツ部各課、福祉保健部各課、教育部各課

市は、被災者の受入れについて、次の点に留意する。

- ・管理責任者は、管理運営に際して、女性、要配慮者等の視点に配慮する。
- ・ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の自治体に対して協力を求めるものとする。

第5節 被災者の他地区への移送

1 被災者の他地区への移送

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 被災者の他地区への移送	防災危機管理課

市は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都災害対策本部）に要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合には、市長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。

東京都から被災者の受入れを指示された場合には、市長は、受入体制を整備する。

移送された被災者の避難所の運営は、原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は、運営に積極的に協力する。

第6節 広域避難

1 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 大規模水害時に使用可能な避難所の確保	防災危機管理課

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、低地帯又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。

避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて、関係自治体等との連携を図りながら、市外における避難の受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。

河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講ずる。

2 避難誘導

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 避難誘導	防災危機管理課

市は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは、都災害対策本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。

なお、広域避難については、相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に市長が直接要請等をした場合には、その旨を都災害対策本部へ報告する。

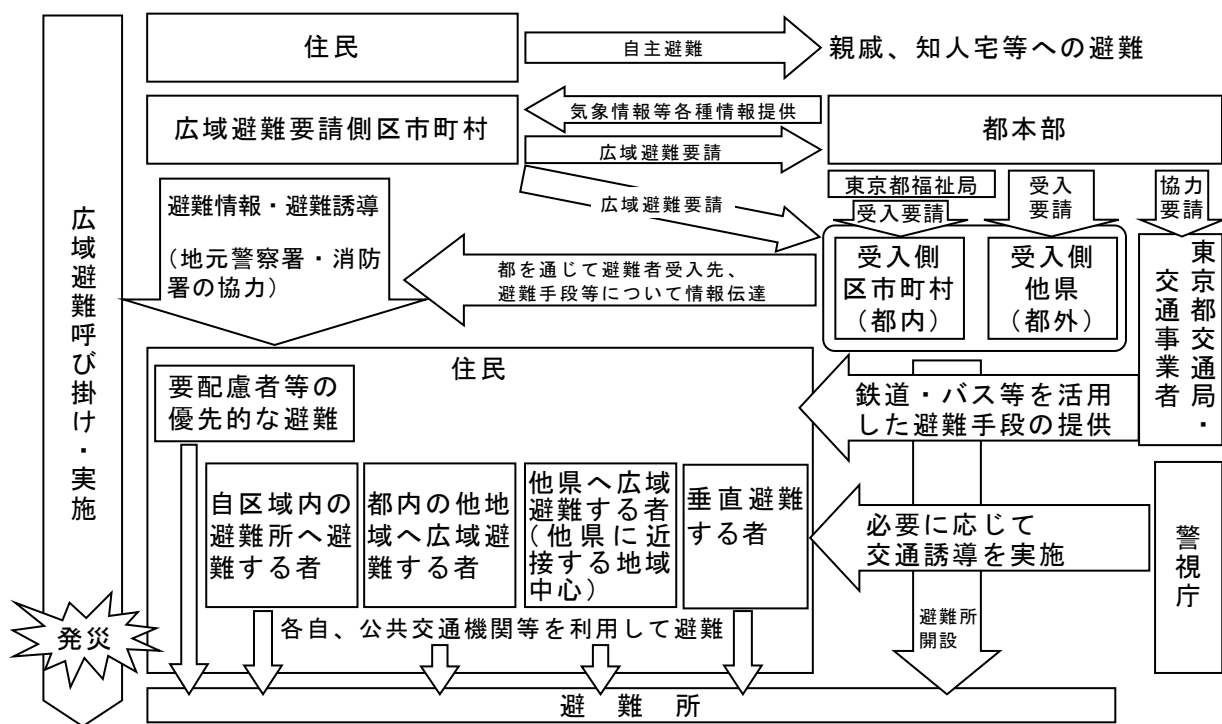
避難者の受入先及び避難手段が確定した後、市長は必要に応じて、市内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。

避難の実施方法は、次のとおりである。

- ・要配慮者や低地等に居住する住民については、優先的に避難させる。
- ・水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させる。
- ・水害時に使用可能な東京都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
- ・他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
- ・必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく屋内での待避等の緊急安全確保措置の指示を行う。

交通機関が運行可能な状況では、市民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な市民の避難については、適切な手段を検討する。



【避難誘導のイメージフロー（東京都地域防災計画より）】

第9章 帰宅困難者対策

第1節 基本的方針

1 基本的方針

震災などと比較すると、風水害については、一定の予測が可能なことから、事前の対策を講ずることが基本である。平常時から災害予警報等の情報を収集し、風水害の発生のおそれがある場合は、早期避難等の対策を実施し、帰宅困難者の発生抑制に努める。

大規模水害や台風等の発生により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障を来した場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想されるため、駅周辺や大規模集客施設など、市内において混乱が想定される。

また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、土砂災害等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされるおそれがある。

このようなことから、公助に限らず民間事業者や学校などにおいて、自助・共助による総合的な取組が必要になる。

本章では、風水害が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく、市民、事業者、学校など社会全体で連携して取組を進めることにより、駅周辺を始めとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。

第2節 事業所等における帰宅困難者対策

1 事業所等における帰宅困難者対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	防災危機管理課
1－6 学校等における対策	保育支援課、児童青少年課、教育部各課

1－1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合には、協定を締結した民間の一時滞在施設、避難所等や市立の一時滞在施設に対して開設要請を行う。

施設の開設要請後は、施設管理者又は市が、東京都災害情報システム（DIS）又は帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて、施設の開設及び運営の状況を適宜報告する。

施設管理者は、発災時の国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け、あるいは市からの

要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設を妨げるものではない。

また、公表されている一時滞在施設の開設が困難な場合は、施設管理者は、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

【一時滞在施設の運営の流れ】

フェーズ	実施事項
フェーズ1 (発災直後又は発災のおそれから一時滞在施設開設まで)	ア 従業員の安否確認 イ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ウ 施設内の受入れスペースや立入禁止区域の設定 エ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備 オ 施設利用案内の掲示等 カ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保 キ 市等への一時滞在施設の開設報告
フェーズ2 (帰宅困難者の受入等)	ア 帰宅困難者の受入開始 イ 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動 ウ 計画的な備蓄の配布等、水、食料等の供給 エ し尿処理及びごみ処理のルール確立 オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達 カ 受入可能人数を超過した場合の市等への報告
フェーズ3 (運営体制の強化等)	ア 受入者も含めた施設の運営及び市等への運営状況の報告 イ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
フェーズ4 (一時滞在施設の閉鎖)	ア 一時滞在施設の閉鎖の判断 イ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

1-2 事業所による従業員等の施設内待機

従業員等が、チェックリストにより施設の安全を確認する。

国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の浸水状況等を確認した上で、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、事業所等の自主的な判断による待機等の行動を妨げるものではない。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させる。

1-3 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設、避難所等の開設情報等を基に、一時滞在施設、避難所等へ従業員等を誘導する。なお、誘導

先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

1－4 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で被災者支援（特に要配慮者の保護等）及び復旧活動に努める。

1－5 情報提供体制の確保

事業所は、発災時又は発災のおそれがある場合に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。

そのため、市、東京都及び国は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携・協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

1－6 学校等における対策

学校等は、災害予警報等により、風水害の発生のおそれがあるときは、児童・生徒等の帰宅措置を講ずる。

風水害により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障を来し、安全に帰宅することが困難な場合には、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。また、児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により保護者へ連絡する。

第3節 大規模集客施設や駅等における利用者の保護

1 初動対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 初動対応	秘書広報課、防災危機管理課

震災などと比較すると、風水害は、一定の予測が可能なことから、事前の対策を講ずることが基本であり、災害予警報により風水害の発生が予想されるとき、市は、報道機関やSNS等を活用するなどして、外出者に対して早期の帰宅を呼び掛ける。

市は、発災直後から、市内の滞留者に対し、報道機関やSNS等を活用するなどして、可能な限り迅速に安全確保のための行動を呼び掛ける。

市内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜、東京都災害情報システム（DIS）等で共有する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国、東京都、市及び交通事業者が連携して情報を共有し、市内滞留者へ適切に発信する。

2 集客施設及び駅等における利用者の保護

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-3 駅利用者に対する情報提供	秘書広報課、【鉄道事業者】

2-1 施設の安全性の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

国や東京都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、浸水の状況等、周辺の安全を確認する。

安全を確認できた場合には、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

2-2 一時滞在施設への誘導等

(1) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ、可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

(3) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設、避難所等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

(4) 要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手

順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

（５）利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報を提供する。

２－３ 駅利用者に対する情報提供

発災時は、公共交通機関が運行を停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し、混乱等が発生することが想定されるが、行政の公助には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携し、混乱の防止を図る必要がある。

市は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携・協力し、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

市は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ、SNSなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制などの防災行動に関する情報を周知する。また、適宜、報道機関とも連携して取り組む。

鉄道事業者は、駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。また、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

第10章 警備と交通規制

第1節 警備対策

1 警備対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 警備対策	地域安全対策課、【府中警察署】

1-1 警備体制

府中警察署は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立し、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

1-2 警備活動

府中警察署は、風水害が発生又は発生するおそれがある場合において、発生又は拡大を防止するとともに、被災者を救出・救護するため、市災害対策本部及び防災関係機関の各種防災活動に協力する。現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

また、被災地における秩序の維持に当たることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- ・河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ・災害地における災害関係の情報収集
- ・警戒区域の設定
- ・被災者の救出・救護
- ・避難者の誘導
- ・危険物の保安
- ・交通秩序の確保
- ・犯罪の予防及び取締り
- ・行方不明者の調査
- ・遺体の調査等及び検視

1-3 その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行使する市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 市に対する協力

市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り、警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。

市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて、逐次警察本来の活動に移行する。

(3) 装備資機（器）材の調達及び備蓄

府中警察署は、装備資機（器）材を保有しておく。

災害発生時に不足する装備資機（器）材については、別途、警視庁により、他県警察本部の応援及び民間事業者からの借り上げにより調達される。

資料編「2-48」

第2節 交通規制

1 交通規制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 交通規制	地域安全対策課、【府中警察署】

1-1 交通情報の収集

府中警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長（本部長）に通報する。

1-2 交通規制

広域的災害発生の場合には、府中警察署は、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を講ずる。

被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、

一方通行等の適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑化に努める。

1－3 車両検問

府中警察署は、主要幹線道路における車両検問を行い、市民の緊急避難、応急物資、応急・復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧に取り組む。

1－4 その他

府中警察署は、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等について、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第11章 輸送の確保

第1節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 輸送車両等の確保	財産活用課、【府中警察署】

市、府中警察署及び府中消防署は、独自に輸送車両の調達計画を立てる。輸送車両が調達できない場合は、都災害対策本部へ調達のあつせんを要請する。

1-1 広域応援の車両

災害応急対策に従事する車両については、災害発生前において、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受けた車両を使用する。

1-2 規制除外車両

府中警察署は、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両について、東京都公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

2 燃料の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 燃料の確保	財産活用課、【府中警察署、府中消防署】

通常の方法により自動車等の燃料が確保できない場合には、市、府中警察署及び府中消防署は、協定に基づき、供給の協力を要請する。

3 緊急通行車両等の確認

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 緊急通行車両等の確認	【警視庁】

3-1 緊急車両等の種類

警視庁は、緊急通行車両を優先して通行させる。緊急通行車両等であることの確認は、東京都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

なお、緊急通行車両の種類は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両

次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの
- ・ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ・ 被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- ・ 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- ・ 清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ・ 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ・ その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される、東京都公安委員会の確認を受けた車両

資料編「1-11、1-12」

3-2 確認機関

緊急通行車両等の確認機関は、次表のとおりである。

【緊急通行車両等の確認機関】

確認機関		確認内容
ア 都知事	(ア) 東京都財務局長	東京都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両（以下、「関係車両」という。）のうち、(イ)に規定するもの以外の確認は、財務局長が行う。
	(イ) 東京都交通局長、東京都水道局長、東京都下水道局長及び東京消防庁消防総監	所管関係車両の確認を行う。
イ 東京都公安委員会（警視庁）		アを除いた車両について、確認を行う。

3-3 確認手続等

(1) 事前届出

被災時に緊急通行車両等として使用することが決定している指定行政機関等の車両については、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「標章等」という。）を届出者に交付する。

また、民間事業者等による社会経済（医療）活動のうち、災害時に優先すべきものに使用される車両は、事前に届出を行い審査を受け、事前届出済証の交付を受けることで、災害発生時に標章等の交付をスムーズに受けることができる。

(2) 緊急通行車両等の確認

ア 事前届出済証の交付を受けている車両の確認手続

事前届出済証の提出により緊急通行車両等確認申請書を作成させるが、審査は省略し、標章等を交付する。

イ 標章等、事前届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続

緊急通行車両等確認申請書を作成させるとともに、疎明資料（契約書、協定書、伝票等）により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。

第12章 救援・救護・市民生活の安定

第1節 応急給水

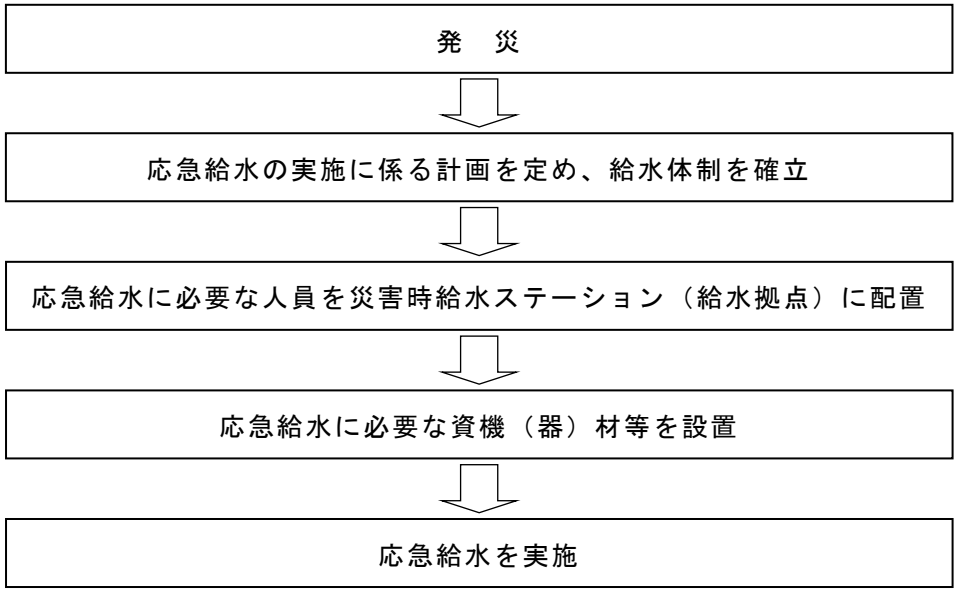
1 応急給水

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急給水	資源循環推進課、公園緑地課、下水道課、 【東京都水道局】

発災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持に欠かせない極めて重要なことである。

そのため、市及び東京都において飲料水の確保を図り、災害発生の際、飲料水が枯渇又は汚染する等により飲料に適した水を得ることができない市民に対して、必要な量の飲料水の供給を図るよう施策を推進する。

飲料水の安全を確保するため、市は、東京都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。



【飲料水の供給の業務手順】

1－1 応急給水活動

応急給水は、東京都水道局震災等応急対策計画に基づき、市と東京都が役割を分担して実施する。

市は、多摩地域の都営水道地域に該当するため、東京都水道局の4給水管理事務所及び水道緊急隊等と協力して、応急給水活動を行う。市長は、都知事宛てに応援要請を行うことができ、協議及び調整を行い、必要に応じて東京都各局及び関係機関から人員、資材等の応援を受けることができる。

給水対象は、災害の発生に伴い上水道の供給が不可能となり、又は井戸等の汚染により現に飲料に適した水を得ることができない者とする。なお、その給水量は、必要最小限として1人1日3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。

（１）情報収集及び給水方法の検討

市は、東京都と連携し、断水地域を把握した後、災害時給水ステーション（給水拠点）の確保水量を確認し、次の事項を検討する。

- ・ 応急給水地区の把握
- ・ 給水方法の選定
- ・ 応急給水体制の規模の決定
- ・ 給水時の衛生体制の確保

（２）給水活動の編成

市は、東京都と連携し、給水活動体制の編成を検討する。なお、学校のプール及び防火貯水槽の水を生活用水として使用する場合には、消防水利の機能確保に留意するものとする。

（３）災害時給水ステーション（給水拠点）の開設

市、東京都、協力施設等との連携により整備した災害時給水ステーション（給水拠点）を活用し、災害時給水ステーション（車両輸送）及び災害時給水ステーション（避難所等）を開設し、応急給水を行う。

ア 取水箇所

- ・ 浄水所1か所、給水所3か所
- ・ 応急給水槽
- ・ 耐震性貯水槽
- ・ 応急給水栓

このほか、各公共施設の受水槽の活用、市内の協力施設との連携により飲料水の取水箇所を確保する。

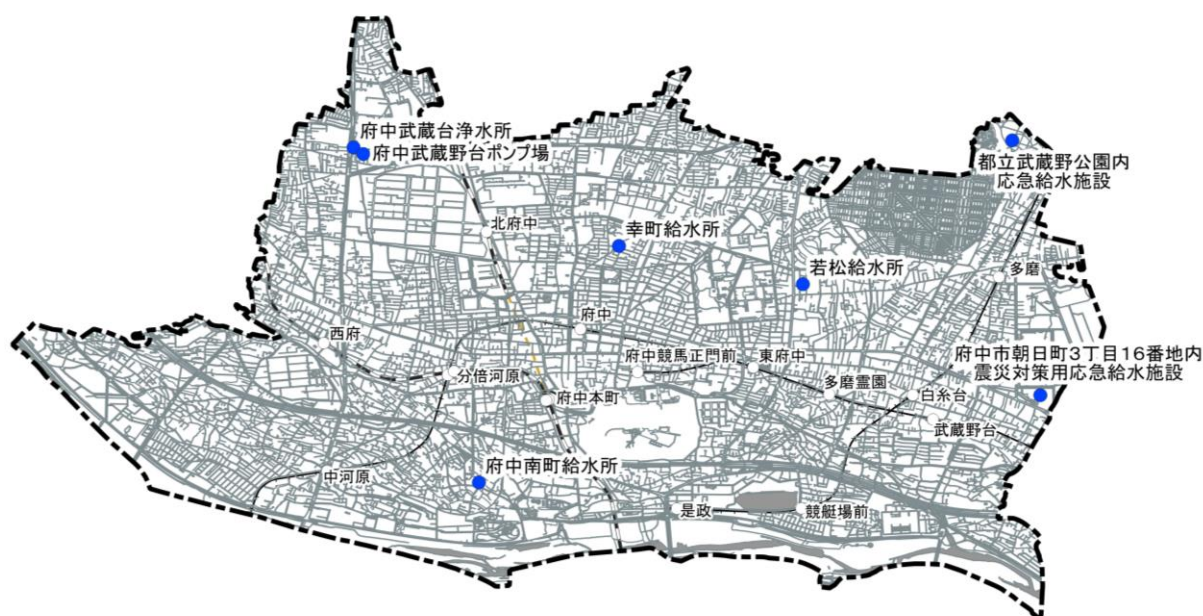
イ 生活用水（トイレ、洗濯用水等）の確保

アの取水箇所のほか、市立の小・中学校のプール等を活用し、生活用水の取水箇所を確保する。

資料編「2-35、2-36、協定8-12、10-1、10-3、10-4」

【給水方法】

給水場所	給水方法
災害時給水ステーション (給水拠点)	浄水所及び給水所の応急給水エリア内の蛇口等から給水及び応急給水槽に応急給水用資機(器)材を設置して給水する。
災害時給水ステーション (車両輸送)	浄水所及び給水所に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送して給水する。
災害時給水ステーション (避難所等)	避難所の応急給水栓に仮設給水栓を設置して給水する。また、消火栓等を利用した応急給水により給水する。



【災害時給水ステーション（給水拠点）】

(4) 応急給水の方法

市は、給水活動体制が整い次第、応急給水活動を行う。給水方法は災害時給水ステーション（給水拠点）を原則とするが、災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2キロメートル以上離れている避難所では、関係機関等との連携により、災害時給水ステーション（車両輸送）の開設を検討する。給水車の要請が多数の場合は、原則、病院等、水を供給できない給水拠点、避難所の対応順位で、応急給水を行う。

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による災害時給水ステーション（避難所等）を開設する。

道路障害物の除去が遅れて輸送が困難な場合には、給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器を使用したプールの水等、あらゆる方法によって飲料水等の確保に努める。

1-2 避難所及び医療救護所等への応急給水

飲料水を車両輸送する必要がある避難所においては、東京都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が市民等への応急給水を行う。

医療救護所や後方医療体制に含まれる医療施設等には、給水タンク等の応急給水用資機（器）材を活用し、市は、東京都及び協力機関と連携して輸送する。

医療施設及び重症心身障害者（児）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

1-3 災害時給水ステーション（給水拠点）での東京都と市の役割分担

浄水所及び給水所においては、東京都が応急給水に必要な資機（器）材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。なお、東京都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った災害時給水ステーション（給水拠点）では、市が指定した市民による応急給水も可能である。

飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、東京都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が市民等への応急給水を行う。

消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資機（器）材を東京都水道局が市に貸与する。発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や市民が応急給水用資機（器）材を設置して応急給水を行う。

避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市が応急給水用資機（器）材を接続して応急給水を行う。

第2節 物資の供給

1 備蓄物資の供給

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-2 食料等の給（貸）与体制	政策課、職員課、法制文書課、生活福祉課
1-3 生活必需品等の給（貸）与体制	政策課、職員課、法制文書課、生活福祉課

市は、市の備蓄（東京都の事前寄託分を含む。）や、東京都から提供される備蓄物資の活用を図り、被災者が必要とする物資を給（貸）与する。

物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との連携等により、調達体制を整備する。

1-1 配布基準

配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長及び特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

1-2 食料等の給（貸）与体制

（1）食料等の給（貸）与

市は、被災者への食品給与について、住居制約者、在宅避難者等を対象に実施するとともに、市が開設する避難所等において、災害救助法施行細則の定める基準に従って行う。

被災者に食料等の給与を実施する場合には、給食の順位、範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、避難所の管理運営体制に基づき、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。なお、炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び東京都の備蓄又は調達する食料等を支給する。

備蓄物資（クラッカー等）として東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都福祉局長の承認を得て市が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。

必要に応じて、東京都災害情報システム（D I S）への入力等により、市は東京都に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

（2）調達方法

被災当初は備蓄食料により対応し、以降は、市が東京都から調達する食料等、災害時応援協定締結先から調達する食料で賄う。

- ・給食場所

原則として避難所（市立の小・中学校等）において実施する。

- ・給食対象者

主として避難所収容者を対象として実施するが、給食を必要とする自宅残留被災者等に対しては、最寄りの給食場所で行う。

- ・食料等の配布

市は、送付を受けた食料等について、市災害対策本部の指示に従い配布計画を立て、要配慮者を優先とし、避難所収容者、自主防災組織、自治会等の協力を得てより公平かつ円滑に実施する。

（3）炊き出し

市は、発災後おおそ4日目以降、避難所の体制が整った場合は、備蓄物資及び寄

託物資の活用、協力機関との連携により、原則として米飯の炊き出しにより給食する。ボランティア・自主防災組織等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。

被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、東京都福祉局に応援を要請する。

なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

資料編「協定9-10、9-11」

1-3 生活必需品等の給（貸）与体制

市は、被災した市民への迅速かつ円滑な生活必需品等の供給を行うため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。調達計画は被災世帯を想定し、調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

（1）生活必需品等の給（貸）与

市は、被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。給（貸）与は、全て世帯単位で行い、おおむね10日間とする。

市において給（貸）与の実施が困難な場合には、都知事に応援を要請する。

寄託物資（毛布、敷物等）として、東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都福祉局長の承認を得て市が輸送し、被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は、事後に報告する。

生活必需品等の被災者への給（貸）与は、食料配布の例により実施するが、次の点に留意して配布するものとする。

- ・毛布、ゴザ、その他の寝具類

原則として、高齢者、乳幼児、児童、障害者等を優先して給（貸）与する。

- ・その他

必要とする被災者に対し、確保した物資をできる限り公平に配布する。

資料編「協定8-16」

（2）生活必需品等の確保

原則、市の備蓄物資、東京都の寄託物資、その他流通業界等からの調達及び他市等から調達する物資を活用し、市において給（貸）与を実施する。市は、東京都と連携し、分散備蓄等により物資の確保に努める。

市長は、災害救助法適用後において、物資の調達を東京都に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と市が判断する場合については、現地調達する。

物資の確保に当たっては、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等のほか、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

資料編「協定8-17、8-18、8-19」

（3）不足物資の把握と要請

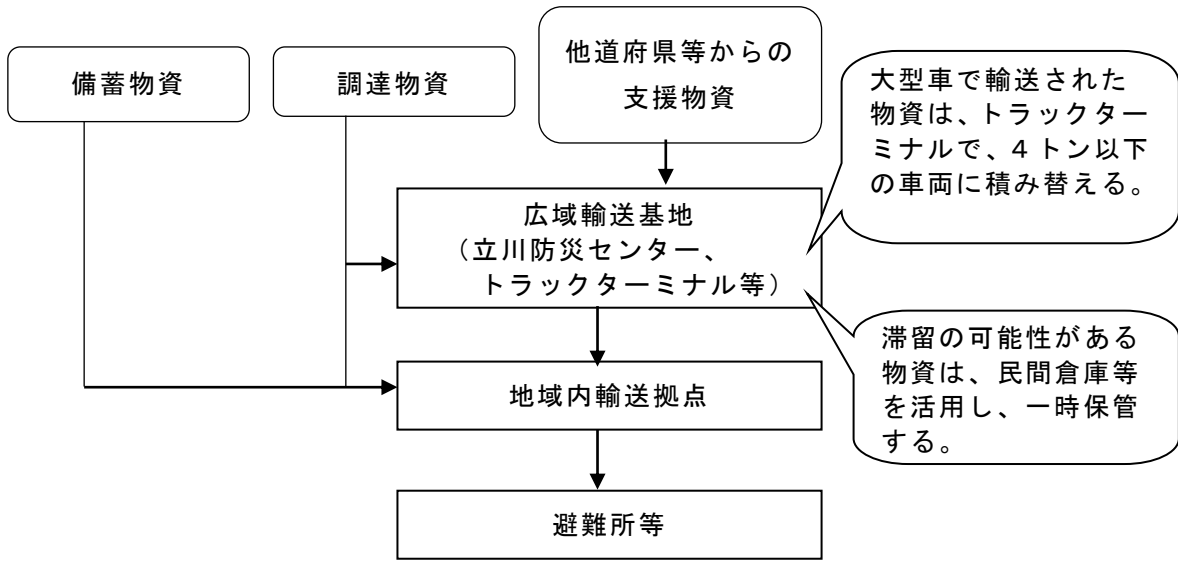
市は、避難者のニーズに配慮し、不足物資の把握や物資支援の要請をする。

2 物資の輸送

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 物資の輸送	財産活用課、産業振興課、生活福祉課

市は、調達（東京都からの調達分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定めるとともに、市の地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送する。

また、地域内輸送拠点を指定した上で、指定の内容を東京都総務局に報告し、地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。



【陸上搬送概念図】

3 多様なニーズへの対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 多様なニーズへの対応	財産活用課、産業振興課、生活福祉課

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。

また、要配慮者、女性、子供等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は、変化していく避難者ニーズの把握、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第3節 救援物資の受入れ・配分

1 救援物資の募集

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 救援物資の募集	政策課、秘書広報課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

市災害対策本部は、被災者の必要としている物資の品目を早期に把握した上で、報道機関等の協力及びホームページを活用し、次の事項の広報を市災害対策本部の広報・報道チームに依頼する。また、救援物資の募集に係る一般的な広報に関しては、直接チームで依頼を行い、募集内容等を整理・記録するとともに、外部からの問合せに対応するほか、必要に応じ、他都市等への個別要請・調整を行う。

- ・必要な救援物資の品目（必要に応じて、過剰となった品目）
- ・救援物資は、原則として、東京都、区市町村及び団体単位での受入れとし、その形態は、単品こん包又は類似品種のこん包で、内容・数量が把握できるよう、ラベル表示させる。
- ・運搬手段は提供側で確保し、原則として、市物流拠点まで輸送するよう依頼する。

2 救援物資の受入れ

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 救援物資の受入れ	政策課、秘書広報課、職員課、法制文書課、防災危機管理課

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災自治体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

市は、救援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

3 物資集積場所・地域内輸送拠点

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 物資集積場所・地域内輸送拠点	防災危機管理課

市は、備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行うため、地域における救援物資（食料、生活必需品等）の受入搬送、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定する。

市が避難所等へ食料、生活必需品等を搬送するための仕分け及び一時的な保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、東京都総務局に報告する。

市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるとともに、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進める。

また、市は、事業者等との協定締結により、物資の保管場所及び施設の確保に努める。

第4節 災害医療と保健衛生

1 初動医療体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 初動期の医療救護活動	防災危機管理課、健康推進課
1－2 医療情報の収集伝達体制	防災危機管理課、健康推進課
1－3 医療救護体制	防災危機管理課、健康推進課、【府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部】

1－1 初動期の医療救護活動

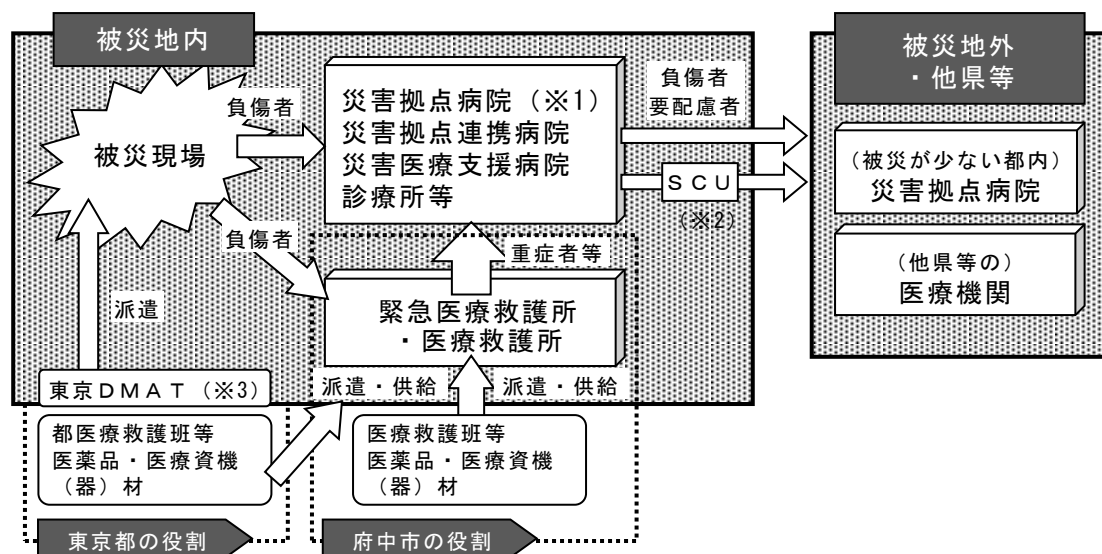
市は、府中市災害医療コーディネーター（以下「市災害医療コーディネーター」という。）の助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。避難所等に医療救護所を設置するとともに、災害拠点連携病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。また、災害薬事センターを設置し、府中市災害薬事コーディネーター（以下「市災害薬事コーディネーター」という。）による管理の下、医薬品供給や薬剤師班の派遣を調整する。

その後の状況に応じて、医療救護活動拠点を設置し、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。避難所等において、定点・巡回診療も実施する。

なお、医療救護体制が不足する場合など、市長が必要と認めたときは、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
発災直後 (発災～6時間)	洪水や土砂崩れ等の発生により、傷病者が発生し、救出救助活動が開始される状況
急性期 (6～72時間)	救助された傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
平穏期 (72時間～)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている。交通機関等が徐々に復旧しており、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
収束期	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況



- ※1 災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院
災害拠点病院は、主に重症者を受け入れる。
災害拠点連携病院は、主に中等症者を受け入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
- ※2 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）
Staging Care Unitの略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。
- ※3 東京DMAT（東京Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）
大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チームである。

【災害時医療救護の流れ】

【医療救護所等】

名称	説明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所等の医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

1-2 医療情報の収集伝達体制

（1）機関別活動

市は、医療救護活動拠点において、府中市医師会、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、東京都が東京都立多摩総合医療センター内に設置する医療対策拠点（※）に報告する。

※ 医療対策拠点

東京都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等に設置し、圏域内の区市町村から情報収集を行い、東京都地域災害医療コーディネーターと共に医療救護活動の統括・調整を行う場所である。

【機関別の収集方法】

区分	収集方法
災害拠点病院	市及び医療対策拠点が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。
災害拠点病院以外の病院	市が、広域災害救急医療情報システム等を用いながら、医師会等の協力を得て収集する。
診療所、歯科診療所及び薬局	市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。

（2）市民への情報提供

市は、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に広報する。

東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制・機能を活用し、市が医療機関の被災状況を把握し、医療機関の案内等の問合せに、電話等により対応する。

1-3 医療救護体制

（1）医療救護班の派遣要請

市は、災害時の医療救護が必要な場合には、災害時の医療救護活動についての協定に基づき、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部に、医療救護班の派遣を要請する。

資料編「協定11-1、11-2、11-4、11-5」

（２）医療救護対策本部の設置

府中市医師会及び府中市歯科医師会は、市から医療救護班の派遣要請があった場合には、これに対応するため、市災害医療コーディネーターと連携し、速やかに医療救護対策本部（以下「救護本部」という。）を府中市医師会の館内に設置する。

（３）医療救護班の出動

救護本部長は、災害の規模に応じて、医療救護班を編成・出動させる。

医療救護班は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動し、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を活動の中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を活動の中心とする。

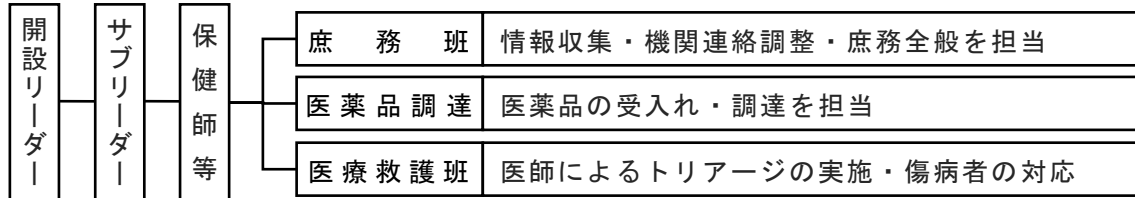
【機関別の医療救護活動の内容】

区分	活動場所	内 容
医師会 現場救護班	緊急医療救護所	・傷病者に対するトリアージ ・傷病者に対する応急処置 ・災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定（※） ※ 重傷者は直接救急車により災害拠点病院等へ搬送、中等症者は災害拠点連携病院等へ搬送、軽症者は原則として緊急医療救護所へ誘導する。 ・搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ・死亡の確認及び遺体の検案への協力
医師会 助産師会 避難所等の医療救護所救護班	避難所等の医療救護所	・傷病者に対するトリアージ ・傷病者に対する応急処置 ・負傷者等の確認、カルテ作成 ・災害拠点連携病院、災害拠点病院への転送要否の決定 ・必要な記録の調整 ・助産救護 ・精神相談
歯科医師会 救護班	・緊急医療救護所 ・避難所等の医療救護所	・医師会と連携した傷病者に対するトリアージの協力、傷病者に対する応急処置 ・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ・避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ・検視及び検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師会 救護班	・災害薬事センター（保健センター） ・避難所等の医療救護所	・避難所等の医療救護所及び災害薬事センター（保健センター）等における医薬品の仕分け、管理及び受発注 ・避難所等の医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・医師会と連携した傷病者に対するトリアージの協力 ・一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・避難所の衛生管理及び防疫対策への協力

（４）避難所等の医療救護所の設置

府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、府中市助産師会及び東京都柔

道整備師会武蔵野支部は、医療救護班の派遣体制が整い次第、避難所の中から設置場所を選定し、避難所等の医療救護所を設置する。



【避難所等の医療救護所の構成イメージ】

2 医療施設の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 市の役割	防災危機管理課、健康推進課
2-2 医療機関の役割	【地方独立行政法人東京都立病院機構】

2-1 市の役割

市は、災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。

2-2 医療機関の役割

災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保し、主に重症者の収容及び治療を行う。

災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容及び治療を行う。

災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。

救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療の継続に努める。

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。

他自治体へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、市災害対策本部を通じて応援自治体に受入れを要請する。

医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、

搬送手段を確保し、搬送機関に対して必要な指示を行う。

被災病院の措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

3 負傷者等の搬送体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 負傷者の搬送	防災危機管理課、健康推進課、【府中消防署、府中市医師会、府中市歯科医師会】
3-2 医療スタッフの搬送	防災危機管理課、健康推進課

3-1 負傷者の搬送

医療救護所の開設リーダーは、災害拠点病院等の医療機関に収容する必要がある負傷者等が発生した場合は、市に搬送を要請する。医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。

搬送の手順は、次のとおりである。

- ・市は、東京消防庁又は府中消防署に搬送を要請する。
- ・東京消防庁は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し、可能な範囲での支援を行う。負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、東京都保健医療局と連携して行う。
- ・市は、道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、警察関係機関に道路啓開措置を要請する。
- ・市は、状況に応じて、市有車両又は医療救護班の車両、担架の使用を検討する。

3-2 医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。東京都の医療救護班等の搬送に当たっては、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。

4 医薬品・医療資機（器）材の確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 使用する医薬品等の調達	防災危機管理課、健康推進課
4-2 災害薬事センターの設置	防災危機管理課、健康推進課、【府中市薬剤師会】
4-3 災害薬事コーディネーターの業務	【府中市薬剤師会】

4-1 使用する医薬品等の調達

（1）市が使用する医薬品等の調達

医療・助産救護に要する医薬品及び医療資機（器）材は、市の備蓄する医薬品等（市と医師会、薬剤師会等が協議して選定した物等）を使用して救護活動を行う。

医療救護所や避難所等において、市の備蓄が不足する場合には、災害時における応急医薬品等の調達に関する協定に基づき、市は、府中市薬剤師会に対して調達を要請する。それでもなお不足する場合は、東京都に対し、東京都の備蓄を供出するよう協力を要請する。その際、東京都の備蓄は、東京都から市へ配送される。

医療救護班が使用する医薬品等の備蓄量は初動期の分とし、それ以降は、災害薬事センターの設置による供給体制を確保する等、医薬品等の備蓄の充実及び供給体制の強化を図る。

資料編「協定 11-5」

（2）卸売販売業者からの医薬品等調達

市及び東京都の備蓄及び府中市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、市は、医薬品等の卸売販売業者に発注して調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、東京都保健医療局へ調達を要請する。

市は、卸売販売業者からの医薬品等の調達を次の手順で行う。

ア 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。

イ 市の調達が不可能な場合は、市は東京都へ調達を要請し、東京都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。

ウ ア及びイどちらの場合でも、発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は次のとおりとする。

（医療救護所）

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

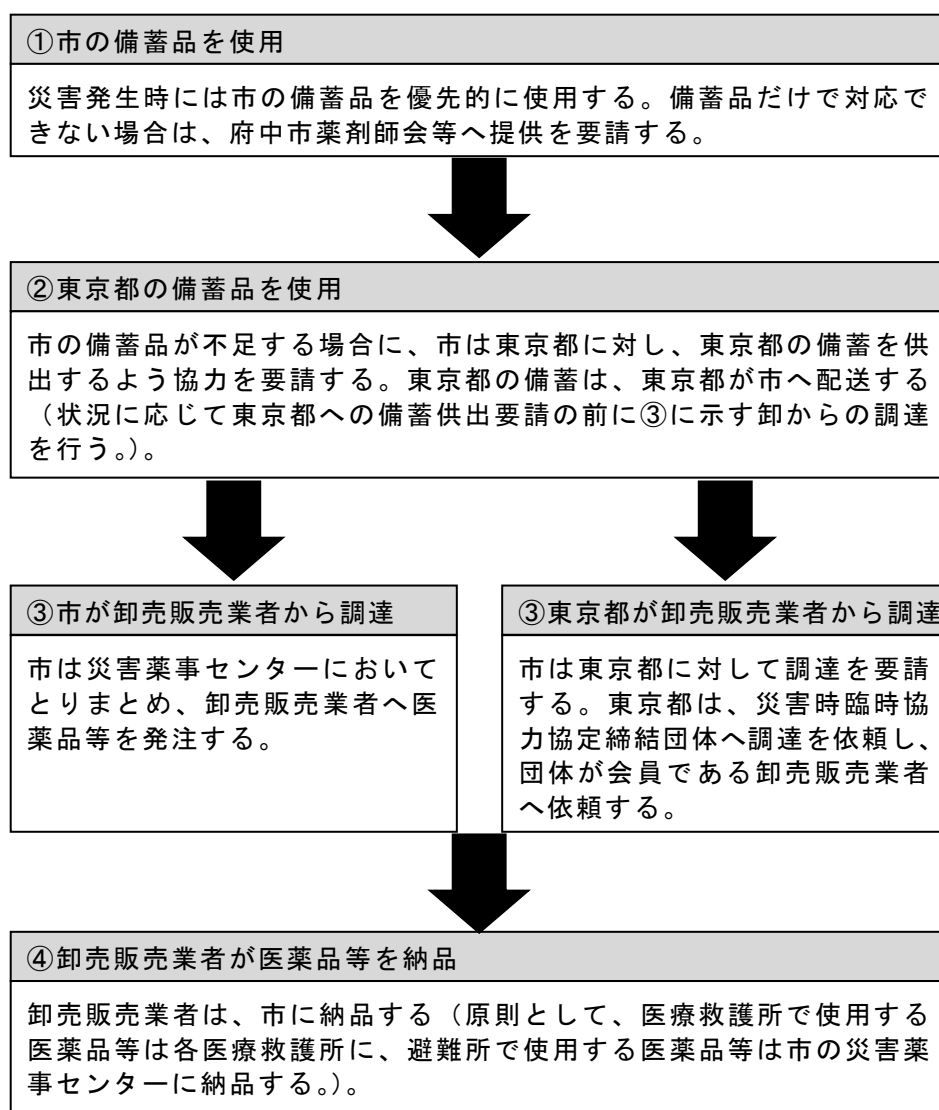
納品：卸売販売業者が各医療救護所へ直接納品

(避難所)

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸売販売業者は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

エ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合には、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。



【市が使用する医薬品等の調達手順】

（３）医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体の役割

医薬品等の卸売販売業者及び災害時協力協定締結団体は、市や東京都からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域

災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

（４）災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の役割

災害拠点病院及び災害拠点精神科病院が使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し、適切に供給されるまでは、備蓄している医薬品等を使用する。

（５）災害拠点連携病院・災害拠点精神科連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局の役割

病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

４－２ 災害薬事センターの設置

災害薬事センターは、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、各医療救護所等からの要請に基づき、卸売販売業者へ発注を行い、医薬品等を迅速に供給する。

市は、府中市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを発災後速やかに保健センターに設置する。災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝災害薬事コーディネーター）は、府中市薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は、府中市薬剤師会と市が協議の上、決定する。

市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び東京地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力するとともに、その他の災害薬事センターを統括する。

４－３ 災害薬事コーディネーターの業務

市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

【災害薬事コーディネーターの業務】

項目	内容
医薬品等の管理に関する調整業務	救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
薬剤師班に関する調整業務	薬剤師班の差配、支援要請等
薬事関係者の調整業務	病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整等

4-4 医薬品等の搬送

医薬品等の市内搬送は、医療救護所の開設時又は医療救護班から搬送要請があったときに、市が関係機関との連携により行う。

5 保健衛生体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5-1 保健活動	健康推進課、【多摩府中保健所】
5-2 精神保健医療の確保	健康推進課、【多摩府中保健所】
5-3 在宅難病患者への支援	健康推進課、【多摩府中保健所】
5-4 在宅人工呼吸器使用者への支援	健康推進課
5-5 透析患者等への支援	健康推進課

5-1 保健活動

市は、巡回健康相談等を行うため、保健師、栄養士その他必要な職種から成る保健活動班を編成して避難所等に派遣する。市単独では対応が困難な場合は、東京都に応援要請を行うほか、市が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。

保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談その他必要な保健活動等の活動を行う。

市は、多摩府中保健所と連携して、派遣職員の受入れ並びに活動拠点及び移動手段の確保を図る。

5-2 精神保健医療の確保

市は、必要に応じて、電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

市は、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、多摩府中保健所とも連携しながら精神保健医療の確保を図り、被災の状況に即して活動する。

市は、精神科病院及び診療所の外来実施状況について、状況の把握及び提供ができるよう努める。

5-3 在宅難病患者への支援

市及び多摩府中保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。

5-4 在宅人工呼吸器使用者への支援

市は、在宅療養の継続や避難等に際し、災害時個別支援計画による支援が困難な場合は、東京都に支援を要請する。

慢性腎不全患者の多くは、１人１回の透析に約１２０リットルの水を使用する血液透析を週２～３回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

[illegible]

風-201

修正)】

第5節 生活衛生**1 防疫体制の確立**

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 防疫体制の確立	健康推進課

市は、多摩府中保健所と連携して、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、必要に応じ、防疫班、消毒班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班を編成（又は担当者を配置）して、生活衛生を保全するための防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	担当	役割
防疫班	市	- 健康調査及び健康相談 - 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 - 感染症予防のため広報及び健康指導 - 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	市	- 患者発生時の消毒（指導） - 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動班	市	- 健康調査及び健康相談の実施 - 広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所 市	- 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 - 食品集積所の衛生確保 - 避難所の食品衛生指導 - その他食品に起因する危害発生の防止 - 食中毒発生時の対応 - 避難所における食品取扱管理者の設置・設置の促進等の食品衛生管理体制の確立 - 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 - 手洗いの励行 - 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 - 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 - 食品衛生に関する情報提供 - 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所 市	- 飲料水の塩素による消毒の確認 - 市民への消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布 - 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 - 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認 - 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 - 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

2 食料等の安全確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 食料等の安全確保	健康推進課、【多摩府中保健所】

発災時には、設備の不十分な状態での食料品の調理及び提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等による食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

市は、多摩府中保健所と連携し、必要に応じて、食品衛生指導班を編成するなどして、特に避難所における食中毒の発生を防止するとともに食料等の安全確保を図る。

2-1 食品衛生指導班の活動内容

食品衛生指導班の活動は、次のとおりである。

- ・炊飯所、弁当給食調理場等の衛生確保
- ・食品集積所の衛生確保
- ・避難所の食品衛生指導
- ・仮設店舗等の衛生指導
- ・その他食料品に起因する危害発生の防止

2-2 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、市は多摩府中保健所と連携し、次の点に留意して、避難所の住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・食品の品質、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄、殺菌及び使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・食品衛生に関する情報提供

3 水の安全確保

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 水の安全確保	【多摩府中保健所】

避難所における飲料水の安全を確保するため、市は、東京都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

ライフライン復旧後は、東京都の環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4 被災動物に係る対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 被災動物に係る対応	環境政策課、【東京都保健医療局】

市は、東京都保健医療局が関係団体等と協力して設置する動物救援本部と連携し、被災動物を保護する。

開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所におけるペット対策として、受入体制、方法、場所等を十分に検討し、飼い主と共に避難した動物について適正飼育の指導を実施し、東京都獣医師会等が設置する保護施設への動物の受入れや譲渡等の調整を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

5 感染症対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 感染症対策	防災危機管理課、健康推進課、【多摩府中保健所】

一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、東京都保健医療局と東京都保健所、特別区保健所及び政令市保健所の連携により、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保が行われる。

市は、多摩府中保健所と連携し、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。また、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

第6節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

1 行方不明者の捜索

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 行方不明情報の収集	秘書広報課、【府中警察署】
1－2 遺体の捜索	環境政策課、スポーツタウン推進課、【府中警察署】
1－4 必要帳票等の整備	環境政策課、スポーツタウン推進課

1－1 行方不明情報の収集

市は、避難所での避難者からの情報、相談窓口における情報、府中消防署及び府中警察署の把握する情報を収集し、行方不明者リスト（※）を作成する。

府中警察署は、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

1－2 遺体の捜索

遺体等の取扱いに関する事務は、市、府中警察署、消防団、防災関係機関及び地元自治会・自主防災組織の協力の下に実施する。

府中警察署は、市が実施する遺体の捜索及び収容に協力する。また、救出救助活動に伴い発見及び収容した遺体を適切に取り扱う。身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

市、府中警察署以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。

1－3 遺体の捜索期間等

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示の災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に基づき、次表のとおり定められている。

【遺体の捜査期間と国庫負担】

区分		内容
捜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に次の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は都知事)に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって捜索されるべき遺体数等)
国庫 負担	対象となる経費	・船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ・捜索のために使用した機械器具の修繕費 ・機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず、真にやむを得ない費用の範囲
	その他	・捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ・いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

1-4 必要帳票等の整備

市は、行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- ・救助実施記録日計票
- ・捜索用機械器具燃料受払簿
- ・遺体の捜索状況記録簿
- ・遺体の捜索用関係支出証拠書類

2 遺体の搬送・収容

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-2 遺体収容所の設置	環境政策課、スポーツタウン推進課

2-1 遺体の搬送

市は、遺族等による搬送が困難な場合には、遺体を遺体収容所に搬送する。市での処理能力を上回る場合は、東京都及び関係機関への協力依頼等を行う。

なお、遺体の発見者・発見日時・発見場所・発見時の状況・身元認知の有無等について確認し、遺体収容所における遺体の受付の際に支障のないようにする。

2-2 遺体収容所の設置

遺体収容所は、原則として、市が選定した地域体育館及び府中の森市民聖苑に設置する。なお、遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・身元確認の実施ができるよう、次の条件を満たす施設とし、災害発生後速やかに遺体収容所設置を準備して、順次開設する。

- ・屋内施設とする。
- ・避難所、医療救護所とは別の場所に確保及び設置する。また、遺族等が検視・検案業務等の妨げにならないように配慮する。
- ・水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。
- ・検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所として使用可能な場所とする。
- ・想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。

遺体収容所を設置したときは、市は、東京都及び府中警察署に報告するとともに、市民等へ周知する。また、遺体収容所に管理責任者を配置し、東京都等と連絡調整を実施するとともに、東京都及び府中警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。市だけでの対応が困難な場合は、状況に応じて、東京都及び関係機関へ応援を要請する。

市は、市内葬祭業者に協力を要請し、収容及び保存のために必要なひつぎ、ドライアイスその他の資材及び搬送のための車両を確保するなど、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

資料編「協定8-3」

3 検視・検案・身元確認等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3-1 検視・検案	環境政策課、スポーツタウン推進課、【府中警察署、府中市医師会、府中市歯科医師会】
3-2 身元確認	環境政策課、スポーツタウン推進課、生活福祉課、【府中警察署】
3-3 身元不明遺体等の広報	秘書広報課
3-4 遺体の引渡し	環境政策課、スポーツタウン推進課、【府中警察署】
3-5 死亡届の受理、火葬許可証の発行等	総合窓口課

3-1 検視・検案

(1) 市

市は、検視・検案を同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分や業務の体制整備等を決定する。

(2) 府中警察署

府中警察署は、検視班等を編成し、国家公安委員会の検視規則・死体取扱規則、警視庁検視規程及び東京都監察医務規定等に基づき、遺体の検視及び適正な措置を迅速に講ずるとともに、その取扱経過を明らかにしておく。

検視・検案を同一場所で集中的に実施できるよう、市から遺体収容所設置の報告・相談を受けた場合は、配置区分、業務の体制整備等を検討する。

市が遺体収容所の設置場所を決定した場合は、府中警察署は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備をする。遺体の検視は、府中警察署の検視班が、また、検案は監察医等による検案班が実施するが、必要に応じて、府中市医師会及び府中市歯科医師会の協力を要請する。

検視・検案業務は、原則遺体収容所において行うものとするが、医療機関等の状況に応じて、遺体収容所以外において検視・検案も行う。

(3) 府中市医師会・府中市歯科医師会

府中市医師会及び府中市歯科医師会は、市や府中警察署の要請に応じ、遺体の検案や身元確認に協力する。

3-2 身元確認

(1) 市

市は、身元不明者と身元不明遺体の保管について周知する。

府中警察署から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

身元不明遺体の遺骨を遺留品と共に遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

資料編「3-6」

(2) 府中警察署

府中警察署は、行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに遺体引渡班に引き継ぐ。

おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。

市と協力して身元不明取扱いの遺骨の引取人を調査する。

3-3 身元不明遺体等の広報

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、東京都及び府中警察署と連携を保ち、庁舎、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等により市民に情報提供を行う。

3-4 遺体の引渡し

遺体の引渡し業務は、原則として市及び府中警察署が協力して行う。

市職員が遺体の引渡業務に従事する場合には、府中警察署の指示に従う。

3-5 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

市は、検視・検案を終え、遺族等に引き渡された遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

市は必要に応じて、東京都との連携を図る。

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区分	内容
遺体処理の期間	・災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	・災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体进行处理 する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総 理大臣(区市町村長の場合は都知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	・遺体の一時保存のための経費 ・遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

4 火葬

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 火葬特例の適用・許可証の発行	総合窓口課、【府中警察署】
4-2 広域火葬の実施	総合窓口課、環境政策課
4-3 火葬場への遺体の搬送	総合窓口課、【府中警察署】
4-4 必要帳票等の整備	総合窓口課

4-1 火葬特例の適用・許可証の発行

市は、通常の手続が困難な緊急時には、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

4-2 広域火葬の実施

市は、府中の森市民聖苑等、平常時に使用している火葬場の被災状況を把握するとともに、ひつぎや火葬場を確保する。状況に応じて、東京都に広域火葬の応援・協力を要請する。

市は、東京都内で広域火葬が実施される場合には、東京都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と市民への広域火葬体制の広報に努める。

市は、東京都の調整の下、割り振られた火葬場における火葬に必要な事項、手順等を確認する。

市は、遺体の搬送のため必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から遺体を受け入れ、火葬場まで遺体搬送のための措置を講ずる。区域内で対応できない状況となった場合には、東京都に対し、遺体搬送手段の確保を要請する。

市は、広域火葬終了後、火葬数等の実績について東京都へ報告する。

資料編「協定8-3」

4-3 火葬場への遺体の搬送

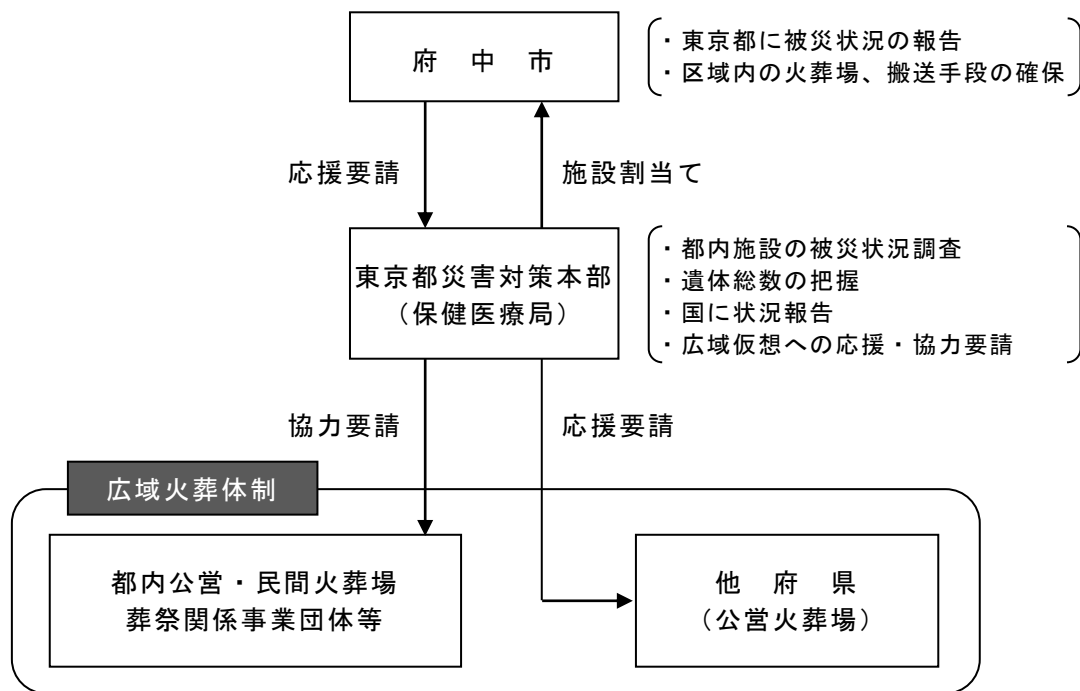
原則遺族により搬送を実施するが、遺族等による搬送・火葬が困難な場合において、市は、葬祭業者や自衛隊等に協力を要請する。

市は、遺体の火葬場への搬送に向けて、府中の森市民聖苑及び民間の火葬場、葬祭関係事業団体等と連携して、ひつぎや火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

4-4 必要帳票等の整備

市は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出したときは、次の書類・帳簿等を整備し、保存する。

- ・救助実施記録日計票
- ・埋葬台帳
- ・埋葬費支出関係証拠書類



【火葬体制】

第7節 障害物の除去

1 住居関係障害物の除去

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 住居関係障害物の除去	防災危機管理課

市は、住家に流入した土石、竹木等の除去について、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上、実施する。災害救助法適用前は、市が除去の必要を認めたものを対象として実施する。災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、東京都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。

2 道路関係障害物の除去

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 道路関係障害物の除去	道路課

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに東京都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡を取り、協力する。

府中警察署は、交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

道路管理者は、所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上、除去する。

3 河川関係障害物の除去

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 河川関係障害物の除去	【関東地方整備局、東京都建設局】

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

第13章 災害廃棄物等の処理

第1節 基本的な考え方

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となる。

東京都災害廃棄物処理計画で対象とする災害廃棄物は、次の廃棄物とされている。

ただし、事業場において発生した災害廃棄物は、発災後、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

- ・被災した市民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。）
- ・避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
- ・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）
- ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
- ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物
- ・被災施設の仮設トイレからのし尿
- ・被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く。）
- ・その他災害に起因する廃棄物

2 ごみ処理の在り方

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 ごみ処理の在り方	資源循環推進課

市は、事前に策定した府中市災害廃棄物処理計画に沿って対応するとともに、被災状況を東京都に報告し、必要に応じて応援を要請する。

市の被災状況や東京都への応援要請を踏まえ、一時集積場所や最終処分場等を確保することで、処理体制を確立し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

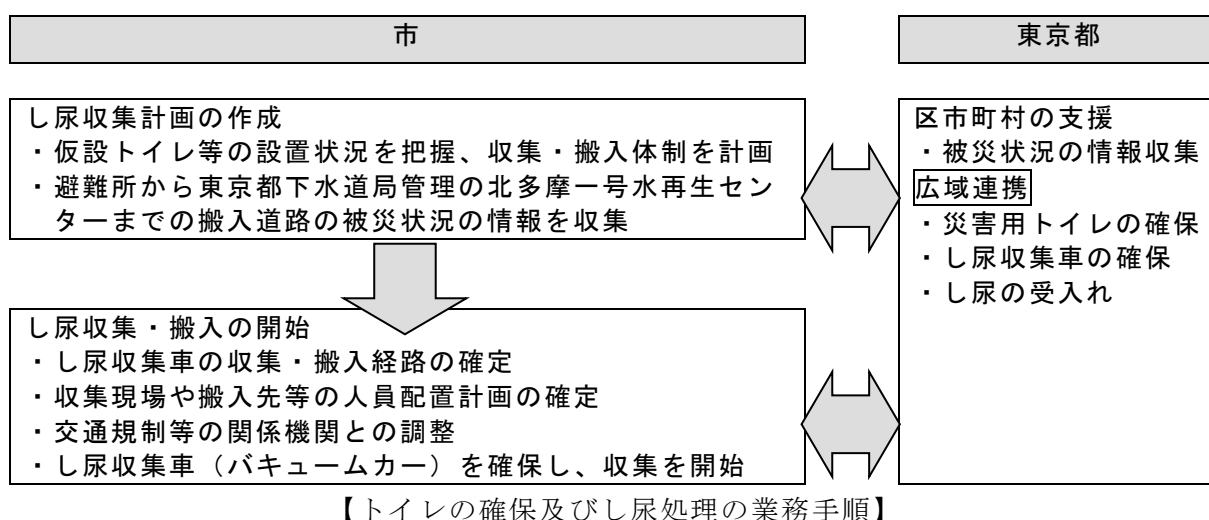
最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。

第2節 トイレ・し尿対策

1 トイレ・し尿対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入	防災危機管理課、資源循環推進課、公園緑地課、下水道課
1-2 避難所等における対応	資源循環推進課、下水道課
1-3 し尿の収集・搬入	資源循環推進課

市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、東京都と連携して下水道施設（北多摩一号水再生センター）への処理を実施する。断水した場合には、学校のプール等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。



1-1 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入

（1）災害用トイレの備蓄

市は、次のとおり災害用トイレの確保に努める。仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリースイールの確保や設置場所の選定等を行う。

ア 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。

イ 仮設トイレだけでなく、簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保する。

ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。

エ 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄について、特に配慮する。

ライフライン等の支障により避難した市民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレを使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は、災害用トイレの備蓄に努める。

（２）生活用水の確保

市は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努める。

電力が復旧してもなお上水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平常時から水のくみ置き等により生活用水の確保に努める。

（３）し尿収集・搬入体制の整備

市は、東京都下水道局と締結した覚書により、北多摩一号水再生センターへの搬入体制を整備する。

災害時のし尿の搬入・受入体制の円滑な運用に向け、市は、東京都下水道局と連携して訓練を行う。

（４）啓発普及等

市は、仮設トイレ等の設置に当たって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

防災関係機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。

普及啓発に当たっては、災害用トイレの設置や利用等の経験が極めて重要であり、防災関係機関は、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

1－2 避難所等における対応

（１）避難場所における対応

市は、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。

水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。

避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、備蓄した仮設トイレ等により対応する。簡易トイレ、組立トイレ又は便槽付きの仮設トイレ等の多様な災害トイレを用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

（２）避難所における対応

被災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の

活用を図る。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合には、市は東京都に対して要請し、東京都は広域応援等により必要数を確保する。

（3）事業所・家庭等における対応

上水道の機能に支障が発生している場合には、くみ置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所や家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

1－3 し尿の収集・搬入

市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車の台数等を把握し、収集体制を整備する。被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、北多摩一号水再生センターに搬入する。

確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、市は、東京都に応援を要請する。

第3節 家庭ごみ・災害廃棄物の対策

1 家庭ごみの処理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 家庭ごみ処理	資源循環推進課

ごみ処理は、被災状況や要請を踏まえ、東京都も収集・運搬機材等の確保を協力して行う等広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

市は、府中市災害廃棄物処理計画に沿って可能な限り主体的に対応する。

被災が広範囲に及ぶときなどは、東京都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

災害直後1～2日はごみ排出が少ないと考えられるが、食料確保が進むとごみ発生量

は増加することが予想される。そのため、市民等に残飯や容器の排出について分別の徹底を周知するとともに、回収用の袋及び空き地等に設置するごみ捨て場用の仕切り板を確保する。

処分場が使用不能の場合には、一時的に公有地や、大規模な空き地にごみを集積しなければならない。そのため、処分場の候補地を複数選定する。

2 災害廃棄物の処理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害廃棄物の処理	資源循環推進課

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況、市での一次集積場所の状況や東京都の対応を踏まえて、速やかに処理を実施する。

市は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、東京都や関係機関等と調整を行う。被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、東京都に報告する。

発災後、市は速やかに災害廃棄物処理体制を構築し、市内における災害廃棄物処理の計画を策定する。倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合には、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

2-1 受付事務

市の総務班は、発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

2-2 民間業者との契約事務

緊急道路の障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、市の総務班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

2-3 適正処理の指導事務

市は、解体・撤去作業の際は、災害廃棄物を種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対して指導を徹底する。搬出した災害廃棄物については、市の処理班の指示する仮置

場に搬入する。

第4節 仮置場の設置の確保と分配

1 仮置場の設置の確保と分配

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 仮置場の設置の確保と分配	【東京都環境局】

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況や市での一次仮置場の状況を踏まえて、都災害対策本部及び都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、処理主体である市が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、東京都が技術的支援や各種調整を行う。

第14章 災害ボランティア活動

第1節 一般ボランティアの活動

1 一般ボランティアの活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 一般ボランティアの活動	協働共創推進課、地域福祉推進課、【市社会福祉協議会】

市は、市社会福祉協議会等と連携し、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。また、災害時には、協定に基づき、市社会福祉協議会が中心となり、市災害ボランティアセンターを設置し、必要な情報や資機（器）材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援する。

第2節 専門ボランティアの活動

1 専門ボランティアの活動

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 専門ボランティアの活動	協働共創推進課、地域福祉推進課、【府中警察署、府中消防署】

市は、災害時に資格や経験を有する東京都の登録ボランティアの派遣を東京都に要請する。

府中警察署は、交通規制支援ボランティアへの支援要請を行う。

東京消防庁は、東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を設置するとともに、東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行う。

第15章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気施設の対応

1 活動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 活動体制	【電気事業者】

1-1 非常災害対策本部の設置

東京電力グループは、災害が発生したとき、非常災害対策本部を設置する。

夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し、適切な活動組織を編成する。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン（※）は、相互に連携して活動する。

※ リエゾンとは、災害対策現地情報連絡員のことをいう。

1-2 要員の確保

災害が発生したとき、非常災害対策本部長は、情勢に応じた非常体制を発令する。

非常災害対策本部長は、当該本部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

非常体制が発令された場合には、非常災害対策本部は協力会社に対してその旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

1-3 情報連絡活動

非常災害対策本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

2 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急対策	【電気事業者】

2-1 資材の調達・輸送

(1) 資材の調達

予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ・第一線機関等相互の流用
- ・本部に対する応急資材の請求

(2) 資機（器）材の輸送

非常災害対策用資機（器）材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

2-2 災害時における危険予防措置

水害の拡大等に伴う円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

2-3 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び協力会社に、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援要員を要請する。

2-4 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

2-5 災害時における電力の融通

各電力会社間で策定した災害時連携計画及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

2-6 その他

災害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都災害対策本部を経由して行う。

3 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 復旧対策	【電気事業者】

災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。

第2節 ガス施設の対応

1 活動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 活動体制	【ガス事業者】

東京ガスグループは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、事業所等に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき体制を構築する。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携して活動する。

2 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急対策	【ガス事業者】

2-1 災害時の初動措置

- ・官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- ・事業所設備等の点検
- ・製造所、整圧所等における供給操作
- ・その他状況に応じた措置

2-2 応急措置

非常事態対策本部の指示に基づき、事業所等は連携を保ちつつ、施設の応急措置に当たる。施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整・修理する。その他現場の状況により適切な措置を講ずる。

2-3 資機（器）材等の調達

復旧用の資機（器）材を確認し、調達を必要とする資機（器）材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ・取引先やメーカー等からの調達
- ・各支部間の流用
- ・他ガス事業者からの融通

2-4 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な体制にある。

3 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 復旧対策	【ガス事業者】

東京ガスグループは、ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

社会的優先度の高い病院などには、移動式ガス発生設備を用いて、臨時供給する。

第3節 通信施設の対応

1 活動体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 活動体制	【通信事業者】

通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携して活動する。

各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し、応急・復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都災害対策本部や国等の防災関係機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急対策	【通信事業者】

通信事業者は、非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示の下、災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

3 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 復旧対策	【通信事業者】

通信事業者は、各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急・復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

被災した電気通信設備等の応急・復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急・復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

第4節 公共施設等の対応

1 道路・橋りょう

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1-1 災害時の応急措置	地域安全対策課、道路課、【府中警察署、道路管理者】
1-2 応急・復旧対策	道路課、【道路管理者】

1-1 災害時の応急措置

府中警察署は、発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を実施し、パトロール等を兼ねた広報も実施する。

道路管理者は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。ヘリコプター及び道路情報モニター等から道路の情報を収集するとともに、巡視の結果及びモニター等からの情報を基に、必要に応じた迂回道路の選定、その誘導等の措置、速やかな応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能を確保する。

中日本高速道路㈱は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、適切な通行規制を実施する。規制の内容、状況について、道路利用者への広報に努め、通行者の安全を確保する。

1-2 応急・復旧対策

道路管理者は、パトロールによる巡視結果等を基に、被害を受けた道路の応急・復旧計画を策定し、速やかに応急・復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保する。発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機（器）材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機（器）材備蓄基地の整備を計画的に推進する。

中日本高速道路㈱は、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施する。通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあつては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあつては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧する。平常時から資機（器）材を確保するため、使用できる建設機械等を把握する。

2 河川及び内水排除施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2-1 災害時の応急措置	防災危機管理課、都市整備部各課、【関東地方整備局、東京都建設局】
2-2 復旧対策	【関東地方整備局、東京都建設局】

風水害による被害が発生した場合には、各施設管理者は、被害状況を速やかに把握し、応急復旧を行い、併せて排水を行う。

2-1 災害時の応急措置

市は、水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに東京都に報告するとともに、必要な措置を講ずる。排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに東京都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。施設の応急復旧については、大規模なものを除き、東京都の指導の下に実施する。

河川及び内水排除施設の管理者は、直ちに堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認する。破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設を復旧する。市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を実施する。

2-2 復旧対策

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ・堤防、護岸、天然河岸の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ・堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- ・河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ・河川の埋塞で流水の疎通及び船舶の航行を著しく阻害するもの
- ・護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- ・防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	道路課、公園緑地課

市は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、東京都建設局に報告する。土砂災害の危険性が高い箇所について、関係機関や市民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

4 住家、事業所等の建築物の風水害応急対策

住家、事業所等の建築物の風水害応急対策は、関係機関が所定の計画により対処するほか、建築物管理者、市民等もそれぞれ次に掲げる自衛措置を講ずるものとする。

4-1 風害

- ・風によって屋根が飛ばされない措置を講ずること。
- ・瓦・トタン等屋根ふき材料が飛ばされないよう補強すること。
- ・外壁の主要な部分に丸太等で控え柱を取ること。
- ・外壁の主要な部分に貫材等で仮筋かいをすること。
- ・風が直接屋内に吹き込まないように開口部を補強すること。
- ・建具が飛ばされないように建具を敷居に緊結すること。
- ・このほか必要と思われる措置を講ずること。

4-2 水害

- ・地下室に水が入らないよう措置を講ずること。
- ・崖崩れに十分注意すること。
- ・崖崩れのおそれがあるとき等は、市、府中消防署、府中警察署等に通報すること。
- ・浸水しやすい地域では、早目に準備しておくこと。
- ・このほか必要と思われる措置を講ずること。

4-3 風水害全般

- ・のこぎり、てこ、棒、バール、おの等を準備すること。
- ・非常持ち出し物は、一か所にまとめておくこと。
- ・可燃性のガス等を使用する施設がある場合は、元栓の位置、閉め方を家族全員に知らせておくこと。
- ・携帯ラジオ・家庭医薬品を備えておくこと。

- ・風水害によって電線が切断されることがあるため、十分注意すること。
- ・隣保共助の方法を講じておくこと。
- ・避難する場合は、関係機関の指示、誘導に従うこと。
- ・公共機関からの情報を信じ、デマには惑わされないようにすること。

5 借地借家法に係る特別措置の適用に関する計画

大規模な被害を受けた地域において、借地借家法第2条第2号に規定する借地権者の保護その他の借地借家に関する配慮をすることが特に必要と認められるものが発生した場合には、市長は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用を図るものとする。

第5節 鉄道機関の対応

1 応急対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 応急対策	【鉄道事業者】

1-1 運行基準

鉄道事業者は、各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。

1-2 災害時の応急措置

鉄道事業者は、旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。

駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて速やかに避難誘導を実施する。駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。

1-3 事故発生時の救護活動

鉄道事業者は、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じて警察及び消防署に出動要請する。

1-4 浸水時等の対応

(1) JR東日本

降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制の方法等、災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。

トンネルたて坑に設置してある排水設備により排水に努める。

（２）京王電鉄

被害の予想される地点には、排水ポンプ、水位警報装置等を設置し、状況に応じて係員を巡回させ、被害の未然防止を図る。

浸水対策は次のとおりとする。

- ア 浸水防止の土のう配備
- イ 排水ポンプによる浸水箇所の排水
- ウ 止水板による浸水の防止

（３）西武鉄道

浸水対策は次のとおりとする。

- ア 止水板・自動浸水防止装置により浸水を防止する。
- イ 排水ポンプにより浸水箇所の排水を行う。

2 復旧対策

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 復旧対策	【鉄道事業者】

鉄道施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行い、輸送の確保に努める。

鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て、復旧対策を実施する。

第6節 バス機関の対応

1 バス機関の対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 バス機関の対応	【バス事業者】

バス事業者は、発災した場合には、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに措置を講じ、被害の拡大防止に万全を期する。

- ・被害状況の把握
- ・負傷者の救出・救護
- ・旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先する。）、混乱防止
- ・車両、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧
- ・通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携
- ・応急輸送活動

第7節 放送機関の対応

1 放送機関の対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 放送機関の対応	【放送事業者】

放送事業者は、災害が発生した場合には、被害の状況等に応じ、災害対策本部、緊急事態対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、防災応急対策に万全を期する。

災害時における放送の重要性に鑑み、施設の応急復旧等必要な措置を講じ、早期に緊急報道体制を確立し、社会的混乱の防止を目的として、緊急放送を実施する。放送に当たっては、市民の避難誘導など人命に関わる緊急情報を優先的に放送する。なお、放送所が被災した場合は、適切な場所に移転し、放送を行う。

気象庁、東京都、市その他防災関係機関との連絡を密にし、協定等に基づく放送要請があった場合は、形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

第8節 社会公共施設等の対応

1 各医療機関の対応

事業継続計画（BCP）等のあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。状況に応じて必要な措置を講ずるなど万全を期する。

2 社会福祉施設等の対応

社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。

施設独自での復旧が困難である場合は、市に連絡して援助を要請する。

風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極

的に協力し、利用者の安全を確保する。

3 学校施設の対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 学校施設の対応	教育部各課

3-1 応急対策

校長は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。

緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずるとともに、学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努める。学校施設の応急修理を迅速に実施する。

3-2 応急・復旧対策

公立学校の施設が台風、洪水等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、教育委員会は、緊急に校長及び東京都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。

児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも、教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て、速やかに復旧を行う。

4 文化財施設の対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4-1 応急対策	ふるさと文化財課
4-2 復旧対策	ふるさと文化財課、教育部各課

4-1 応急対策

文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに府中消防署等の防災関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、東京都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

4-2 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、東京都教育委員会、府中市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

資料編「2-18」

5 市立文化施設・社会教育施設の対応

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 市立文化施設・社会教育施設の対応	施設所管課

5-1 避難誘導

市立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難先に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

災害状況に即した対応ができるよう、市及び防災関係機関との緊急連絡体制を確立する。

5-2 復旧計画

市及び教育委員会は、市立文化施設・社会教育施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。当面の応急措置が終了し、社会一般が安定して日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第16章 保育・学校の対応

第1節 応急教育

1 学校危機管理マニュアルの活用

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 学校危機管理マニュアルの活用	教育部各課

災害時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立小学校、中学校（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

市及び学校等は、応急教育に関する計画を作成しておくものとする。

東京都は、東京都立学校を対象に危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、共通事項を明らかにした学校危機管理マニュアルを作成している。東京都が作成するマニュアルを基にし、学校等は、学校危機管理マニュアルを作成し、各市立学校において、日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に、本マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

2 応急教育の実施

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 応急教育の実施	教育部各課

2-1 事前の準備

学校長又は園長（以下「学校長等」という。）は、学校等の立地条件等を考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。

学校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講ずる。

ア 児童・生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加し、協力する。

イ 在校中や休日等のクラブ活動等で児童・生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置付けるとともに、保護者との連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動が取れるよう避難計画を立案し、周

知徹底を図る。

ウ 市、府中警察署、府中消防署、消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

エ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

オ 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機（器）材を充実するよう努めるとともに、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

2-2 災害時の学校長等の役割

児童・生徒等が在校中や休日等のクラブ活動等で学校の管理下にあるときに発災した場合には、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護する。安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童・生徒等の安全な引渡しを図る。

学校長等は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市に報告しなければならない。

状況に応じて、市と連絡の上、臨時休校（園）等の適切な措置を講ずる。

応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るよう努める。

応急教育計画を作成したときは、市に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

2-3 災害復旧時の対応

（1）被災後の状況把握

学校長等は、職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、市に連絡する。

市は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。被災学校等ごとに担当職員（指導主事を含む。）を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、市は、被災学校等の運営について、助言と指導を行う。

市及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達を徹底する。

（2）児童・生徒の保護

学校長等は、応急教育計画に基づき、学校（園）に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策にも十分留意する。

（３）教育活動の再開

学校長等は、教育活動の再開に当たって、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市に報告する。

他地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実状の把握に努め、避難先を訪問するなどして、保護した児童・生徒に準じた指導を行うように努める。

避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には、市に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。

学校長等は、災害の推移を把握し、市と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。

市は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。連絡網の確立を図り、指示事項の伝達を徹底する。

3 学用品の調達及び給与（支給）

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 学用品の調達及び給与（支給）	教育部各課

3－1 給与の対象

市は、災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損して就学上支障の生じた児童・生徒（私立学校を含む。以下本章において同じ。）に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与する。

3－2 給与の時期

教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事の承認を受け、必要な期間を延長する。

3－3 給与の方法

学用品の調達は原則として東京都が一括して行い、児童・生徒に対する給与は、市が行う。

学用品の給与を迅速に行うため都知事が職権を委任した場合は、市長が学校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

3-4 費用の限度

費用の限度は、次のとおりとする。

- ・教科書：支給する教科書（教材を含む。）の実費
- ・文房具及び通学用品：災害救助法施行細則で定める額

第2節 応急保育

1 事前の準備

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 事前の準備	保育支援課

災害時における市立保育所の児童の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、市立保育所における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

市及び保育所は、応急保育に関する計画を策定しておく。

保育所長は、保育所の立地条件を考慮した上で、災害時の応急保育計画、保育の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。

保育所長は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

- ・保育所の児童の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、保育所の児童等も参加、協力する。
- ・府中警察署、府中消防署、消防団等との連絡網を確立しておく。
- ・保育時間内に災害が発生した場合には、保護者の引取りは困難と予想される。このため、保育所に残留する児童の保護について、対策を講じておく。

2 災害時の体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 災害時の体制	保育支援課

保育所長は、状況に応じて、適切な緊急避難の措置を講ずる。

災害の規模、保育所の児童・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、市関係部（市に災害対策本部が設置された場合は本部。以下同じ。）と連絡し、職員を指揮し、災害対策を実施して保育所の児童の管理等万全な措置を講ずる。

準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況に応じて速やかに調整する。

3 応急保育の体制

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 応急保育の体制	保育支援課

保育所長は、職員を掌握して保育所の整備を行い、保育所の児童の被災状況を調査し、市関係部と連絡し、復旧体制に努める。

市関係部は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育所長はその指示事項の徹底を図る。

応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育所において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。

避難所等に保育所を提供したため、長期間保育所として使用できないときは、市関係部と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。

保育所長は、災害の推移を把握し、市関係部と緊密な連絡の上、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第17章 災害救助法の適用

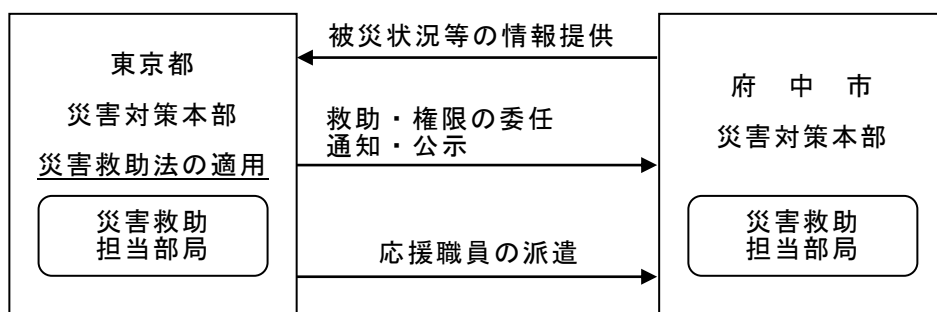
第1節 災害救助法の適用

1 基本方針

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。



【災害救助法等の適用手順】

2 災害救助法の適用基準

2-1 災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、東京都においては、次のいずれか一つに該当する場合には、災害救助法を適用する。

- ・区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること。
- ・東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
- ・東京都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

資料編「2－37」

2－2 災害が発生するおそれのある段階での適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、東京都が当該本部の所管区域として告示された場合に、東京都の区域内において災害により被害を受けるおそれがあるときには、災害救助法を適用する。

2-3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の算定基準は、次に示すとおりである。

【滅失世帯の算定基準】

滅失世帯の算定	住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	ア 住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの
	イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のもの。 このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満、又はその住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満又はその住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のものを中規模半壊とする。
	ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの	損壊部分がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセント未満のもの
	エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
世帯及び住家の単位	・世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 ・住家とは、現実に住居するため使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。	

2-4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次の種類の救助がある。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知される。

基準額については、東京都の規則により適宜改訂が行われる。

3 災害救助法等の適用手続

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 災害救助法等の適用手続	財政課、防災危機管理課

3-1 救助の実施機関

市に災害が発生し、災害救助法の適用基準を越える被害が生じた場合には、市長は速やかに災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び被害の概況を都知事に報告するとともに、災害救助法の適用を要請し、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

災害救助法で定める救助の実施について、都知事が当たることになっているが、都知事がその職権の一部を委任した救助の実施については、市長が行う。

3-2 適用手続

(1) 適用要請

災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は

該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。

（２）要請手続

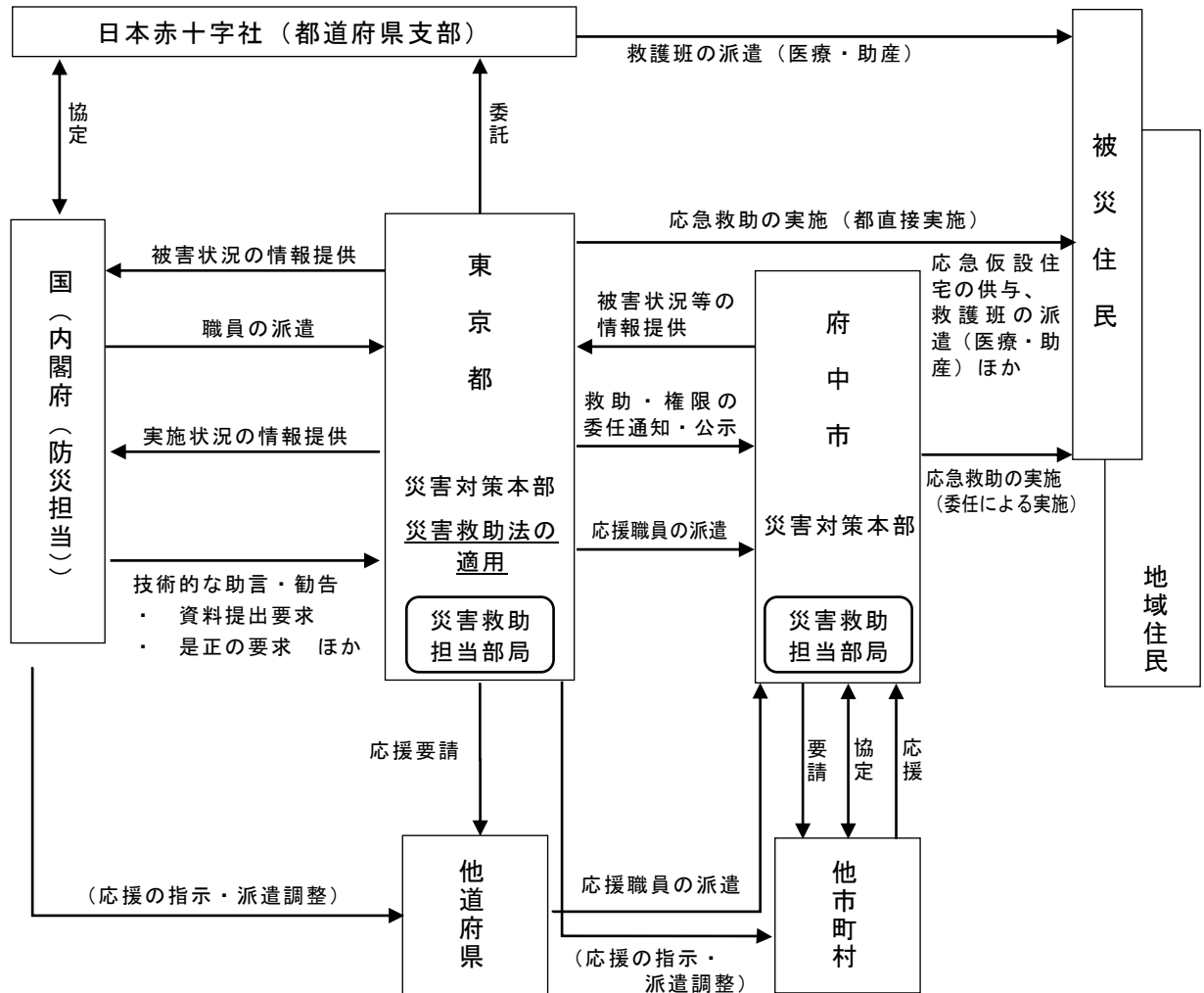
市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、東京都総合防災部に対し、次に掲げる事項について要請する。

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害状況
- ・適用を要請する理由
- ・必要な救助の種類
- ・適用を必要とする期間
- ・既に講じた救助措置及び講じようとする救助措置
- ・その他の必要な事項

市からの報告又は要請に基づき、東京都は、災害救助法の適用を決定する。

東京都は、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

なお、市は、災害の発生により受けた被害に対して、災害救助に要する経費の財源に充てることを目的に、災害救助基金を積み立てている。



【災害救助法の運用手順】

（３）災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく災害報告には、災害発生の際の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、市は、迅速かつ正確に被害状況を収集・把握し、速やかに都知事に報告する。

また、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、市は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、都知事に報告する。

資料編「３－３、３－７」

第18章 激甚災害法の適用

第1節 激甚災害の指定

1 激甚災害の指定

大規模な自然災害が発生した場合には、都知事は、市の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。また、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

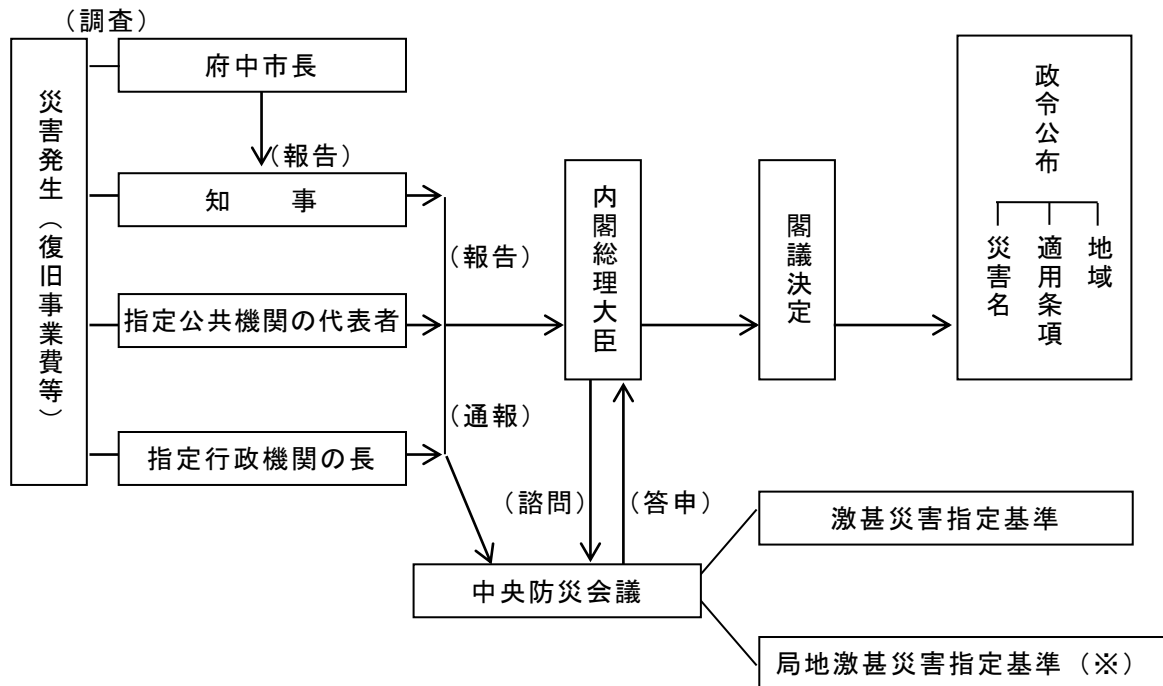
激甚災害に指定されると、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度の対象となる。

激甚災害指定基準による指定、いわゆる本激が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる局激は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた自治体等の全てが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の自治体等に限って特例措置が適用される。

【激甚災害法の指定基準】

激甚災害指定基準	・ 中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を講ずる必要がある事業の種類別に基準を定めている。
局地激甚災害指定基準	・ 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は中央防災会議にて定められた。 ・ 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。



※ 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月に手続を行う。

【激甚災害指定の手続フロー図】

第2節 激甚災害法に関する調査・報告

1 激甚災害法に関する調査・報告

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 激甚災害法に関する調査・報告	防災危機管理課

市長は、国の激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

第3節 特別財政援助交付に係る手続

1 特別財政援助交付に係る手続

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 特別財政援助交付に係る手続	財政課

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、東京都各局に提出する。

第4節 激甚災害に係る財政援助等

1 激甚災害に係る財政援助等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 激甚災害に係る財政援助等	財政課

激甚災害法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

【財政援助等を受ける事業】

1	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
	(1) 公共土木施設災害復旧事業（直轄事業）（補助事業）
	(2) 公立学校施設災害復旧事業
	(3) 公営住宅事業
	(4) 生活保護施設災害復旧事業
	(5) 児童福祉施設災害復旧事業
	(6) 老人福祉施設災害復旧事業
	(7) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	(8) 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業
	(9) 婦人保護施設災害復旧事業
	(10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
	(11) 感染症予防事業
	(12) 堆積土砂排除事業（公共施設区域内）（公共施設区域外）
	(13) 湛水排除事業
2	農林水産業に関する特別の助成
	(1) 農地等の災害復旧事業
	(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
	(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
	(4) 土地改良区等の行う湛水排除事業
	(5) 共同利用小型漁船の建造
3	中小企業に関する特別の助成
	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
	(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
4	その他の財政援助及び助成
	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業
	(2) 私立学校施設災害復旧事業
	(3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
	(4) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
	(5) 水防資器材費の補助の特例
	(6) 罹災者公営住宅建設等事業
	(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入
	(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 4 部 災害復興計画

第1章 市民生活の安定と復旧

第1節 被災者への生活支援

1 被災者への生活相談等の支援

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 被災者への生活相談等の支援	広聴相談課

市は、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

被災者のための相談窓口を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、相談事項や実施した支援内容等については、被災者台帳に記録する。

2 義援金の募集・受付・配分・支給

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2 義援金の募集・受付・配分・支給	地域福祉推進課

2-1 義援金の募集・受付

市は、義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

東京都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、東京都、都内区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、預り金として銀行口座で一時保管する。

市は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け取るほか、府中市公金取扱い金融機関に福祉保健部長名義の普通預金口座を開設し、振り込みにより義援金を受け取る。

2-2 義援金の配分・支給

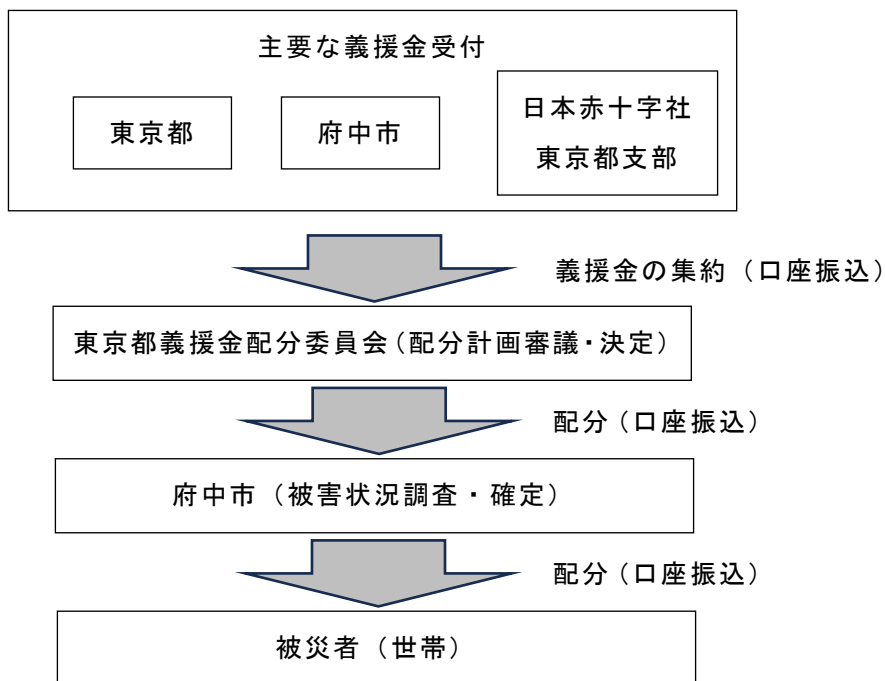
市は、都委員会から送金された義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、東京都に報告する。

2-3 義援金の支給

市は、都委員会から送金された義援金を都委員会で審議・決定された配分計画に基

づき、速やかかつ公正に被災者に支給する（必要に応じて、府中市義援金配分委員会を設置する。）。

被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。



【義援金受付・配分の流れ】

資料編「3－8」

3 被災者への生活再建資金の援助等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 被災者への生活再建資金の援助等	防災危機管理課、福祉保健部各課

3－1 災害弔慰金等の支給

府中市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、市は、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金の支給、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。

府中市災害見舞金等支給に関する規則に基づき、市民が災害を受けたとき、被災者又はその遺族に、見舞金又は弔慰金の支給を行う。

資料編「1－13」

3-2 被災者生活再建支援制度

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、市は、東京都が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。これについて、市は被害認定や支給申請書の受付等の事務を行う。

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次の区域に係る自然災害を対象とする。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- カ ア若しくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合
 - ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
 - ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）

(2) 対象世帯

支給対象となる世帯は、居住する住宅が次のいずれかの状態にあるものとする。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（３）資金の支給額

支給額は、次の２つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (２)アに該当	解体 (２)イに該当	長期避難 (２)ウに該当	大規模半壊 (２)エに該当
支給額（※１）	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円

※１ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の４分の３の額

イ (ア) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯以外）（※２）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

※２ 住宅を賃借し、５０万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	１００万円	５０万円	２５万円

（４）支援金の支給申請

ア 申請窓口

市

イ 申請時の添付書面

基礎支援金：り災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

ウ 申請期間

基礎支援金：災害発生日から１３か月以内

加算支援金：災害発生日から３７か月以内

4 職業のあっせん

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
4 職業のあっせん	産業振興課

市と東京都、国が連携し、被災者に対する職業のあっせンを迅速に実施する。

市は、被災者の職業のあっせんについて、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

このほか、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の有効な活用を図る。

- ・災害による離職者の就業については、東京都の関係部局と連絡を取りつつ、ハローワーク府中等の関係機関を紹介し、あっせんや相談等の対応を行う。
- ・おおむね55歳以上の希望者には、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の無料職業紹介所いきいきワーク府中を紹介し、就業のあっせを図る。
- ・むさし府中商工会議所等関係機関を通じ、市内の企業等に対し、求人の依頼を働き掛け、求人の確保、就業のあっせんに資する。

5 中小企業への融資あっせん

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
5 中小企業への融資あっせん	産業振興課

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、東京都及び政府系金融機関が事業の復旧に必要な資金の融資等を行い、事業の安定を図ることとなっている。

市は、災害時において、これらの融資制度について、中小企業への情報提供を行う。

6 租税等の徴収猶予及び減免等

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
6-1 市税の納税緩和措置	市民部各課
6-2 国民健康保険税の減免	市民部各課
6-3 その他	市民部各課、保育支援課

市と東京都、国が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

市は、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）又は被保険

者等に対し、地方税法又は府中市市税条例により、期限の延長、徴収の猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な緩和措置を講ずる。

6－1 市税の納税緩和措置

（１）期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後2か月以内に限り、当該期限を延長する（ただし、特別徴収に係る納期限の延長は30日以内とする。）。

- ・災害が広域にわたる場合には、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する（市税条例第18条の2）。
- ・その他の場合には、災害が収まった後速かに、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

（２）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

（３）滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

（４）減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

- ア 市民税（市民税個人分を含む。）
被災した納税義務者等の状況に応じて、減免を行う。
- イ 軽自動車税
被災した納税義務者等の状況に応じて、減免を行う。
- ウ 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
被災した状況に応じて、減免を行う。

6-2 国民健康保険税の減免

(1) 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて、国民健康保険税を減免する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予することができる。

やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内延長することができる。

6-3 その他

(1) 国民年金保険料の免除

被保険者第一号（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容を審査の上、免除することができる。

(2) 保育所等の利用者負担額の減免

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

7 災害復興住宅融資

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
7 災害復興住宅融資	防災危機管理課、保険年金課

住宅金融支援機構では、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう、災害復興住宅資金を融資している。

市は、被災者に対し、災害復興住宅資金の融資について情報提供を行う。

第2節 被災者の住宅の確保・応急修理等**1 住宅の応急修理**

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1－1 住宅の応急修理	住宅課
1－2 応急修理の方法	住宅課
1－3 応急修理後の事務	住宅課
1－4 市営住宅の応急修理	住宅課、【東京都住宅政策本部】

大規模な風水害等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理及び被害の拡大を防止するための緊急の修理の実施が必要となる。このため、市は、東京都が提示する募集選定基準等を基に、募集・受付・審査を実施する。

1－1 住宅の応急修理**（１）応急修理の目的**

災害救助法が適用された地域において、風水害により住家が全・半壊、床上・床下浸水等、又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合には、居住に必要な最小限の応急修理及び被害の拡大を防止するための緊急の修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

（２）対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊、床上浸水等、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

（３）対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査、市が交付するり災証明書及び東京都が定める選定基準により、東京都から委任された市が募集・受付・審査等の事務を行う。

1－2 応急修理の方法**（１）修理**

応急修理を行う業者のリスト（※）から、市は業者を指定し、居室、炊事場、トイ

レ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

災害救助法適用前に市が実施する場合は、市長が災害の状況に応じて、その都度定める。

※ 応急修理を行う業者のリスト

災害救助法の適用により、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が可能となったときに、東京都が応急修理に関する協定締結団体と調整の上、作成する。

(2) 経費

1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内）に完了する。

1-3 応急修理後の事務

市は、応急修理を実施した場合には、必要な帳票を整備する。

1-4 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は附帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合については、市は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

なお、都営住宅その他の公的住宅については、それぞれ所管する東京都、東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等が被害状況を緊急調査し、修理が必要な箇所については、迅速に応急修理に当たる。

- ・市営住宅又は附帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- ・市営住宅又は附帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を講ずるとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
- ・市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

2 応急仮設住宅の供給

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
2－2 応急仮設住宅等の供給	建築施設課、住宅課
2－4 入居者の募集・選定	住宅課
2－5 応急仮設住宅の管理及び入居期間	住宅課
2－6 帳票の整理	住宅課
2－7 仮設住宅地域等での見守り活動	地域福祉推進課、住宅課

2－1 供給の目的

被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、東京都が応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与することとなっている。東京都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行うことにもなっている。

ただし、災害救助法が適用されない場合であって、市長が特に必要と認めたときには、市において応急仮設住宅等を設置する。

資料編「2－38」

2－2 応急仮設住宅等の供給

（１）公的住宅の供給

市は、市営住宅及び福祉型住宅の空き住戸の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社の公的住宅等の空き住戸の提供を東京都に要請する。

災害救助法適用前に市が実施する場合は、本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

（２）民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

市は、東京都が関係団体と協力し、借上げにより被災者に提供される民間賃貸住宅の制度を活用する。

（３）建設型仮設住宅の供給

市は、東京都が関係団体と協力し、被災者に提供される仮設住宅を活用する。

【建設型応急住宅】

事 項	内 容
建設予定地の確保	・市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 - ア 避難場所等の利用がないこと。 - イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと。 - ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと。 - エ 児童・生徒の通学やその他の生活建て直し上の便宜を考慮し、可能な限り、被災者の生活圏内にあること。 - オ 交通の便が良いこと。 - カ 公有地であること。 - キ 敷地が広いこと。 - ク 接道及び用地の整備状況が良好であること。
建設地	・東京都は、区市町村から報告を受けた建設予定地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ・選定に当たり、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、東京都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通して割り当てる。 ・東京都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。
構造及び規模等	・階数は平屋建て又は2階建てとする。構造は軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他の構造を選定する。 ・必要に応じて集会所の設置やバリアフリー対応など、被災者のコミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ・1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、東京都が設定する。 ・1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ・東京都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施する。
建設工事	・災害発生の日から20日以内に着工する。 ・東京都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 ・東京都は、工事の監督を行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市等に委任する。 ・東京都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。
その他	・市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対して指導する。

2-3 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

- ・住家が全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

なお、使用申込みは1世帯1か所限りとする。

2-4 入居者の募集・選定

東京都が策定する応急仮設住宅等の入居者の募集計画を基に割り当てられた住宅について、市は、入居者の募集及び選定を行う。

住宅の割当てに際しては、原則として、市の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、東京都との調整を踏まえ、広域的に割り当てられる。

入居者の選定基準は東京都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

入居者の選考は、市が災害の状況に応じて選考基準を定め、被災者の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を審査した上で行う。

2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間

応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。

応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

災害救助法適用後、東京都が管理するものについては、市は、これに協力する。

市が管理する場合には、入居の期間、使用条件その他必要な事項を定める。

2-6 帳票の整理

後日、清算事務に必要なため、応急仮設住宅の供給に伴い、市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

2-7 仮設住宅地域等での見守り活動

市は、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会等と協力・連携し、仮設住宅地域等での見守り活動を推進する。

(1) 入居者確認及びニーズ把握

市は、応急仮設住宅入居者の状況把握に努める。

民生委員・児童委員等の協力を得て、応急仮設住宅全戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握・調査を行う。

（２）連絡体制の整備

市は、仮設住宅からの通報等に対応するため、府中消防署、多摩府中保健所による緊急時の連絡体制を整備する。

（３）安否確認活動の推進

市は、仮設住宅において安否確認活動を早期に展開するため、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会等の関係機関の協力を得て、友愛訪問活動を推進する。

（４）市民相互の助け合い

市は、仮設住宅地域でのコミュニティの育成を支援するとともに、必要に応じて集会所の整備を検討する。

また、居住者同士の声掛け運動の展開等、市民相互による地域の見守りを推進する。

3 応急仮設住宅資材等の調達

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
3 応急仮設住宅資材等の調達	契約課、建築施設課

応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理に要する資材等は、東京都が調達するが、災害救助法が適用されない場合は、市が建設業者を通じて迅速に調達する。

第3節 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物の処理

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 災害廃棄物の処理	資源循環推進課

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況、市での一次集積場所の状況や東京都の対応を踏まえて、処理主体である市が適正に災害廃棄物の処理を実行する。

市は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、東京都や関係機関等と調整を行い、決定する。

市は、被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、東京都に報告する。

発災後、市は速やかに廃棄物処理体制を構築し、府中市災害廃棄物処理計画に基づき、

対応する。

倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合には、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

1-1 災害廃棄物処理の基本方針

（１）衛生的な処理

生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、災害廃棄物処理の優先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿について最優先としながら適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。

（２）安全性の確保

宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において、周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

（３）分別・再生利用の推進

災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を推進する。

（４）環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

（５）経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

（６）市民やボランティアとの協力

生活ごみ・し尿、不燃ごみ等の排出・分別ルールを分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、市民やボランティアと協力して分別を徹底する。

（７）共同処理及び関係機関との連携

がれき処理に当たっては近隣市で連携し、多摩川衛生組合・東京都・民間企業と緊密に連携しながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などから協力・支援を受けて処理する。

第2章 住家被害認定調査とり災証明書

第1節 住家被害認定調査

1 住家被害認定調査

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 住家被害認定調査	市民部各課

市は、被災者の生活再建支援に必要となるり災証明を交付するため、被災後に、住家の被害状況を把握する。

住家被害認定調査は、内閣府が示す災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき行う。

第2節 り災証明書の交付

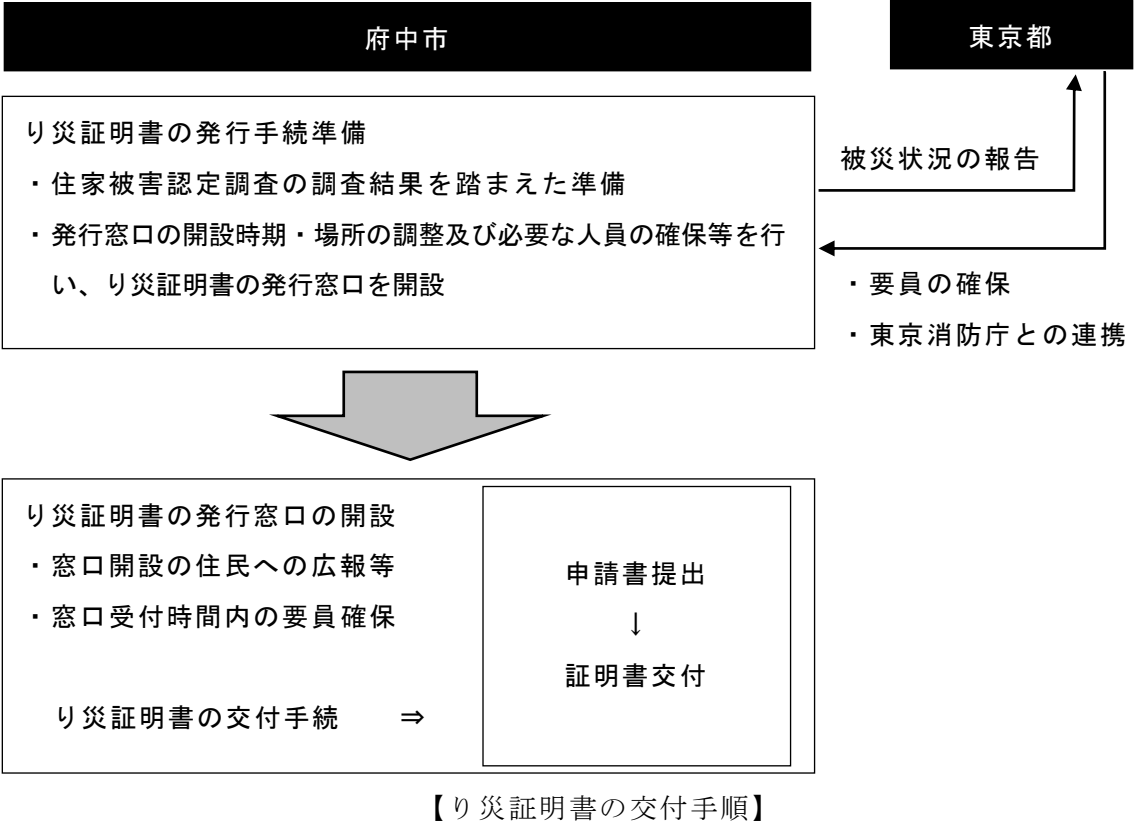
1 り災証明書の交付

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 り災証明書の交付	市民部各課

市は、住家被害認定調査の結果に基づき、被災者の生活再建支援に必要となるり災証明書を交付する。

り災証明書は、市が定める要領等のほか、東京都が策定した災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン等に基づき、人員確保やシステム設定等の準備を行った上で、交付を行う。

資料編「3－9」



第3節 被災者台帳の整備と運用

1 被災者台帳の整備と運用

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 被災者台帳の整備と運用	市民部各課

市は、被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施する。

被災者の生活再建を迅速に行うために、住家被害認定調査、調査結果の登録、り災証明書の交付、被災者台帳管理等を行う東京都被災者生活再建支援システムを活用し、関係部署による情報共有を行い、被災者の援護を一体的かつ統合的に実施するよう努める。

第3章 応急復旧・復興に関する財源確保

第1節 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保

1 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保

第4部
第3章

項目	担当する主な機関 【防災関係機関】
1 復旧・復興対策に係る予算措置と財源確保	財政課

市は、災害が発生した場合には、速やかに災害復旧（復興）に必要な金額を把握し、財源確保に努める。

なお、国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

【対象となる法律】

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関運営事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
港湾法	港湾施設の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	市が設置した身体障害者社会参加支援施設の復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	市が設置した障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設の復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
災害救助法	救助費用

第4章 復興対策

第1節 復旧・復興の基本方針

1 復興の基本的考え方

市内に大規模な風水害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

被災後間もない段階での応急・復旧対策は、質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行していく。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

2 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興の在り方への合意が必要である。

合意形成を図るには、地域ごとに復興の在り方を協議する市民組織の結成が不可欠であり、市では、既存の市民組織等をその母体とする。

復興のプロセスは、その担い手により、被災者個人による独自復興、市主導による復興、地域力をいかした地域協働復興という3つのパターンが考えられる。

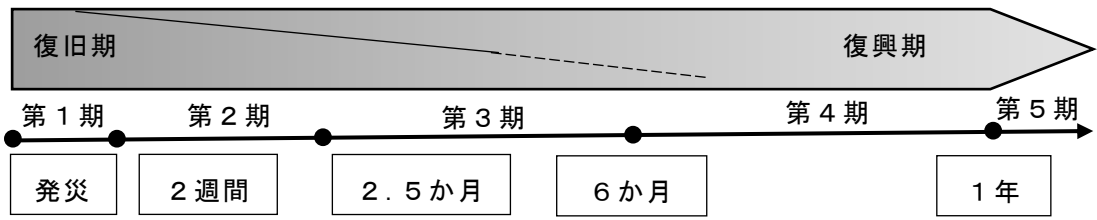
3 復旧・復興期の区分

復旧期と復興期は連続性を有しており、明確に区分することは困難であるため、本計画では、①災害復興の大きな方向性が整理されている、②災害復興本部が設置されている、③業務量の大部分が災害対策本部から災害復興本部に移行された状態となっている、の3つの要件を満たす時期を復興期とする。

また、災害復興の基本的方向、災害復興基本計画の策定等、復興施策に取り組む時期の目安を次のとおり区分する。

【復旧・復興期の取組の目安】

区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
期間	発災 ～2週間後	2週間後～ 2.5か月後	2.5か月後 ～6か月後	6か月後 ～1年後	1年後以降
取組の 目安	被害状況の把握、災害復興本部の設置	災害復興の基本的方向の策定	災害復興基本計画の策定	災害復興基本計画施策編の策定	災害復興基本計画の進行管理



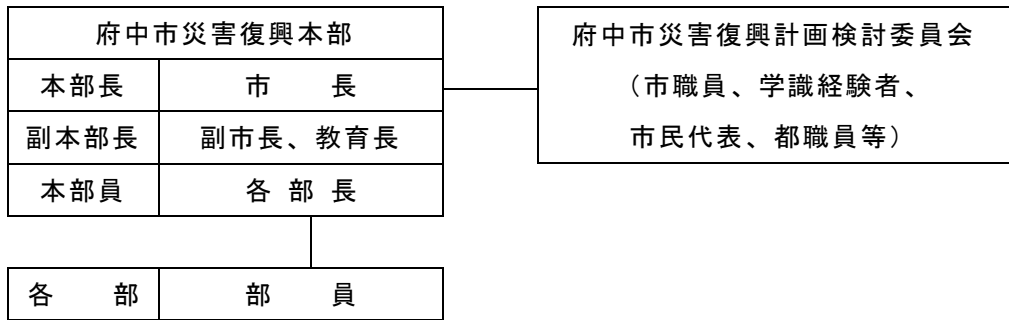
【復旧・復興期の区分】

第2節 府中市災害復興本部の体制

1 災害復興本部の設置

市長は、風水害により被害を受けた地域が市内で相当の範囲に及び、かつ、風水害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、府中市災害復興本部（以下「市災害復興本部」という。）を設置する。

市災害復興本部は市災害対策本部と並行して、被災後1週間程度の早い時期に設置し、同時に市職員、学識経験者、市民代表及び都職員等より構成される府中市災害復興計画検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を諮る。



【市災害復興本部の体制】

2 災害復興本部の廃止

本部長（市長）は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市災害復興本部を解散する。

3 市災害対策本部との関係

市災害復興本部は、風水害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する市災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

市災害復興本部及び市災害対策本部の関係は、次のとおりである。

【市災害復興本部と市災害対策本部の関係】

市災害復興本部	市災害対策本部
風水害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織	災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する組織

風水害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、風水害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

そのため、市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、風水害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

4 組織と事務分掌

市は、事前に策定する府中市震災復興マニュアルに市災害復興本部の組織及び分掌事務を定める。

第3節 府中市災害復興計画の策定

1 基本方針の策定

市長は、大規模な風水害の発生後、東京都と連携して被害の状況を把握し、復興体制を構築するための家屋被害状況調査を実施する。

調査と並行して市災害復興本部を設置し、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、東京都の作成する震災復興方針に即し、被災後2週間以内を目途に、市災害復興本部会議の審議を経て、府中市災害復興基本方針（以下「市災害復興基本方針」という。）を策定し、公表する。

市災害復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- ・人々の暮らしのいち早い再建と安定
- ・災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
- ・誰もが快適に暮らせる都市づくり

- ・雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- ・わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

2 災害復興計画の策定

市災害復興本部長は、市災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な府中市災害復興計画（以下「市災害復興計画」という。）を策定する。市災害復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

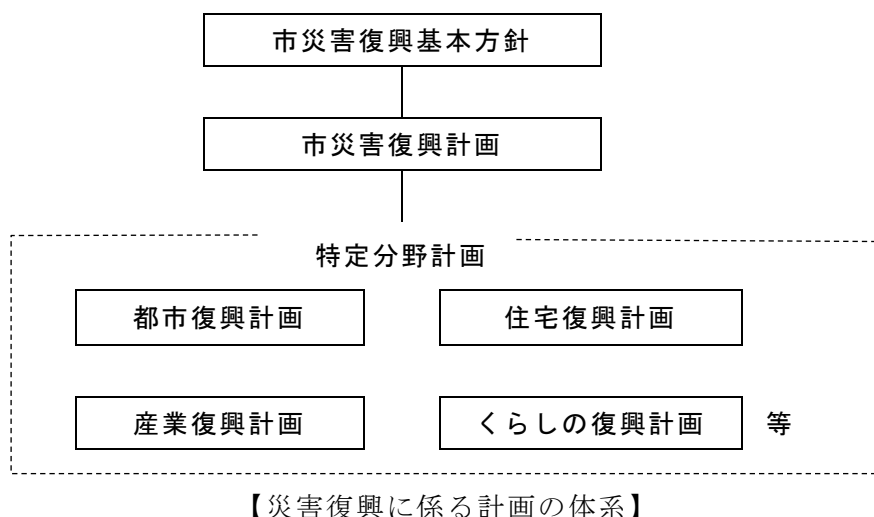
※ 国が、大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に基づき、復興基本方針を定めた場合には、市災害復興計画を復興法第10条に基づく復興計画として位置付け、国の復興基本方針及び東京都の復興方針に即して定めるものとする。

また、市は、次の手続で市災害復興計画を策定する。

- ・本部長は、災害復興計画検討委員会を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
- ・本部長は、災害復興計画検討委員会の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後6か月を目途に、市災害復興計画を策定し、公表する。

3 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、市災害復興基本方針を踏まえ、市災害復興計画の策定と並行し、個別の復興計画（以下「特定分野計画」という。）を策定する。



3-1 都市復興

市は、特定分野計画である都市復興計画を策定し、東京都と連携して、被災を繰り返さない、環境と共生したまちづくりを目指す。

3-2 住宅復興

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠な要素である。しかし、その再建には極めて大きな困難が伴うため、民間住宅の復興は自助努力が基本という原則を踏まえながら、市による適切な支援を行うことが必要である。

市は、特定分野計画である住宅復興計画を策定し、東京都と連携した応急的な住宅の確保、自力再建への支援及び公的住宅の供給により、風水害発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、可能な限り多様な住宅対策を講ずる。

3-3 産業復興

人々の暮らしは、安定雇用の実現や再開によって、はじめて安定したものとなる。そのため、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できることが重要となる。

市は、特定分野計画である産業復興計画を策定し、産業の復興が円滑に行われるよう、中小企業施策、観光施策、産業・エネルギー施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に検討する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施策再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を講ずる。

3-4 暮らしの復興

市民の暮らしを災害前の状態に戻すこと及び元の暮らしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合した暮らしができるよう、医療・福祉・保健・社会教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することが必要である。

市は、特定分野計画である暮らしの復興計画を策定し、市民の暮らしの復興が円滑に行われるよう、地域医療体制の整備と医療機関の機能回復、福祉サービス提供体制の再構築等、保健衛生対策、教育・文化対策、市民に対する情報提供と相談等の項目について検討を進める。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

4 策定スケジュール

災害復興に係る各計画は、おおむね次のスケジュールで策定する。

【策定スケジュール】

着手時期	内 容
1週間～1か月以内	・家屋被害状況調査 1 調査 2 補足調査 3 家屋被害台帳等の作成・整理・公表
2週間以内	・市災害復興計画検討委員会開催 ・市災害復興基本方針の策定・公表
1か月以内	・市災害復興計画の基本理念等決定
3か月以内	・財政計画の調整
4か月以内	・市災害復興計画（案）の策定 ・住民への提示及び意見集約
5か月以内	・特定分野計画との調整
6か月以内	・東京都災害復興計画との調整 ・市災害復興計画の策定・公表

第 5 部 水防法及び土砂災害防止法に基づき 名称・所在地を定める施設

第1章 水防法に基づき名称及び所在地を定める施設

第1節 要配慮者利用施設の範囲

1 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条に基づき、名称及び所在地を定める事業所等に関する事項について定める。なお、該当する事業所等の名称及び所在地は、資料編に定める。

市における要配慮者利用施設の範囲は、平成29年6月に国土交通省水管理国土保全局長が発出した国水第12号第一の1の(2)に想定されるものに基づき、次のとおりとする。

資料編「2-40」

【要配慮者利用施設の範囲】

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、障害児・者施設、児童福祉施設等の社会福祉施設（※） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）
-------------	--

※ 具体的な施設の種類の種類は、おおむね次のとおりとする。

【要配慮者利用施設の範囲】

高齢者施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
障害児・者施設等	身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設
児童福祉施設等	児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター

第2章 土砂災害防止法に基づき名称及び所在地を定める施設

第1節 要配慮者利用施設の範囲

1 要配慮者利用施設の範囲

土砂災害防止法第8条に基づき、名称及び所在地を定める要配慮者利用施設に関する事項について定める。なお、該当する施設の名称及び所在地は、資料編に定める。

要配慮者利用施設の範囲は、土砂災害警戒区域内に所在する施設のうち、次のものとする。

資料編「2－43」

【要配慮者利用施設の範囲】

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、障害児・者施設、児童福祉施設等の社会福祉施設（※） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）
-------------	--

※ 具体的な施設の種類の、おおむね次のとおりとする。

【要配慮者利用施設の範囲】

高齢者施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
障害児・者施設等	身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設
児童福祉施設等	児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター